

# 石巻市地域防災計画

## 地震災害対策編



## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 災害予防対策               | 1  |
| 第1節 地震に強いまちの形成           | 1  |
| 第1 地震に強いまちづくり            | 1  |
| 第2節 地盤にかかる施設等の災害対策       | 3  |
| 第1 土砂災害防止対策の推進           | 3  |
| 第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進    | 3  |
| 第3 農業施設等                 | 3  |
| 第4 液状化対策の推進              | 4  |
| 第3節 海岸保全施設等の災害対策         | 5  |
| 第1 海岸保全施設等の整備            | 5  |
| 第2 河川管理施設                | 5  |
| 第3 農業施設                  | 6  |
| 第4 港湾・漁港等の施設             | 6  |
| 第4節 交通施設の災害対策            | 7  |
| 第1 交通施設の災害対策             | 7  |
| 第5節 都市の防災対策              | 9  |
| 第1 市街地開発事業等の推進           | 9  |
| 第2 都市公園施設                | 9  |
| 第6節 建築物等の予防対策            | 10 |
| 第1 公共施設の予防対策             | 10 |
| 第2 一般建築物                 | 11 |
| 第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策 | 11 |
| 第4 文化財の防災対策              | 11 |
| 第7節 ライフライン施設等の予防対策       | 12 |
| 第1 ライフライン施設等の予防対策        | 12 |
| 第8節 危険物施設等の予防対策          | 16 |
| 第1 危険物施設等の予防対策           | 16 |
| 第9節 防災知識の普及              | 18 |
| 第1 防災知識の普及、徹底            | 18 |
| 第2 市学校等教育機関における防災教育      | 21 |
| 第3 市民の取組                 | 22 |
| 第4 災害教訓の伝承               | 23 |
| 第10節 地震防災訓練の実施           | 24 |
| 第1 地震防災訓練の実施             | 24 |
| 第11節 地域における防災体制          | 26 |
| 第1 自主防災組織の育成             | 26 |
| 第2 地区防災計画の提案             | 26 |
| 第12節 ボランティアのコーディネート      | 28 |
| 第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備  | 28 |
| 第2 災害ボランティアの養成           | 28 |
| 第13節 企業等の防災対策の推進         | 30 |

|        |                   |    |
|--------|-------------------|----|
| 第 1    | 企業等の役割            | 30 |
| 第 2    | 企業等の防災組織          | 31 |
| 第 14 節 | 地震調査研究等の推進        | 32 |
| 第 1    | 調査研究の連携強化         | 32 |
| 第 2    | 防災対策研究の情報発信       | 32 |
| 第 15 節 | 情報通信網の整備          | 33 |
| 第 1    | 県、関係機関等との災害通信網の整備 | 33 |
| 第 2    | 市民への通信体制の整備と周知    | 33 |
| 第 16 節 | 職員の配備体制           | 35 |
| 第 1    | 活動体制の整備           | 35 |
| 第 2    | 業務継続計画（BCP）の整備    | 35 |
| 第 17 節 | 防災拠点等の整備          | 37 |
| 第 1    | 防災拠点の整備及び連携       | 37 |
| 第 2    | 防災拠点機能の確保・充実      | 37 |
| 第 3    | 防災用資機材等の整備・充実     | 38 |
| 第 4    | 防災用資機材の確保対策       | 38 |
| 第 18 節 | 相互応援体制の整備         | 39 |
| 第 1    | 相互応援体制の整備         | 39 |
| 第 2    | 応援体制の整備           | 40 |
| 第 3    | 自衛隊との連携           | 40 |
| 第 19 節 | 医療救護体制・福祉支援体制の整備  | 41 |
| 第 1    | 医療救護体制の整備         | 41 |
| 第 2    | 医薬品等の供給体制の整備      | 42 |
| 第 3    | 福祉支援体制の整備         | 42 |
| 第 20 節 | 火災予防対策            | 45 |
| 第 1    | 火災予防対策            | 45 |
| 第 21 節 | 緊急輸送体制の整備         | 47 |
| 第 1    | 輸送体制の整備           | 47 |
| 第 2    | 燃料確保体制の整備         | 48 |
| 第 3    | 障害物除去体制の整備        | 48 |
| 第 22 節 | 避難対策              | 50 |
| 第 1    | 避難所等の確保、整備        | 50 |
| 第 2    | 避難誘導体制の整備         | 52 |
| 第 3    | 市民への周知            | 52 |
| 第 23 節 | 避難受入れ対策           | 54 |
| 第 1    | 避難所の運営・管理対策       | 54 |
| 第 2    | 広域避難の対策           | 55 |
| 第 3    | 応急仮設住宅対策          | 55 |
| 第 4    | 帰宅困難者対策           | 55 |
| 第 5    | 孤立地区対策            | 55 |
| 第 24 節 | 食料、飲料水及び生活物資の確保   | 57 |
| 第 1    | 備蓄体制の整備           | 57 |
| 第 2    | 食料等の調達体制の整備       | 57 |

|      |                   |     |
|------|-------------------|-----|
| 第3節  | 受援体制の確保           | 58  |
| 第25節 | 要配慮者・避難行動要支援者への対策 | 59  |
| 第1節  | 高齢者、障害者等への支援対策    | 59  |
| 第2節  | 外国人への支援対策         | 64  |
| 第3節  | 旅行者への支援対策         | 64  |
| 第26節 | 複合災害対策            | 65  |
| 第1節  | 複合災害を考慮した対策の検討    | 65  |
| 第2節  | 防災力の向上            | 65  |
| 第27節 | 災害廃棄物対策           | 66  |
| 第1節  | 処理体制の整備           | 66  |
| 第2節  | 一時保管場所の確保         | 66  |
| 第28節 | 積雪寒冷地域における地震災害予防  | 68  |
| 第1節  | 除雪体制等の整備          | 68  |
| 第2節  | 避難所体制の整備          | 68  |
| 第2章  | 災害応急対策            | 69  |
| 第1節  | 防災活動体制            | 71  |
| 第1節  | 配備体制              | 71  |
| 第2節  | 災害対策本部            | 77  |
| 第3節  | 警戒本部・特別警戒本部       | 88  |
| 第4節  | 各機関の体制            | 89  |
| 第2節  | 情報の収集・伝達          | 90  |
| 第1節  | 情報管理体制            | 90  |
| 第2節  | 被害情報の収集・報告        | 91  |
| 第3節  | 地震関連情報の伝達         | 93  |
| 第3節  | 災害広報活動            | 97  |
| 第1節  | 社会的混乱の防止          | 97  |
| 第2節  | 市民への広報            | 97  |
| 第3節  | 報道機関への対応          | 99  |
| 第4節  | 相互応援活動            | 100 |
| 第1節  | 自治体等への応援要請        | 100 |
| 第5節  | 災害救助法の適用          | 102 |
| 第1節  | 災害救助法の適用          | 102 |
| 第2節  | 救助の種類             | 103 |
| 第6節  | 自衛隊の災害派遣要請        | 104 |
| 第1節  | 自衛隊の災害派遣要請        | 104 |
| 第7節  | 救急・救助活動           | 107 |
| 第1節  | 救急・救助活動           | 107 |
| 第8節  | 医療救護活動            | 110 |
| 第1節  | 初動医療活動            | 110 |
| 第9節  | 消火活動              | 113 |
| 第1節  | 消火活動              | 113 |
| 第10節 | 交通輸送活動            | 115 |
| 第1節  | 交通規制              | 115 |

|      |                        |     |
|------|------------------------|-----|
| 第2   | 緊急輸送路等の確保              | 117 |
| 第3   | 輸送の確保                  | 119 |
| 第11節 | ヘリコプターの活動              | 120 |
| 第1   | ヘリコプターの活用              | 120 |
| 第12節 | 避難活動                   | 121 |
| 第1   | 避難情報の発令                | 121 |
| 第2   | 避難の指示の内容及び周知           | 122 |
| 第3   | 避難誘導                   | 122 |
| 第4   | 避難所の開設                 | 123 |
| 第5   | 避難所の運営                 | 123 |
| 第6   | 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等対策 | 125 |
| 第7   | 帰宅困難者対策                | 126 |
| 第8   | 孤立集落対策                 | 126 |
| 第9   | 広域避難                   | 126 |
| 第13節 | 応急仮設住宅等の確保             | 127 |
| 第1   | 住宅の応急修理                | 127 |
| 第2   | 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保    | 127 |
| 第3   | 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等  | 128 |
| 第14節 | 相談活動                   | 131 |
| 第1   | 相談活動                   | 131 |
| 第15節 | 要配慮者・避難行動要支援者対策        | 132 |
| 第1   | 災害発生時避難支援の構築           | 132 |
| 第2   | 避難誘導等の支援               | 132 |
| 第3   | 避難所等における支援             | 133 |
| 第4   | 外国人や旅行者への支援            | 134 |
| 第16節 | 愛玩動物の収容対策              | 135 |
| 第1   | ペット対策                  | 135 |
| 第17節 | 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給    | 136 |
| 第1   | 食料の供給                  | 136 |
| 第2   | 生活物資の供給                | 137 |
| 第3   | 給水                     | 138 |
| 第4   | 救援物資の受入れ               | 139 |
| 第5   | 物資集配拠点の設置              | 139 |
| 第18節 | 防疫対策・保健衛生活動            | 140 |
| 第1   | 防疫活動                   | 140 |
| 第2   | 保健衛生活動                 | 141 |
| 第19節 | 遺体等の捜索・処理・埋葬           | 144 |
| 第1   | 遺体の捜索                  | 144 |
| 第2   | 遺体の収容・処理               | 144 |
| 第3   | 遺体の埋葬                  | 145 |
| 第20節 | 廃棄物処理活動                | 146 |
| 第1   | 廃棄物の処理                 | 146 |
| 第2   | し尿の処理                  | 147 |

|      |                    |     |
|------|--------------------|-----|
| 第21節 | 社会秩序維持活動           | 148 |
| 第1   | 警備対策               | 148 |
| 第2   | 物価監視               | 148 |
| 第22節 | 教育活動               | 149 |
| 第1   | 災害発生時の対応           | 149 |
| 第2   | 学校施設等の応急措置         | 149 |
| 第3   | 教育の実施              | 150 |
| 第4   | 文化財対策              | 151 |
| 第23節 | 防災資機材及び労働力の確保      | 152 |
| 第1   | 防災資機材の確保           | 152 |
| 第2   | 労働力の確保             | 152 |
| 第24節 | 公共土木施設等の応急対策       | 153 |
| 第1   | 公共土木施設             | 153 |
| 第25節 | ライフライン施設等の応急復興     | 158 |
| 第1   | ライフライン施設           | 158 |
| 第26節 | 危険物施設等の安全確保        | 162 |
| 第1   | 危険物施設等の安全対策        | 162 |
| 第27節 | 農林水産業の応急対策         | 164 |
| 第1   | 農林水産業              | 164 |
| 第28節 | 二次災害・複合災害防止対策      | 166 |
| 第1   | 危険度判定              | 166 |
| 第2   | 風評被害等の軽減           | 167 |
| 第3   | 水防対策               | 167 |
| 第4   | 土砂災害対策             | 167 |
| 第5   | 空き家等の把握            | 168 |
| 第29節 | 応急公用負担等の実施         | 169 |
| 第1   | 応急公用負担の権限          | 169 |
| 第2   | 応急公用負担の措置          | 170 |
| 第30節 | ボランティア活動           | 171 |
| 第1   | ボランティアの活動拠点について    | 171 |
| 第2   | 専門性のあるボランティア活動について | 172 |
| 第31節 | 海外からの支援の受入れ        | 173 |
| 第1   | 海外からの救援活動の受入れ      | 173 |
| 第3章  | 災害復旧・復興対策          | 174 |
| 第1節  | 災害復旧・復興計画          | 176 |
| 第1   | 災害復旧・復興方針の決定等      | 176 |
| 第2   | 災害復旧計画             | 176 |
| 第3   | 災害復興計画             | 178 |
| 第2節  | 生活再建支援             | 180 |
| 第1   | 被災者の生活確保           | 180 |
| 第2   | 被害家屋の調査・罹災証明等の発行   | 182 |
| 第3節  | 住宅復旧支援             | 184 |
| 第1   | 住宅復旧支援             | 184 |

|     |            |     |
|-----|------------|-----|
| 第4節 | 産業復興支援     | 185 |
| 第1  | 産業復興支援     | 185 |
| 第5節 | 都市基盤の復興対策  | 186 |
| 第1  | 都市基盤の復興対策  | 186 |
| 第6節 | 義援金の受入れ、配分 | 188 |
| 第1  | 義援金の受入れ、配分 | 188 |
| 第7節 | 激甚災害の指定    | 189 |
| 第1  | 激甚災害の調査    | 189 |
| 第2  | 激甚災害の手続    | 189 |
| 第8節 | 災害対応の検証    | 190 |
| 第1  | 検証の実施      | 190 |
| 第2  | 検証結果の反映    | 191 |

注 枠囲いについては宮城県地域防災計画から抜粋し、抜粋箇所は宮城県地域防災計画の編名、章番号―節番号を示している。

# 第 1 章 災害予防対策



## 第1節 地震に強いまちの形成

| 項 目           | 担 当                                                    | 関係機関                               |
|---------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 第1 地震に強いまちづくり | 危機対策課、●政策企画課、地域振興課、都市計画課、道路課、建築指導課、下水道管理課、下水道建設課、教育委員会 | 仙台河川国道事務所、東部土木事務所、石巻地区広域行政事務組合消防本部 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 地震に強いまちづくり

#### 1 基本的な考え方

市は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- (1) 想定する地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
  - ア いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
  - イ 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
  - ウ 多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

#### 2 地震に強い都市構造の形成

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、幹線道路、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

#### 3 揺れに強いまちづくりの推進

(1) 建築物の耐震化

市は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化の促進を図る。

(2) 耐震化を促進するための環境整備

市は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

(3) 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、市は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

(4) 居住空間内外の安全確保対策

市は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

**4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進**

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき宮城県が定める「地震防災緊急事業五箇年計画」による施設等の整備を推進する。

計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮し、積雪寒冷地特有の課題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。また、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

※ 資料第38 地震防災緊急事業五箇年計画個別計画

**5 長寿命化計画の作成**

市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

## 第2節 地盤にかかる施設等の災害対策

| 項 目                   | 担 当               | 関係機関      |
|-----------------------|-------------------|-----------|
| 第1 土砂災害防止対策の推進        | ●危機対策課、道路課        | 東部土木事務所   |
| 第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進 | 危機対策課、●農林課        | 東部地方振興事務所 |
| 第3 農業施設等              | 農林課               |           |
| 第4 液状化対策の推進           | ●建築指導課、施設を管理している課 |           |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 土砂災害防止対策の推進

#### 1 土砂災害警戒区域等の周知

市は、土砂災害危険区域や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

### 第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進

#### 1 山地災害危険地区の啓発活動

市は、県からの山地災害危険地区に関する情報提供を受け、地域防災計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れるよう努める。

### 第3 農業施設等

市は、次により災害に強い農村づくりを推進する。

#### 1 農業・農村における基盤整備の推進

農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、みやぎ農業農村整備基本計画等に基づき、農業農村整備事業等を推進する。

#### 2 農業施設の耐震性の改善

新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

#### 3 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

#### 4 農業被害の予防対策

農業、畜産業、養蚕業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

##### (1) 営農用資機材の確保

ア 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

##### (2) 営農防災対策の推進

ア 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

イ 施設園芸・養蚕・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

### 第4 液状化対策の推進

---

#### 1 液状化対策等の実施

市は、液状化のおそれのある箇所について、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。

また、防災上特に重要な施設の設置に当たっては、地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限にする対策を実施する。

#### 2 市民への情報提供

市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、市民への適切な情報提供を図る。

## 第3節 海岸保全施設等の災害対策

| 項 目           | 担 当                 | 関係機関               |
|---------------|---------------------|--------------------|
| 第1 海岸保全施設等の整備 | ●水産課、               | 東部地方振興事務所、東部土木事務所  |
| 第2 河川管理施設     | ●河川港湾高規格道路整備推進課、道路課 | 北上川下流河川事務所、東部土木事務所 |
| 第3 農業施設       | 農林課                 |                    |
| 第4 港湾・漁港等の施設  | ●水産課、河川港湾高規格道路整備推進課 | 東部地方振興事務所、石巻港湾事務所  |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 海岸保全施設等の整備

#### 1 海岸保全事業等の実施

|                                                                                                                                                                                                                                                              |                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                          | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋 |
| <p>海岸管理者は、震災を防止し又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。</p> <p>また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。</p> <p>なお、災害に関する危険区域の周知又は災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設、観測機器等の整備を促進する。</p> |                         |

### 第2 河川管理施設

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋 |
| <p>第3 河川管理施設</p> <p>1 維持管理の実施</p> <p>河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努める。</p> <p>2 計画的な耐震対策の推進</p> <p>河川管理者は、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。</p> <p>3 応急復旧及び水防活動の体制整備</p> <p>河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。</p> <p>4 防災拠点等の整備</p> <p>河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、都市部の名取川及び広瀬川において、緊急時に避難や物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。</p> |                         |

### 第3 農業施設

市は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案・農水省)」のため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

### 第4 港湾・漁港等の施設

|                                                                                |                         |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                                            | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋 |
| 第6 港湾・漁港等の施設                                                                   |                         |
| 主要施設の耐震性確保                                                                     |                         |
| 港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等 港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。 |                         |

## 第4節 交通施設の災害対策

| 項 目          | 担 当                                       | 関係機関                                                   |
|--------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第1 交通施設の災害対策 | 商工課、観光課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課 | 仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 交通施設の災害対策

#### 1 道路施設の予防対策

道路管理者は、道路・橋梁等の施設の整備を推進する。

##### (1) 道路

###### ア 耐震・耐津波性の強化

災害により、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災対策等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たって、耐震基準に基づいた整備を図る。

###### イ 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

###### ウ 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などについては、国、県及び沿岸市町との情報の共有化を図る。

###### エ 道の駅などの駐車場等の活用

市は、災害により移動困難になった道路利用者の一時的な避難及び災害情報取得のため、道の駅などの駐車場や他の駐車場等の諸施設の活用を図る。

##### (2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、点検を行い、必要に応じて橋梁補強工事を実施し耐震性・耐津波性を高めるとともに、点検を充実させる。

##### (3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して点検を行い、必要に応じて補強対策を実施するとともに、点検を充実させる。

##### (4) 道路附属施設

災害における道路情報の迅速・正確な提供を行うための道路情報提供装置や、夜間における安全かつ迅速な避難を可能にするための街路灯等の整備を図る。

##### (5) 交通規制内容の周知

大津波警報発表時等における交通規制の情報を周知する。

## 2 鉄道施設の予防対策

鉄道事業者は、それぞれの事業計画に基づき事前対策を実施する。市は、鉄道事業者が行う対策について協力する。

| ※参考            | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-5 の抜粋                                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6 鉄道施設        |                                                                                                          |
| 1 耐震性の強化       | 鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。                                                      |
| 2 異常事態発生時の対策検討 | 鉄道事業者は、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。                                            |
| 3 線路巡回計画の策定    | 鉄道事業者は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震発生後の線路巡回計画を定める。                       |
| 4 線路に近接する施設の対策 | 鉄道事業者は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。                                         |
| 5 復旧体制の整備      | 鉄道事業者は、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。<br>(1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制<br>(2) 復旧用資材・機器の手配<br>(3) 防災意識の普及・向上 |

## 3 港湾施設の予防対策

| ※参考       | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-5 の抜粋                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 港湾施設の整備 | (2) 港湾施設の整備及び管理<br>港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。<br>気仙沼港等の地方港湾についても、震災後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の、整備・管理に努める。<br>また、港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を促進する。 |

## 4 漁港施設の予防対策

| ※参考                                                                                                                                                                                  | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-5 の抜粋 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港（気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜、閑上）及びその補完漁港、離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。 |                           |

※ 資料第33 漁港施設一覧

## 第5節 都市の防災対策

| 項 目            | 担 当          | 関係機関 |
|----------------|--------------|------|
| 第1 市街地開発事業等の推進 | 危機対策課、●都市計画課 |      |
| 第2 都市公園施設      |              |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 市街地開発事業等の推進

#### 1 市街地開発事業等の推進

市は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業により、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

#### 2 土地区画整理事業の推進

市は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な地区の解消を図るため、狭あい道路の拡幅など土地区画整理事業による市街地の整備を推進する。

#### 3 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

市は、防災性の高い市街地の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

### 第2 都市公園施設

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び適正配置を行うとともに、市が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

## 第6節 建築物等の予防対策

| 項 目                          | 担 当        | 関係機関 |
|------------------------------|------------|------|
| 第1 公共施設の予防対策                 | 施設を管理している課 |      |
| 第2 一般建築物                     | 建築指導課      |      |
| 第3 落下物及び倒壊建物、<br>ブロック塀等の安全対策 |            |      |
| 第4 文化財の防災対策                  | 生涯学習課      |      |

### 第1 公共施設の予防対策

#### 1 公共建築物全般の対策

##### (1) 耐震性等の確保

市及び施設管理者は、庁舎、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等の要配慮者にかかわる施設、複合文化施設等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐津波性の確保を図る。

##### (2) 特に配慮を要する施設の防災拠点化

市は、行政関連施設、避難所等、要配慮者にかかわる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、市及び施設管理者は、建築物の耐津波化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

それらの施設は、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

#### 2 教育施設

市教育委員会及び市は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全を図るため、次の対策を講じる。

なお、私立学校の設置者に対しては、校舎等の耐震性の強化及び設備・備品等の安全管理について、適切な対策を講じるよう要請する。

##### (1) 耐震性等の確保

校舎等の耐震性、耐津波性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

##### (2) 設備等の安全確保

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒や落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

※ 資料第12 文教施設耐震化事業予定

## 第2 一般建築物

---

### 1 既存建築物の耐震化

市は、「石巻市耐震改修促進計画」に基づき、建築物に対する指導等の強化や、計画的な耐震化の促進を図っていく。

また、市は市民に対し、「木造住宅耐震診断事業」や「木造住宅耐震改修工事助成事業」について周知し、耐震化の促進を図る。

### 2 建物内の安全対策

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための措置について普及・啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策の啓発を図っていく。

## 第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策

---

### 1 ブロック塀等の安全化対策

市は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による被害を防止するために、道路に面しているブロック塀等を対象とした、「危険ブロック塀等除却事業」等により、その安全性を確保する。

通学路及び避難道路沿いの市民や建築物の所有者等は、日頃から点検をし、必要に応じて補強や撤去を行う。新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守する。

### 2 落下物・倒壊物対策

市は、市街地の沿道における窓ガラスや外装材、屋外広告物等の落下や倒壊を防ぐために、危険箇所の把握や市民への周知、所有者への指導等を行う。

建築物の所有者等は、日頃からの点検や必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守する。

## 第4 文化財の防災対策

---

市教育委員会は、国及び県とともに文化財保護のための防災対策に努める。

## 第7節 ライフライン施設等の予防対策

| 項 目               | 担 当                   | 関係機関                                                                                                  |
|-------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 ライフライン施設等の予防対策 | ●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課 | 東北電力ネットワーク（株）石巻電力センター、東日本電信電話（株）宮城事業部、（一社）宮城県 LP ガス協会石巻地区各支部、石巻ガス（株）、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 ライフライン施設等の予防対策

#### 1 上水道施設

石巻地方広域水道企業団は、地域の状況等を考慮しながら、災害時においても断水等の影響を最小限にするため、容易な復旧を可能とすることを基本とし、危機管理体制の整備に努める。

#### 2 下水道施設

市においては、公共下水道及び農業集落排水施設等の供用を開始しており、今後は未整備区域の早期供用開始に向け事業を進める。

また、下水道による浸水防除機能の役割は大きく、その不備は、市民生活に多大な影響を与えることから、津波発生時においても、浸水防除機能を保持することができるよう、施設の防災性、耐津波性の強化に努めるとともに、災害対策用資機材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

#### 3 電力施設

| ※参考                                                                                                                                                                                                                  | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <b>1 水力発電設備</b><br>(1) ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるように設計する。<br>(2) ダムを除く水路工作物並びにその他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。<br>(3) 建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。 |                         |
| <b>2 火力発電設備</b><br>(1) 機器の耐震化は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計を行う。<br>(2) 建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。                                                                                   |                         |
| <b>3 原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載）</b><br>原子力発電設備は安全上の重要度に応じて耐震設計や液状化対策を行う。また、重要な建物及び構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。                                                                                                             |                         |
| <b>4 送電設備</b><br>(1) 架空電線路<br>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。                                                                                                                                     |                         |

(2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については耐震対策指針等に基づき設計を行う。洞道は、標準示方書等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

5 変電設備

(1) 機器の耐震設計は、変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。

(2) 建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

6 配電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

7 通信設備

通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程（JEAC6011-2013）に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。

8 電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等については、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

9 復旧迅速化のための連携強化

電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

4 ガス施設

(1) 液化石油ガス施設

| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2－8 の抜粋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | <p>液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和 42 年法律第 149 号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。</p> <p>イ 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S 型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進</p> <p>ロ 耐震性の確認（チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）</p> <p>ハ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消</p> <p>ニ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）</p> |
| (2) | <p>（一社）宮城県 LP ガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LP ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

- (3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して適宜、指導助言（立入検査を含む。）することにより、その完遂を支援する。
- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

## (2) 都市ガス事業者

| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | <p>ガス事業者は、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）並びに一般社団法人日本ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、マイコンメーター等）の設置</li> <li>ロ 耐震性の向上（ガス導管の地区分割・緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等）</li> <li>ハ 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消</li> <li>ニ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）</li> </ul> |
| (2) | <p>関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (3) | <p>ガス事業者は、PE管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (4) | <p>ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 5 電信・電話施設

| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>設備の災害予防</p> <p>電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び沿岸市町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策 <p>主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。</p> </li> <li>(2) 通信網の整備・充実 <p>バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルー</p> </li> </ul> |

ト構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

## 6 廃棄物処理施設

(1) 処理施設の耐震化等

市は、耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む。）や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

市は、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

また、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

(2) 処理施設の補修体制の整備

市は、処理施設において、災害時の BCP（業務継続計画）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

(3) 処理体制の整備等

市は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。また、収集運搬車両の燃料確保を災害時応援協定等の内容に含め、円滑に燃料が確保される体制を整備する。

## 第8節 危険物施設等の予防対策

| 項 目            | 担 当   | 関係機関                                   |
|----------------|-------|----------------------------------------|
| 第1 危険物施設等の予防対策 | 危機対策課 | 石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所 |

### 第1 危険物施設等の予防対策

#### 1 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の予防対策

石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底など、普及・啓発に努める。

また、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の管理者は、法令の遵守及び自主的な保安体制の強化に努める。

#### 2 高圧ガス施設の予防対策

|     |                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－9の抜粋                                                                                 |
| 1   | 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。 |
| 2   | 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る。                                |
| 3   | 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。                                          |

#### 3 火薬類施設の予防対策

石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署は、実態把握を進め情報を共有するとともに、関係事業者に対する、法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等に努める。

|     |                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－9の抜粋                                                                                                                             |
| 1   | 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震発生した場合、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。<br>(1) 定期自主検査、保安教育を確実に実施する。<br>(2) 製造施設・火薬庫の維持点検に努める。 |
| 2   | (一社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。                                                                                           |
| 3   | 消防関係機関は、(1)について立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。                                                                                                                 |
| 4   | 県は、(1)について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、(2)について自主保安体制の確立・推進を支援する。<br>なお、警察は、安全性の確保のため火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び消費者等に対し、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。                      |
| 5   | 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。                                                                                      |

#### 4 毒物・劇物貯蔵施設の保安対策

| ※参考 | 宮城県地域防災計画 津波災害対策編 2－8 の抜粋                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。 |
| 2   | 県は、関係機関・団体と連携し、立入検査や研修会等を通じ毒物劇物営業者等に指導助言を行う。                                                                    |
| 3   | 県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器具)を確立する。                                                                          |
| 4   | 県は、災害で散乱した毒物劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。                                                          |

#### 5 広報・啓発の推進

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、事業所及び一般の市民に対し、危険物等による災害防止について広報・啓発に努める。

※ 資料第11 危険物施設等一覧

## 第9節 防災知識の普及

| 項 目                 | 担 当                                         | 関係機関                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 第1 防災知識の普及、徹底       | ●危機対策課、保健福祉総務課、観光課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会 | 石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）、その他関係機関 |
| 第2 市学校等教育機関における防災教育 | 危機対策課、子ども保育課、子育て支援課、●教育委員会                  |                                                                |
| 第3 市民の取組            | 危機対策課                                       |                                                                |
| 第4 災害教訓の伝承          | ●震災伝承推進室、教育委員会                              |                                                                |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 防災知識の普及、徹底

#### 1 職員への防災知識の普及

災害発生時において、市は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配布、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

市は次の事項について、研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合を含む。）
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- (8) 家庭及び地域における防災対策

#### 2 市民への防災知識の普及

##### (1) 防災関連行事の実施

##### ア 総合防災訓練、講演会等の実施

市は、市民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民に周知させる。

#### イ 防災とボランティア関連行事の実施

市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

#### ウ 東日本大震災発生日の位置づけ検討

市は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。

#### （2）ハザードマップ等の活用

市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

#### （3）専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震災害に関する専門家の活用を図る。

#### （4）普及・啓発の実施

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

#### 【市民等への普及・啓発を図る事項】

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動</p> <p>②震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等の地震情報</p> <p>③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>④地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>⑤北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>⑥災害危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における避難対象地区</li> <li>・孤立する可能性のある地域内集落</li> <li>・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識など</li> </ul> <p>⑦避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること</li> <li>・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと</li> <li>・「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例等</li> <li>・各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識</li> <li>・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</li> <li>・各地域における避難情報の伝達方法など</li> </ul> <p>⑧家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄</li> <li>・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等の準備）</li> <li>・自動車へのこまめな満タン給油</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・出火防止等の対策の内容
- ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めることなど

⑨災害時にとるべき行動

- ・地震が発生した場合の出火防止
- ・近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・自動車運行の自粛
- ・その他避難情報の発令時、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動
- ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることなど

（5）要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等多様な視点に十分配慮する。

イ 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

（6）災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

（7）相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

（8）「暴力は許されない」意識の普及、徹底

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

- (1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。
- (2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。
  - ア 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配布等を行う。
  - イ 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う。

#### 4 地域での防災知識の普及

- (1) ハザードマップの整備
  - ア ハザードマップの作成・周知  
市は、土砂災害警戒区域等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。
  - イ ハザードマップの有効活用  
市は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。
- (2) 日常生活の中での情報揭示  
市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。
- (3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知  
市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

#### 5 ドライバーへの啓発

- (1) 徒歩による避難の原則の徹底  
市は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。
- (2) 運転中における災害時の対応の周知  
市は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

#### 6 社会教育施設や防災拠点の活用

市及び市教育委員会は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

## 第2 市学校等教育機関における防災教育

---

- 1 市学校等教育機関は、市と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

### 3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

#### (1) 児童生徒及び幼児等に対する防災教育

ア 学校、幼稚園及び保育所等は、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時など校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

#### (2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 市及び市教育委員会は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

5 市及び市教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために市立学校に配置されている防災主任、地域の拠点となる学校に配置されている安全担当主幹教諭を活用し、防災教育計画の立案及び実践、校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。

6 市及び市教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

7 市及び市教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校安全マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童並びに生徒への防災意識の内面化や校内研修の企画及び実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

8 市及び市教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。

9 市及び市教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

10 幼稚園及び保育所の幼児に対し、教育活動を通じ、幼年消防クラブの結成を図り、地震、津波等に対する基礎的知識の普及に努める。

## 第3 市民の取組

---

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人一人が平常時より災害に対する備えを心がける

とともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。

#### 1 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

#### 2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

#### 3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

#### 4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

#### 5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

### 第4 災害教訓の伝承

---

市及び市教育委員会、防災関係機関は、東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

#### 1 資料の収集及び公開

市及び市教育委員会は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

#### 2 伝承機会の定期的な実施

市は、市教育委員会、学校、企業、関係機関等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、市民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

#### 3 石碑やモニュメントの継承

市及び市教育委員会は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

#### 4 伝承の取組

市及び市教育委員会は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第10節 地震防災訓練の実施

| 項 目          | 担 当                        | 関係機関                                                           |
|--------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 第1 地震防災訓練の実施 | ●危機対策課、教育委員会、子ども保育課、石巻市消防団 | 石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）、その他関係機関 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 地震防災訓練の実施

#### 1 市の防災訓練

##### (1) 総合防災訓練

市は、地域の防災力を高めるため、毎年6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）及び11月5日（津波防災の日）等に、市民や関係機関等が参加する、実践的な総合防災訓練等を実施する。

内容は、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮する等、災害時の状況を明確にした実践的なものとする。また、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

##### (2) 市の個別訓練

市は、災害応急対策における図上訓練や実働訓練を行う。防災訓練実施後は、成果や問題点について参加者の意見を収集し、防災体制や防災活動要領等の改善に反映する。

##### (3) 非常通信訓練

市は、東北総合通信局、県、関係機関とともに、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として、年1回以上非常通信訓練を実施する。

#### 2 関係機関の防災訓練

|                                                                                                  |                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考                                                                                              | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-11の抜粋                                                                           |
| 第5 防災関係機関の防災訓練                                                                                   |                                                                                                    |
| 防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。 |                                                                                                    |
| 1 実践的かつ効果的な訓練の推進                                                                                 | 訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。 |
| 2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施                                                                          | 組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。                        |
| 3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実                                                                            | 住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。                                      |
| 4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施                                                                       |                                                                                                    |

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

3 学校等の防災訓練

市学校等教育機関は、地域や保護者と連携した避難訓練、市と連携した避難所運営訓練を実施する。避難訓練の際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難できるよう配慮する。

また、校内外活動（自然体験学習、校外学習を含む。）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災に係る避難計画を策定する。

4 事業所の防災訓練

事業所は、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のため、防災訓練を実施する。避難場所や津波避難ビルに指定されている場合は、一時的に市民を受入れることを想定した訓練も実施する。

また、「地域で助け合う共助」の体制を構築するために、市や自主防災組織等との合同訓練の実施に努める。

## 第11節 地域における防災体制

| 項 目          | 担 当   | 関係機関 |
|--------------|-------|------|
| 第1 自主防災組織の育成 | 危機対策課 |      |
| 第2 地区防災計画の提案 | 危機対策課 |      |

### 第1 自主防災組織の育成

市は、次の対策により、自主防災組織の育成を図る。

#### 1 自主防災組織への補助

「自主防災組織機能強化補助金交付要綱」に基づき、次のとおり自主防災組織の資機材購入費等を補助する。補助金の対象は次のとおりとする。

- (1) 防災活動に必要な資機材の購入費
- (2) 防災資機材等保管用の防災倉庫の設置購入費
- (3) 非常食及び飲料水の購入費
- (4) 防災訓練を実施するために必要な経費
- (5) 防災士を養成するために必要な経費

#### 2 自主防災組織の育成及び強化

- (1) 市は、自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効性のある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 市は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するため、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。
- (3) 防災士の育成を図る。

#### 3 女性の参画の促進

自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、防災リーダーの中に女性が含まれるよう育成を図る。

#### 4 防災訓練の実施

共助の体制を強化するために、自主防災組織を中心とした、地域住民が参加する訓練の実施に努める。

※ 資料第17 自主防災組織一覧

### 第2 地区防災計画の提案

#### 1 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者は、自発的な防災活動を推進するに当たり、必要に応じて、共同して、当該地区における防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、提案があった場合、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内

容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## 2 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、防災関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各地区において災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するにあたり、必要に応じ指導助言を行う。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しについて、指導助言を行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用が図られるように努める。

## 第12節 ボランティアのコーディネート

| 項 目                     | 担 当     | 関係機関                            |
|-------------------------|---------|---------------------------------|
| 第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備 | 保健福祉総務課 | (社福) 石巻市社会福祉協議会、(社福) 宮城県社会福祉協議会 |
| 第2 災害ボランティアの養成          |         |                                 |

### 第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備

#### 1 コーディネート体制の整備

(社福) 石巻市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア調整のため、災害支援活動団体等と相互協力し、市や災害支援活動団体等との連絡体制の強化及び災害ボランティアセンター設置場所に関する調整、資機材の確保に関する情報整理に努める。

また、災害時における責任者や担当者等の役割分担を明確化するため、災害ボランティアセンター運営に関する要綱等の整理を行うとともに、ボランティアのコーディネートのための関係書式の作成や具体的な訓練を行う。

#### 2 災害ボランティアセンターの設置・運営

(社福) 石巻市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関し、協定に基づき市と連携・協力をする。

#### 3 災害ボランティアセンターの環境整備

市は県と連携し、(社福) 石巻市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが、効果的な活動を可能となるよう必要な支援を行う。

#### 4 災害ボランティアの連携体制の整備

市は、(社福) 石巻市社会福祉協議会及び災害支援活動団体等と協力し、災害ボランティア活動における連携体制を強化する。

##### (1) 災害支援活動団体等のボランティアとの連携

(社福) 石巻市社会福祉協議会は、日頃から必要なボランティア団体等との連携を密にし、災害時において速やかに活動できるよう努める。

##### (2) 災害ボランティア関係機関等とのネットワークの整備

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、定期的に事例検討や情報交換等の場を設定し、市、(社福) 石巻市社会福祉協議会、ボランティア等とのネットワークを構築する。

##### (3) 専門性のあるボランティア組織等の情報把握

市は、災害の状況によって様々なボランティア支援が必要であるため、専門の技術・技能を有する組織の情報を平常時から把握するように努める。

### 第2 災害ボランティアの養成

#### 1 災害ボランティアの普及・啓発

市及び(社福) 石巻市社会福祉協議会は、災害支援活動団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に対する市民の意識を高めるための普及・啓発活動に努める。

## 2 災害ボランティアの養成

### (1) 講習及び訓練の実施

市及び（社福）石巻市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要な知識等についての講習や訓練の実施に努める。

### (2) 災害ボランティア・コーディネーターの養成

市は、（社福）石巻市社会福祉協議会や災害支援活動団体等と連携し、災害ボランティア活動における様々な調整を担うマンパワーとして、コーディネーターの養成に努める。

### (3) 企業ボランティアの養成

市及び（社福）石巻市社会福祉協議会は、市内の事業所等との連携により、実践的・活動的な企業ボランティアの養成を推進し、地元企業のボランティア活動が活発化されるよう努める。

### (4) 災害ボランティア活動の環境整備

市は、災害ボランティアの活動環境として、市、（社福）石巻市社会福祉協議会、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。

市は、（社福）石巻市社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

## 第13節 企業等の防災対策の推進

| 項 目         | 担 当              | 関係機関 |
|-------------|------------------|------|
| 第1 企業等の役割   | 危機対策課、産業推進課、●商工課 |      |
| 第2 企業等の防災組織 |                  |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 企業等の役割

#### 1 企業等の活動

##### (1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

##### (2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

##### (3) 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

##### (4) 帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

#### 2 市の役割

##### (1) 防災に関するアドバイスの実施

地域の訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

##### (2) 企業防災の取組支援

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

市、商工会議所及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災及び減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努め

る。

また、市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

### (3) 企業の防災力向上対策

市及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

## 第2 企業等の防災組織

---

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模地震災害が発生した際、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、携帯トイレ（簡易トイレ）、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設耐震化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

## 第14節 地震調査研究等の推進

| 項 目            | 担 当               | 関係機関 |
|----------------|-------------------|------|
| 第1 調査研究の連携強化   | ●危機対策課、施設を管理している課 |      |
| 第2 防災対策研究の情報発信 | 危機対策課             |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 調査研究の連携強化

市は、防災関係機関又は、学術研究機関等が実施する観測・情報網の充実、地震対策の調査研究等に積極的に協力する。

### 第2 防災対策研究の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化にも資することから、市は、災害から得られた知見や教訓をホームページ等により広く情報発信・共有するよう努める。

## 第15節 情報通信網の整備

| 項 目                  | 担 当                 | 関係機関 |
|----------------------|---------------------|------|
| 第1 県、関係機関等との災害通信網の整備 | 危機対策課               |      |
| 第2 市民への通信体制の整備と周知    | 秘書広報課、●危機対策課、その他関係課 |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 県、関係機関等との災害通信網の整備

市は、災害時の通信を確保するために、伝送路の多重ルート化や関連装置の二重化を考慮して、次の通信施設の整備を図る。

#### 1 防災行政無線システム

災害時の情報連絡手段の基本となっている防災行政無線について、難聴地区への対策や防災行政無線以外の情報通信手段との連携を進める。また、老朽化した設備について更新を進める。

#### 2 地域衛星通信ネットワークシステム

災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、国、県、自治体等の通信衛星を介して結ぶ地域衛星通信ネットワークの衛星系地球局を利用する。

#### 3 電源の確保

停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備を整備する。特に、各設備等については耐震性・耐津波性の強化を図り、浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。

※ 資料第13 市が保有する情報通信設備一覧

### 第2 市民への通信体制の整備と周知

#### 1 地域からの情報収集体制の整備

市は、災害発生時の被災状況や問題発生状況を把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、多様な災害関連情報等を収集する体制を整備する。

#### 2 情報伝達手段の確保

市は、防災行政無線のほか、市民等に情報を伝達するため、次の手段を確保する。

なお、夜間・休日の情報伝達方法や海岸の観光客、港湾での就業者等にも情報が伝達できるよう留意する。

- (1) 災害情報メール配信サービスへの登録促進
- (2) ラジオ石巻との協力体制構築
- (3) 防災ラジオの活用（CFM 可聴エリアの拡大を含む。）
- (4) アマチュア無線ボランティアの活用
- (5) SNS（ツイッター、フェイスブック等）の活用
- (6) 通信事業者によるエリアメールの活用
- (7) 市ホームページの活用
- (8) Lアラート（災害情報共有システム）

#### 3 要配慮者への情報伝達手段の確保

- (1) 市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の導入を検討する。
  - ア 高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS 機能付き）
- (2) 市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の普及に努める。
  - ア 視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話
  - イ 肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話

## 第16節 職員の配備体制

| 項 目               | 担 当                       | 関係機関 |
|-------------------|---------------------------|------|
| 第1 活動体制の整備        | 全課                        |      |
| 第2 業務継続計画（BCP）の整備 | ●総務課、管財課、ICT 総合推進課、その他関係課 |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 活動体制の整備

市は、災害発生時に迅速かつ効果的に対応するため、必要に応じて職員の参集体制等の見直しや災害対策本部の強化を行い、実効的な初動体制を整備する。

#### 1 非常参集体制の明確化

市は、災害時における職員の動員計画を定め、非常参集体制を明確にする。また、交通の途絶、職員やその家族の被災等により、職員の動員が困難な場合を想定した、参集訓練を実施する。

#### 2 活動マニュアルの作成

災害発生時の応急対策について、各部各課で役割に応じた活動マニュアルを作成し、防災体制の充実を図る。

#### 3 連絡体制の整備

災害発生時に即座に職員の安否を確認するため、メールによって安否情報や参集状況等を把握し、災害対策本部に集約するシステムを整備する。

また、勤務時間外や個人の通信手段が不通となった場合を考慮し、自ら参集する体制を構築する。

#### 4 災害対策本部機能の充実

市は、次の点に留意して災害対策本部機能の充実を図る。

- (1) 災害対策本部室・本部事務室の整備、本部室の運営体制の整備
- (2) 災害時に備えた非常電源・自家発電機及び電話の余裕回線の確保
- (3) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
- (4) 応急対策用地図及びデータ等の配備
- (5) 非常用電話回線の増強
- (6) 交替勤務者用の仮眠室等の整備

#### 5 感染症対策

市及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。

### 第2 業務継続計画（BCP）の整備

#### 1 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制を定めた業務継続計画（BCP）を策定しており、活用できるように周知する。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととな

ることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

## **2 電源及び非常通信手段の確保**

市は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の準備等を行う。

## **3 データ管理の徹底**

市は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設等の情報及び測量図面等データの整備保存並びに、重要データの消失を防ぐため、バックアップ体制の強化を図る。また、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させるための整備を図る。

## 第17節 防災拠点等の整備

| 項 目              | 担 当                                  | 関係機関 |
|------------------|--------------------------------------|------|
| 第1 防災拠点の整備及び連携   | 管財課、●危機対策課、都市計画課                     |      |
| 第2 防災拠点機能の確保・充実  |                                      |      |
| 第3 防災用資機材等の整備・充実 | 管財課、●危機対策課、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課 |      |
| 第4 防災用資機材の確保対策   |                                      |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 防災拠点の整備及び連携

- 1 市は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
- 2 市は、避難場所及び防災拠点となる防災公園として石巻市総合運動公園の整備を推進する。
- 3 市は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。

また、市は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

### 第2 防災拠点機能の確保・充実

- 1 市は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

- 2 市は、万が一庁舎が被災した場合を想定し、災害対策本部の代替施設を確保する。  
代替施設においても、最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保を行う。
- 3 市は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- 4 市は、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれら拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

### 第3 防災用資機材等の整備・充実

---

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備・充実について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努める。

(2) 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

### 第4 防災用資機材の確保対策

---

1 地域内での確保対策

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

市は、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な医薬品や資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

市は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

市は、都市部における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

※ 資料第16 災害用備蓄物品一覧

※ 資料第29 医薬品の調達先

※ 資料第36 協定一覧

## 第18節 相互応援体制の整備

| 項 目          | 担 当                      | 関係機関  |
|--------------|--------------------------|-------|
| 第1 相互応援体制の整備 | ●危機対策課、協定を締結している課、その他関係課 | 各関係機関 |
| 第2 応援体制の整備   | 危機対策課                    |       |
| 第3 自衛隊との連携   |                          | 自衛隊   |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 相互応援体制の整備

#### 1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努める。

また、応援先・受援先の指定、連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について定め、必要な準備を行う。

なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

市は、国や県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。

#### 2 応援協定締結の推進

市は、応援協定締結を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

##### (1) 市町村間の応援協定

市は、大規模災害による被害極限及び早期復旧のため、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、相互応援協定の締結を推進する。

協定締結の際の留意事項は、次のとおりとする。

##### ア 連絡体制の確保

災害時における連絡担当部局の選定、夜間における連絡体制の確保

##### イ 円滑な応援要請

主な応援要請事項の選定、被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

##### (2) 関係機関等との応援協定

市は、平常時から関係機関や団体との応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

##### (3) 事業者との応援協定

市は、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

### 3 応援体制の充実

市は、平常時より協定先と連携し、応援体制を充実させるため、必要に応じて協定先との防災訓練や災害時の応援体制について情報交換を行う。

### 4 外部専門家による支援体制の構築

市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

※ 資料第36 協定一覧

## 第2 応援体制の整備

---

### 1 連携体制の構築

市は、県へ災害派遣の応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要求手順、連絡調整窓口、連絡の方法、連絡先の共有等必要な準備を整える。

### 2 応援体制の強化

|                                                                                          |                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ※参考                                                                                      | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-19の抜粋 |
| 県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。 |                          |

## 第3 自衛隊との連携

---

市は、平常時における協議や防災訓練の実施等を通じ、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、自衛隊や県との情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を習熟しておく。

## 第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

| 項 目             | 担 当        | 関係機関                                                                                                  |
|-----------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 医療救護体制の整備    | ●健康推進課、病院局 | 東部保健福祉事務所、（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、（一社）石巻薬剤師会、日本赤十字社宮城県支部、地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）、石巻地区広域行政事務組合消防本部 |
| 第2 医薬品等の供給体制の整備 | 健康推進課      | （一社）石巻薬剤師会                                                                                            |
| 第3 福祉支援体制の整備    | 保健福祉総務課    |                                                                                                       |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 医療救護体制の整備

#### 1 医療救護体制の整備

市は、迅速に医療救護を実施するため、次の対策を実施する。

- （1）救護所の設置場所の確保及び保健医療活動の担当部門の設置
- （2）（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会及び（一社）石巻薬剤師会との連携体制の整備
- （3）地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）を中心とした後方医療体制の整備

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-20の抜粋

#### （4）災害拠点病院（宮城 DMAT 指定病院）

イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」及び「地域災害拠点病院」を設置する。

| 災害拠点病院   | 医療圏       | 病院名                                                            |
|----------|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 基幹災害拠点病院 | 全県        | 国立病院機構仙台医療センター                                                 |
| 地域災害拠点病院 | 仙南        | みやぎ県南中核病院、公立刈田総合病院                                             |
|          | 仙台        | 東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、仙台赤十字病院、仙台オープン病院、東北医科薬科大学病院、坂総合病院、総合南東北病院 |
|          | 大崎・栗原     | 大崎市民病院、栗原市立栗原中央病院                                              |
|          | 登米・石巻・気仙沼 | 石巻赤十字病院、登米市立登米市民病院、気仙沼市立病院                                     |

ロ 災害拠点病院は次の機能を有する。

- （イ）多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
- （ロ）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- （ハ）自己完結型の DMAT 及び医療救護班の派遣機能
- （ニ）他の医療機関から派遣された DMAT や医療救護班の受入れ機能
- （ホ）地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

## 2 搬送体制の整備

市は、負傷者の搬送について後方搬送も含め、市、県、石巻地区広域行政事務組合消防本部及び医療機関それぞれの役割分担を明確化しておく。

## 3 市民等の自主的救護体制の整備

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、自治会組織、市民等に対し、地域における救護活動や医療機関への搬送活動等について、広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

## 4 健康管理体制の整備

市は、災害時に避難所における被災者の健康を守るため、地域保健医療調整本部と連携し、避難所アセスメント調査、避難者の健康調査及び健康相談等の健康支援の実施方法及び体制、被災者への栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

# 第2 医薬品等の供給体制の整備

---

市は、医薬品販売店及び医科機械販売店等の協力の下、災害時の医療用資機材・医薬品等の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

また、（一社）石巻薬剤師会と災害時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

# 第3 福祉支援体制の整備

---

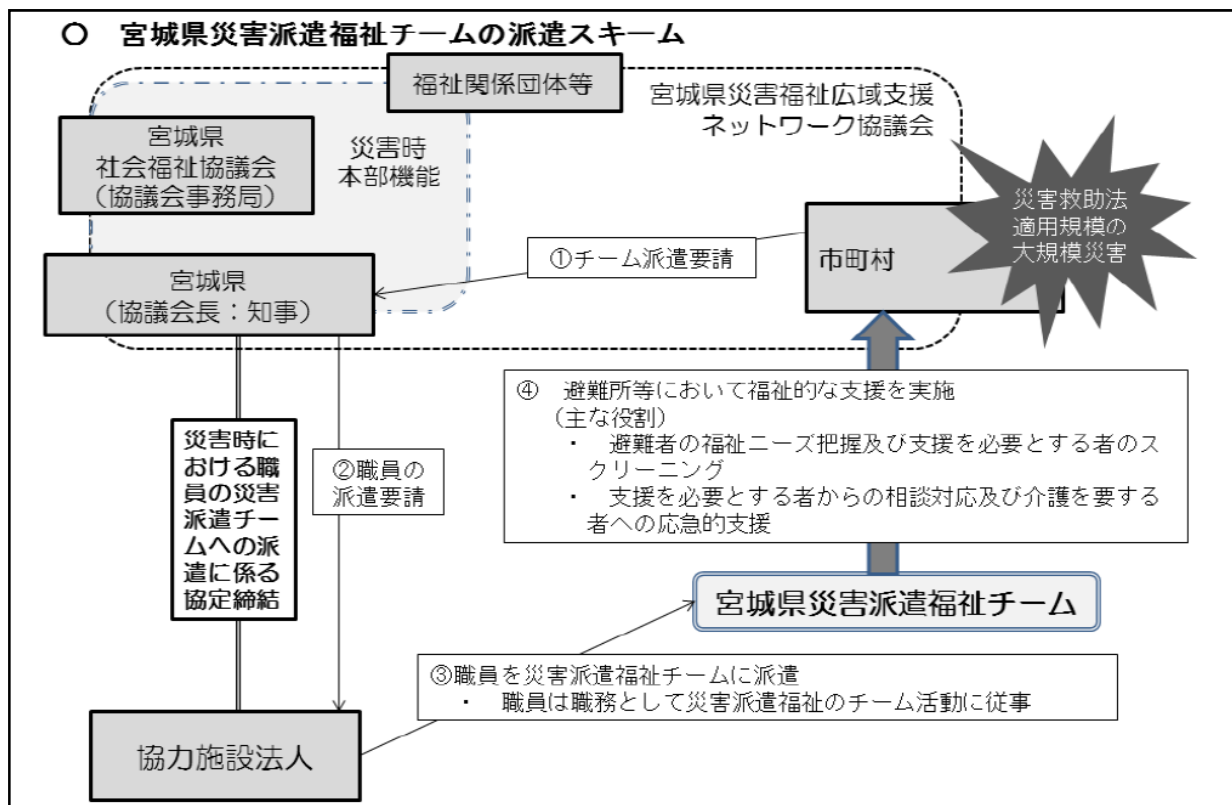
大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、（社福）宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム（DWAT。以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣体制の整備に努める。

## 1 災害派遣福祉チームの体制の整備

### (1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。



### (2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（平常時）

#### ア 市の役割

(ア) 市の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

(イ) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割  
福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

ウ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協力法人施設」という。）の役割  
チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

### (3) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

#### ア 市の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割  
宮城県及び（社福）宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。

#### ウ 協力法人施設の役割

可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

## 2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（事務局：（社福）宮城県社会福祉協議会）

は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、災害時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

- ※ 資料第29 医薬品の調達先
- ※ 資料第30 医療機関一覧
- ※ 資料第36 協定一覧

## 第20節 火災予防対策

| 項 目       | 担 当           | 関係機関             |
|-----------|---------------|------------------|
| 第1 火災予防対策 | ●危機対策課、石巻市消防団 | 石巻地区広域行政事務組合消防本部 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 火災予防対策

#### 1 火災予防及び初期消火体制の強化

##### ア 火災予防の推進

市は、火災予防の重要性及び火災防止思想を浸透させるため広く広報活動を行う。

##### イ 初期消火体制の強化

市は、火災被害の未然防止のため、自主防災組織を中心とした防災教育や防災訓練の実施を推奨、支援し、家庭、事業所及び地域の自主防災体制を強化し、初期消火体制の確立を図る。

##### ウ 住宅用防災機器の普及推進

市は、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具及び住宅用火災警報器等の普及を推進するとともに火気使用設備・器具の点検及び整備についての指導を行う。

#### 2 消防力の強化

##### ア 消防資機材等の整備

###### (ア) 車両及び資機材等の整備促進

市は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備を推進する。

###### (イ) 燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進

市は、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を推進する。

##### イ 消防団の育成

市は、次の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(ア) 地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

(イ) 消防団員の処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、将来の消防の担い手に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努める。

(ウ) 消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

(エ) 施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、災害が長期化した場合の備え等の充実に努める。

##### ウ 連携体制の強化

市は、平常時から石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署及び自主防災組織等との連携強化を図る。

#### 3 消防水利の整備

市は、県の指導に基づき、従来の消火栓や防火水槽に加え、耐震性貯水槽や自然水利の活用、プール・溜池・用排水路等を消防水利として活用できるよう、整備に努める。

※ 資料第26 石巻地区消防本部の現勢

- ※ 資料第 27 消防水利の現況
- ※ 資料第 28 石巻市消防団の現勢

## 第21節 緊急輸送体制の整備

| 項 目           | 担 当                         | 関係機関                                              |
|---------------|-----------------------------|---------------------------------------------------|
| 第1 輸送体制の整備    | ●危機対策課、道路課                  | 石巻警察署、河北警察署、（公社）宮城県トラック協会石巻支部、（公社）宮城県バス協会、宮城交通（株） |
| 第2 燃料確保体制の整備  | 管財課                         | 宮城県経済商工観光部                                        |
| 第3 障害物除去体制の整備 | 河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課、水産課、農林課 | 仙台河川国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所               |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 輸送体制の整備

#### 1 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

#### 2 輸送手段の確保等

市は、災害時に被災者、救援物資、資機材等を避難所まで輸送する手段、役割分担について検討する。

また、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど関係機関相互の連携を図る。

#### 輸送手段

|      |                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上輸送 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市所有車両等</li> <li>・（公社）宮城県トラック協会石巻支部、（公社）宮城県バス協会及び宮城交通（株）等の車両等</li> <li>・その他公共的団体の車両等</li> </ul> |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 3 緊急通行車両等の事前届出、手続

市は、あらかじめ配車が定められた市保有車両のうち、緊急通行車両として使用予定のものを事前に警察署へ届け出る。

#### 4 物資集配拠点の指定

市は、災害時の救援物資や資機材等の物資集配拠点として物資の集積拠点、トラックターミナル等を指定する。

#### 5 物資集配拠点の整備

##### （1）通信設備

市は、支援物資の品目、量、到着及び発送予定などの確認のため、衛星電話などの通信設備を確保する。

##### （2）事務室

市は、物資の受付等を行うため、安定した電源、照明、コンピュータ、複写機、電話・FAX等が利用できる事務室を確保する。

#### 6 物資集配拠点の人員配置

物資の搬入予定の確認、避難所からの要請等を円滑に行うため、事務マニュアルの作成を行う。

さらに、物資の仕分け等に要する人員の確保体制手順をあらかじめ定める。

## 7 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

市は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

- ※ 県地域防災計画資料編「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」
- ※ 資料第15 緊急通行車両確認証明書の様式及び標章
- ※ 資料第31 緊急輸送用車両等一覧
- ※ 資料第36 協定一覧

## 第2 燃料確保体制の整備

### 1 燃料の調達、供給体制の整備

|                                                                                                                          |                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ※参考                                                                                                                      | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-25の抜粋 |
| (1) 物流体制の整備                                                                                                              |                          |
| <p>県は、平常時における燃料のストック状況や流通状況、タンクローリー等の特殊車両の配備状況等を把握し、弱点と対応策を講じておくとともに、市町村も含めた発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等を検討する。</p> |                          |

### 2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

|                                                                                                                                                                               |                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                           | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-25の抜粋 |
| <p>県及び市町村は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。</p> <p>県及び市町村から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市町村と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。</p> |                          |

## 第3 障害物除去体制の整備

### 1 障害物除去道路の選定基準の設定

市は、道路障害物除去を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と調整を図った上、あらかじめ選定基準を定める。

### 2 作業体制の整備

市は、道路障害物除去作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路障害物除去体制の整備を図る。

### 3 装備・資機材の整備

市は、道路障害物除去用装備・資機材の整備を行うとともに、石巻市災害防止連絡協議会等を通じて、使用できる建設機械等を事前に把握する。

### 4 協力体制の強化

市は、石巻市災害防止連絡協議会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路障害物除去作業が実施できるよう、道路障害物除去に関する協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行うため、受入れ体制の整備を図る。

## 5 港湾・漁港における対策

市は、災害時に効率的な漁港の障害物除去作業を実施できるよう、平時から関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立する。

|                                                                                                            |                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                                                                                        | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-22 の抜粋 |
| 第7 港湾・漁港機能の確保                                                                                              |                            |
| 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて災害時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。 |                            |

## 第22節 避難対策

| 項 目           | 担 当                       | 関係機関     |
|---------------|---------------------------|----------|
| 第1 避難所等の確保、整備 | ●危機対策課、教育委員会、健康推進課        | 宮城県保健福祉部 |
| 第2 避難誘導體制の整備  | ●危機対策課、地域振興課、教育委員会、子ども保育課 |          |
| 第3 市民への周知     | 危機対策課                     |          |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 避難所等の確保、整備

市は、住民等が切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在して避難生活を営むための「指定避難所」を区分し、対象とする異常な現象（以下「対象災害」という。）の種別に応じて、当該避難所等の立地条件、設備、構造等を考慮し、利用の可否、利用時の制限を付してあらかじめ指定する。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。

なお、指定の対象となる施設が指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合には、両者を兼ねて指定する。

#### 1 対象災害の種別

市が避難所等を指定するに当たっての対象災害の種別は、洪水、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑りを総称するという。）、高潮、地震、津波及び内水氾濫とする。

#### 2 指定基準

##### （1）指定緊急避難場所の指定基準

###### ア 対象災害に共通する項目

- （ア）管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
- （イ）立地条件：対象災害により被害発生のおそれがない区域（以下「安全区域」という。）内に立地していること。
- （ウ）構造条件：指定緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、対象災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、津波については、想定される水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
- （エ）積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。

###### イ 地震災害を対象とする項目

- 上記管理条件に加えて、次の基準のいずれかに適合すること。
- （ア）当該施設が地震に対して安全な構造であること。
- （イ）当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等の物がないこと。
- （ウ）火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。

##### （2）津波の危険から避難するための指定緊急避難場所

突発的かつ短時間で到達することもある津波特有の危険性を踏まえ、特に、津波の危険から避難するための指定緊急避難場所として、次のとおり区分して確保、整備する。

#### ア 津波避難場所

安全区域内に立地する施設又は公園、寺社の敷地、高台、盛土等を利用した避難スペース。

#### イ 緊急一時避難所

安全区域外に立地し、想定される浸水深よりも高い位置に避難スペースを有する等の構造条件を満たす公共施設。

なお、学校及び別に示す公共施設については、緊急一時避難所として使用した後、当該施設が指定避難所としての指定基準に適合することが確認されてから指定避難所として継続して活用する場合もある。

#### ウ 津波避難ビル

安全区域外に立地し、耐震性を有しており、かつ津波に対して安全な構造であり、想定される浸水深よりも高い位置に避難スペースを有する等の構造条件を満たす民間等の施設。

#### エ 津波避難タワー

安全区域外に立地する津波避難専用建てられた人工構造物。

### (3) 指定避難所の指定基準

ア 規模条件：被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

イ 構造条件：速やかに、被災者等を受入れ、若しくは生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

## 3 避難所等を指定する場合の留意事項

### (1) 学校施設を避難所等に指定する場合

#### ア 運営体制等についての協議

市は、学校施設を避難所等として指定する場合、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）及び運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動へ正常に移行できるよう努める。

#### イ 施設・設備の整備

市は、学校等の教育施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置（太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等）、通信設備等を整備することにより、指定避難所としての指定基準を維持するとともに、機能の強化を図る。

### (2) 県有施設を避難所等に指定する場合

市は、県有施設を避難所等として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）及び運営体制等について十分に協議し、施設本来の機能を損なうことのないよう努める。

### (3) 備蓄の推進

市は、市民自らが非常持出品として食料品等を備蓄することを基本としつつも、流通機能の停止に備え、非常用持出品を持ち出せなかった避難者のための食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄する。

これを実施するため、備蓄品目、数量、調達・管理等を明示した石巻市災害備蓄計画を策

定する。

#### (4) 指定避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊事業者や他の地方自治体との連携も含め、あらかじめ指定する。

|                                                                            |                            |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                                                        | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-24 の抜粋 |
| また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。 |                            |

※ 資料第14 避難所等一覧

※ 資料第16 災害用備蓄物品一覧

※ 資料第36 協定一覧

## 第2 避難誘導体制の整備

### 1 行動基準の策定

#### (1) 行動ルール of 策定

市は、市職員及び消防団員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の活動について、活動時間等を考慮した退避等に関する行動ルールを策定する。

#### (2) 避難情報の判断・伝達マニュアルの策定

市は、対象災害の種別に応じ、避難指示等の発令及び伝達に関し、災害緊急時の状況、避難すべき区域等、具体的な判断基準を定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを作成する。

### 2 市学校等教育機関における対応

市及び市教育委員会は、児童・生徒及び幼児が安全に避難できるよう、次の対策を実施する。

#### (1) 児童・生徒及び幼児の引渡しに関するルールの策定

#### (2) 児童・生徒及び幼児の安全確保

#### (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等との連絡・連携体制の構築

### 3 社会福祉施設等における対応

社会福祉施設等の管理者は、避難に備えて次の対策を実施する。

#### (1) 自衛防災組織の整備（動員計画、非常招集体制等）

#### (2) 緊急通報が可能な情報伝達手段の整備

#### (3) 非常持出品の確保（名簿、カルテ等のバックアップ、着替え、防寒具等）

### 4 外国人等への対応

市は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう環境整備に努める。

#### (1) 避難場所、避難路の標識等のピクトグラム使用、多言語化

#### (2) 多言語による防災教育、外国人が参加する防災訓練の普及に努める。

## 第3 市民への周知

市は、災害時に市民が迅速かつ的確な避難が行えるよう、避難行動、避難所の位置、携行品等について、ハザードマップ等を作成し周知徹底する。

特に、次の事項について周知する。

#### (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて

- (2) 災害ごとに避難すべき場所が異なる場合があること。
- (3) 災害の危険が去った後において、当該災害により自宅等が損壊している際には、住民等が指定緊急避難場所から指定避難所へ移動する必要がある場合もあり得ること。

## 第23節 避難受入れ対策

| 項 目            | 担 当                | 関係機関                     |
|----------------|--------------------|--------------------------|
| 第1 避難所の運営・管理対策 | ●危機対策課、健康推進課、保護課   | 東部保健福祉事務所、（社福）石巻市社会福祉協議会 |
| 第2 広域避難の対策     | 危機対策課              |                          |
| 第3 応急仮設住宅対策    | ●生活再建支援室、住宅課、建築課   |                          |
| 第4 帰宅困難者対策     | 地域振興課、商工課、●観光課     |                          |
| 第5 孤立地区対策      | ●危機対策課、政策企画課、地域振興課 | 宮城県消防課                   |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 避難所の運営・管理対策

#### 1 避難所開設・運営協議会による体制の検討

市は、災害発生時に市の職員が不在の場合でも避難所等の開設が円滑に行えるよう、主要な避難所の施設管理者と自治会等による避難所開設・運営協議会を設立するよう努める。

避難所開設・運営協議会には、市の職員も参画し、各施設・地域の事情に合わせた避難所開設・運営マニュアルを作成する等自主的な避難所運営ができる体制を整備する。

#### 2 新型インフルエンザ等感染症対策

新型インフルエンザ等感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型インフルエンザ等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機対策課と健康推進課が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、県や国等が所有する施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

#### 3 避難の長期化対策

市は、避難生活の長期化が見込まれる場合の避難者の健康維持のため、栄養状況調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

また、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

#### 4 避難所における愛玩動物対策

市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備する。なお、ペット

の飼育場所は、衛生面に考慮し、避難者の避難生活スペースから分離することを原則とする。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

## 第2 広域避難の対策

---

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 第3 応急仮設住宅対策

---

市は、各種災害に対する、安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、（一社）プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努めるとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き戸の把握を行う。

## 第4 帰宅困難者対策

---

### 1 基本原則の周知

市は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生するおそれのある事業所等には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の周知を図るとともに、近隣の避難所等における帰宅困難者の受入れについても配慮する。

### 2 事業所等の取組み

市は、事業所等が従業員や顧客などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄促進を図る。

### 3 情報伝達体制の整備

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の避難所等への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から公共交通機関との連携を強化する。

また、公共交通機関との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

## 第5 孤立地区対策

---

### 1 通信手段の確保

#### （1）通信手段の確保、整備

市は、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、災害衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保する。

また、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。

さらに、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

(2) 通信手段が使用不能な場合の対応

市民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えることができる手段を検討する。

※ 資料第13 市が保有する情報通信設備一覧

**2 ヘリポートの整備**

市は、負傷者や食料等の搬送、市民の避難等に備え、網地島及び田代島にヘリポートを整備しているが、その他孤立の可能性がある地区においてもヘリコプターが離着陸できる場所をあらかじめ把握する。

**3 備蓄の推進**

市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を行う。

## 第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保

| 項 目            | 担 当          | 関係機関            |
|----------------|--------------|-----------------|
| 第1 備蓄体制の整備     | ●危機対策課       |                 |
| 第2 食料等の調達体制の整備 | 危機対策課、●産業推進課 | 石巻地方広域水道企業団     |
| 第3 受援体制の確保     | ●危機対策課       | 東北農政局、東部地方振興事務所 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 備蓄体制の整備

#### 1 市民、事業所等の備蓄

##### (1) 市民の役割

市民は、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）、飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）、生活必需品（ラジオ、常備薬など）、携帯トイレを非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

##### (2) 事業所等の役割

事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

#### 2 備蓄計画の策定

市は、備蓄を行うに当たり、「石巻市災害時備蓄計画」を定める。

備蓄物資の選定をする際は、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

#### 3 公共用地等の有効活用

市は、備蓄に当たり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

#### 4 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

市は、物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等へ集中備蓄する。一方、災害発生後の被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行う。併せて、それぞれの備蓄拠点を設けるなど体制整備に努める。

#### 5 備蓄拠点の整備

市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

※ 資料第16 災害用備蓄物品一覧

### 第2 食料等の調達体制の整備

#### 1 調達体制の整備

市は、応援協定を充実するとともに、既に締結している関係団体と協議し、調達計画を策定する。

また、スーパー・百貨店・コンビニエンスストア・生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者と協定の締結を行う。

## 2 飲料水の確保

市は、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水（ペットボトル等）及び給水用資機材（ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する石巻地方広域水道企業団及び業者と協力体制の整備に努める。

## 3 生活水の確保

市は、次のとおり生活水の確保を行う。

### （1）雨水の有効利用

ア 公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を計画的に推進する。

イ 事業所及び家庭等民間において、雨水利用タンクの設置を促進する。

### （2）井戸の活用

ア 民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらう災害時協力井戸としての活用推進を図る。

イ 災害時協力井戸について、所在地、使用に当たっての留意事項及びその他必要な情報を、地域住民に対し周知する。

### （3）河川・プールの水の活用

河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプの整備を推進する。

### （4）家庭における備蓄の推進

風呂のため水、水道水の備蓄、市販水の確保等により、各家庭において生活水の備蓄が行われるよう、広報紙や防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

## 第3 受援体制の確保

---

市は、国や他の都道府県及び市町村等からの応援を効率的かつ効果的に受けるための体制づくりに取り組む。

※ 資料第36 協定一覧

## 第25節 要配慮者・避難行動要支援者への対策

| 項 目               | 担 当                                              | 関係機関                                                    |
|-------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第1 高齢者、障害者等への支援対策 | 危機対策課、介護福祉課、<br>●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、石巻市消防団 | 宮城県、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、（社福）石巻市社会福祉協議会、その他関係機関 |
| 第2 外国人への支援対策      | 危機対策課、●地域振興課、その他関係課                              |                                                         |
| 第3 旅行者への支援対策      | 観光課                                              |                                                         |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 高齢者、障害者等への支援対策

一般に、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等が要配慮者と考えられ、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、市、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

#### 1 社会福祉施設等の安全確保対策

##### （1）防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。

特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

##### （2）組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、市と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織及びボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

##### （3）防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。

また、入所者及び従事者が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

##### （4）業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合

には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

## 2 要配慮者の災害予防対策

### (1) 市地域防災計画・全体計画の策定

市は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

### (2) 要配慮者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

#### ア 要配慮者の所在把握

(ア) 市は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している（社福）石巻市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 市は、自主防災組織や自治会、町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

#### イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

### (3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

#### ア 避難行動要支援者の範囲

次の（ア）から（エ）に該当する在宅者のうち、災害発生時等において、災害情報の入手が困難な者や、自力や家族の支援だけでは避難することができない者で、地域による支援を希望する者

(ア) 高齢者（一人暮らし、高齢者のみの世帯）

(イ) 障害者手帳所持者

(ウ) 要介護認定者

(エ) 上記（ア）～（ウ）に準じる者で、地域による支援を必要としている者

なお、妊産婦、乳幼児、児童等は、出産や発育に伴う支援の必要性や支援内容に変化が

生じることを考慮し、日頃の地域交流を通じた実態把握を行うことによる実態に応じた避難支援対応に努め、また、言語面のコミュニケーション能力の問題から、避難行動に困難をきたすことが想定される外国人や、地域の地理に不案内な旅行者に対しても、地域における交流等を通じた避難支援対応に努める。

#### イ 避難行動要支援者情報の把握

本市における避難行動要支援者情報の把握については、原則として要配慮者による避難支援の申し出を基本とするほか、市が保有する要配慮者に関する個人情報及び県等から取得する要配慮者に関する個人情報をもとに、自主防災組織、自治会、町内会、民生委員等との連携により、日頃の地域活動等を通じて要配慮者情報の把握を行う。

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条）

※避難行動要支援者：災害時において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10）

#### ウ 避難行動要支援者名簿の作成・更新

本市が把握する避難行動要支援者への、避難支援等必要な措置を実施するための基礎とするため、次に掲げる事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に実施するため、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報に保つ。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成等にデジタル技術を活用するよう検討するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号（本人や緊急連絡先）

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 前記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事

#### エ 個別避難計画の作成・更新

市は、地域防災計画に基づき、危機対策課や保健福祉総務課など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、（社福）石巻市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、デジタル技術の活用検討や庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避

避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。

オ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供

市は、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に係る情報を、次に掲げる避難支援等関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、個人情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ア) 石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻市消防団

(イ) 石巻警察署、河北警察署

(ウ) 民生委員・児童委員

(エ) (社福) 石巻市社会福祉協議会

(オ) 医療機関

(カ) 介護保険事業者

(キ) 障害福祉サービス事業者

(ク) 自主防災組織等(自治会、町内会を含む。)

(ケ) ボランティア団体

(コ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

また市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 支援体制の整備

市は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(6) 防災設備等の整備

市は、独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や県等との連携による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メールや一斉FAX送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

※緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし老人等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペン

ダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

#### (7) 相互協力体制の整備

市は、(社福)石巻市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

#### (8) 情報伝達手段の普及

市は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

### 3 福祉避難所の確保

#### (1) 福祉避難所の整備・指定

市は、施設の安全性、バリアフリー化、避難スペースの確保等、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に特別配慮された福祉避難所の整備に努める。

また、あらかじめ要配慮者の受入れについて、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者などと協議し、民間の特別養護老人ホームや障害者施設などを福祉避難所として指定するよう努める。

なお、指定に際しては、津波による危険性の少ない内陸部へバックアップとなる施設を準備することも検討していく。

#### (2) 市町村の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

市は、当該市町村での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、県と連携を図りながら、市町村の域を超えた受入れ体制の構築に努める。

#### (3) 福祉避難所の構造・設備

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造及び設備の配備に努める。

#### (4) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

### 4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

### 5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

## 6 要配慮者自身の備え

市は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のよう  
な「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加するなど

## 第2 外国人への支援対策

---

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を  
防止するために、市は県と連携して、外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者に  
についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- 1 在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 市は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを策定及び配布するとともに、防災講習会  
等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や指定緊急避難場所、さらには避難経路の周知  
徹底を図る。
- 3 市は、指定緊急避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行  
政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 6 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供の  
ためのマニュアルを作成する。
- 7 市は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり  
等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 8 外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相  
談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

## 第3 旅行者への支援対策

---

### 1 情報連絡体制の整備

市は、災害時の旅行者の被害状況把握について、(一社)日本旅行業協会東北支部及び(一社)  
全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請し、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

### 2 観光施設における防災訓練等の実施

市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防  
災訓練に配慮する。

### 3 外国人旅行者の安全確保

外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害  
の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有す  
る。このため、市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」(平成26年10月国土  
交通省観光庁)等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

## 第26節 複合災害対策

| 項 目               | 担 当   | 関係機関 |
|-------------------|-------|------|
| 第1 複合災害を考慮した対策の検討 | 危機対策課 |      |
| 第2 防災力の向上         |       |      |

### 第1 複合災害を考慮した対策の検討

市は、県、防災関係機関、原子力事業者等と協力し、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害発生に備え、次の点に留意して備えを充実するよう努める。

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動体制                      | 一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。                                                                                                                                                                                    |
| 情 報 の 収 集 ・ 伝 達 体 制 の 整 備 | <p>ア 国とも連携し、相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。</p> <p>イ 情報伝達に当たり、関係機関での情報の共有化を図り、救助活動を実施する者に対し、原則としてそれぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。</p> <p>ウ 現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、積極的な広報に努める。</p>                                |
| 避難・退避体制の整備                | <p>ア 迅速に避難誘導が実施できるよう、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平常時から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。</p> <p>イ 避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。</p> |

### 第2 防災力の向上

#### 1 複合災害に関する知識の普及

市は、複合災害時における市民の災害予防又は災害応急措置等の防災に関する知識の普及・啓発に努める。

#### 2 防災訓練の実施

市は、県及び防災関連機関と協力し、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同災害対策本部立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

## 第27節 災害廃棄物対策

| 項 目          | 担 当    | 関係機関                            |
|--------------|--------|---------------------------------|
| 第1 処理体制の整備   | 廃棄物対策課 | 東部保健福祉事務所、東部下水道事務所、石巻地区広域行政事務組合 |
| 第2 一時保管場所の確保 | 廃棄物対策課 |                                 |

### 第1 処理体制の整備

#### 1 廃棄物対策における役割

##### (1) 市の役割

市は、廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び当該施設が被災し使用不能になった場合に備え、廃棄物処理に係る災害時応急対策を災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等との相互協力体制の充実に努める。

|        |                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考    | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-28の抜粋                                                                                                              |
| 2 県の役割 | <p>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市町村が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> |

##### (2) 事業者の役割

事業者は、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。

#### 2 主な措置内容

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

##### (1) 緊急出動体制の整備

- ア 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- イ 収集運搬車両や清掃機器等が緊急出動可能な体制を常時整備すること。
- ウ 廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

##### (2) 災害時における応急体制の確保

- ア 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- イ 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。

##### (3) 避難所の生活環境の確保

- ア 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- イ アの調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

### 第2 一時保管場所の確保

災害時には、自衛隊災害派遣部隊の集結地、応急仮設住宅建設地及び災害廃棄物の一

時保管地などに利用可能な土地（空地）が必要となる。

市は、これらの候補地を計画的に確保するとともに、災害廃棄物の一時保管場所をどの候補地から優先的に割り当てていくか、あらかじめ設定しておく。

## 第28節 積雪寒冷地域における地震災害予防

| 項 目         | 担 当                      | 関係機関  |
|-------------|--------------------------|-------|
| 第1 除雪体制等の整備 | ●危機対策課、協定を締結している課、その他関係課 | 各関係機関 |
| 第2 避難所体制の整備 | ●危機対策課、その他関係課            |       |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 除雪体制等の整備

市は、道路管理者と連携し、積雪寒冷地に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携の下に、除雪を強力に推進する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

### 第2 避難所体制の整備

市は、積雪期における地震災害に備え、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話、防災行政無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。

なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

## 第 2 章 災害応急対策



## 第1節 防災活動体制

| 項 目            | 担 当 | 関係機関 |
|----------------|-----|------|
| 第1 配備体制        | 全課  |      |
| 第2 災害対策本部      |     |      |
| 第3 警戒本部・特別警戒本部 |     |      |
| 第4 各機関の体制      |     |      |

### 第1 配備体制

#### 1 配備体制

本市の配備体制の種類及び配備基準、配備内容等は、次のとおりとする。

#### 配備体制の基準・内容等

| 名称     | 区分 | 配備基準                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                | 配備内容                                                           | 本部・支部   |
|--------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------|
|        |    | 地震、津波                                                                                                   | 風水害                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                |         |
| 警戒準備配備 |    |                                                                                                         | <p>市域に大雨、洪水警報が発表されるとき。<br/>ただし、次の状況に限る。</p> <p>(1) 警報発表時に北上川、旧北上川、江合川に対する洪水予報（氾濫注意情報等）の発表がないとき。</p> <p>(2) 潮位の影響を受ける門脇観測所において、氾濫注意水位（警戒水位）を超えないと予想されるとき。</p> <p>(3) 警報発表時に降雨が確認されていないとき、又は小雨程度で災害の発生に至らないと予想されるとき。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報の発表がないとき。</p> <p>(5) 危機管理監が必要と認めたとき。</p> | 特に関係のある部課等の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒本部の設置に移行できる体制とする。 |         |
| 警戒配備   | 0号 | <p>(1) 市内で震度4の地震が観測されたとき。<br/>（自動参集）</p> <p>(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。</p> <p>(3) 危機管理監が必要と認めたとき。</p> | <p>(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき。<br/>（自動参集）</p> <p>(2) 危機管理監が必要と認めたとき。</p>                                                                                                                                                                                                     | 災害に関係のある部課・総合支所の所要人員で活動を行う。                                    | 警戒本部・支部 |

|        |    |                                                                                                                                       |                                                                              |                                                       |           |
|--------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------|
| 特別警戒配備 | 1号 | (1) 津波注意報が発表されたとき。(自動参集)<br>(2) 副市長が必要と認めたとき。                                                                                         | (1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。<br>(2) 副市長が必要と認めたとき。 | 関係部の主管課長補佐及び関係課・総合支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。 | 特別警戒本部・支部 |
| 非常配備   | 2号 | (1) 市内で震度5弱・強の地震が観測されたとき。(自動参集)<br>(2) 津波警報が発表されたとき。(自動参集)<br>(3) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。<br>(4) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。 | (1) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。<br>(2) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。      | 関係部長及び関係課・総合支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。       | 災害対策本部・支部 |
|        | 3号 | (1) 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。(自動参集)<br>(2) 大津波警報が発表されたとき。(自動参集)<br>(3) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。<br>(4) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。    | (1) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。<br>(2) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。          | 組織の全力を挙げて応急対策を実施する。                                   |           |

## 2 職員の配備

市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害等に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

非常配備体制に従事する職員は、「非常(警戒)配備職員構成表」に示すとおりとする。

非常(警戒)配備職員構成表

| 区分          | 0号   | 1号     | 2号   | 3号   | 班 | 構成職・課名                                                           |
|-------------|------|--------|------|------|---|------------------------------------------------------------------|
| 配備名称        | 警戒配備 | 特別警戒配備 | 非常配備 | 非常配備 |   |                                                                  |
| 本部長         |      |        | ●    | ●    |   | 市長                                                               |
| 副本部長        |      | ●      | ●    | ●    |   | 副市長                                                              |
| 本部員<br>災対部長 | ●    | ●      | ●    | ●    |   | 危機管理監、各総合支所長                                                     |
|             |      | ●      | ●    | ●    |   | 教育長                                                              |
|             |      | ●      | ●    | ●    |   | 総務部長、復興企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、会計管理者、消防団長 |

|            |   |   |   |   |  |                                                                                 |
|------------|---|---|---|---|--|---------------------------------------------------------------------------------|
| 災対部<br>副部長 | ● | ● | ● | ● |  | 総務部次長、復興企画部次長、市民生活部長、保健福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、各総合支所地域振興課長、消防団副団長 |
|------------|---|---|---|---|--|---------------------------------------------------------------------------------|

| 区分          | 0号       | 1号         | 2号       | 3号       | 班      | 構成職・課名                                            |
|-------------|----------|------------|----------|----------|--------|---------------------------------------------------|
| 配備名称        | 警戒<br>配備 | 特別警<br>戒配備 | 非常<br>配備 | 非常<br>配備 |        |                                                   |
| 災対総務部       | ●        | ●          | ●        | ●        | 本部連絡班  | 危機対策課                                             |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 総務班    | 総務課                                               |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 秘書班    | 秘書広報課（秘書担当）                                       |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 広報班    | 秘書広報課（広報広聴担当）                                     |
|             |          |            | ●        | ●        | 人事班    | 人事課                                               |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 管財班    | 管財課                                               |
|             |          |            |          | ●        | 出納班    | 会計課                                               |
|             |          |            | ●        | ●        | 財政班    | 財政課                                               |
|             |          |            | ●        | ●        | 調査班    | 市民税課、資産税課、納税課                                     |
|             |          |            | ●        | ●        | 証明班    | 市民税課、資産税課、納税課                                     |
|             |          |            |          | ●        | 応援班    | 行政経営課                                             |
|             |          |            |          | ●        | 応援班    | 震災伝承推進室                                           |
|             |          |            |          | ●        | 応援班    | 選挙管理委員会事務局                                        |
|             |          |            |          | ●        | 応援班    | 監査委員事務局                                           |
|             |          |            |          | ●        | 応援班    | 工事検査課                                             |
|             |          |            |          | ●        | 応援班    | 議会事務局                                             |
| 災対<br>復興企画部 | ●        | ●          | ●        | ●        | 総務班    | 政策企画課                                             |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 応援班    | 地域振興課                                             |
|             |          |            |          | ●        | 応援班    | 復興推進課、SDGs 移住定住推進課、ふるさと納税推進課、日本語学校設置推進室、ICT 総合推進課 |
| 災対<br>市民生活部 | ●        | ●          | ●        | ●        | 総務班    | 地域協働課                                             |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 防疫班    | 環境課                                               |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 清掃班    | 廃棄物対策課                                            |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 災害廃棄物班 | 廃棄物対策課                                            |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 支所班    | 各支所                                               |
|             |          |            |          | ●        | 不明者対策班 | 市民課                                               |
|             |          |            |          | ●        | 応援班    | スポーツ振興課                                           |

| 区分          | 0号       | 1号         | 2号       | 3号       | 班           | 構成職・課名                                                        |
|-------------|----------|------------|----------|----------|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 配備名称        | 警戒<br>配備 | 特別警戒<br>配備 | 非常<br>配備 | 非常<br>配備 |             |                                                               |
| 災対<br>保健福祉部 | ●        | ●          | ●        | ●        | 総務班         | 保健福祉総務課                                                       |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 援護班         | 保健福祉総務課                                                       |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 救護班         | 健康推進課、夜間急患センター                                                |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 生活再建<br>支援班 | 生活再建支援室                                                       |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 避難収容班       | 保護課                                                           |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 援護班         | 障害福祉課、介護福祉課                                                   |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 応援班         | 新型コロナウイルスワクチン接種対策室、<br>保険年金課、子育て支援課、子ども保育<br>課、各保育施設、総合相談センター |
| 災対産業部       | ●        | ●          | ●        | ●        | 総務班         | 産業推進課                                                         |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 商工班         | 商工課                                                           |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 観光班         | 観光課                                                           |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 水産班         | 水産課、水産物地方卸売市場管理事務所                                            |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 農林班         | 農林課、ニホンジカ対策室                                                  |
| 災対建設部       | ●        | ●          | ●        | ●        | 総務班         | 都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進<br>課                                      |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 都市計画班       | 都市計画課                                                         |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 道路班         | 道路課                                                           |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 建築班         | 建築課                                                           |
|             |          | ●          | ●        | ●        | 住宅班         | 住宅課                                                           |
|             |          |            | ●        | ●        | 建築指導班       | 建築指導課                                                         |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 下水道総<br>務班  | 下水道管理課、下水道建設課                                                 |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | ポンプ場班       | 下水道管理課、下水道建設課                                                 |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 巡視班         | 下水道管理課、下水道建設課                                                 |
| 災対病院部       | ●        | ●          | ●        | ●        | 総務班         | 経営課                                                           |
|             |          |            | ●        | ●        | 医療班         | 石巻市立病院診療部、石巻市立病院薬剤<br>部、石巻市立病院医療技術部、石巻市立病<br>院看護部、医事課         |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 牡鹿<br>病院班   | 市立牡鹿病院                                                        |

| 区分          | 0号       | 1号         | 2号       | 3号       | 班     | 構成職・課名                                 |
|-------------|----------|------------|----------|----------|-------|----------------------------------------|
| 配備名称        | 警戒<br>配備 | 特別警戒<br>配備 | 非常<br>配備 | 非常<br>配備 |       |                                        |
| 災対教育部       | ●        | ●          | ●        | ●        | 総務班   | 教育総務課、学校再編推進室                          |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 学校教育班 | 学校教育課、学校安全推進課                          |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 学校管理班 | 学校管理課                                  |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 生涯学習班 | 生涯学習課、視聴覚センター、博物館                      |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        | 応援班   | 各公民館、図書館、各学校給食センター、各小学校、各中学校、市立高校、各幼稚園 |
| 災 対<br>河北支部 | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 地域振興課                                  |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 市民福祉課                                  |
|             |          |            | ●        | ●        |       | 各保育施設                                  |
|             |          |            |          | ●        |       | 農業委員会事務局                               |
| 災 対<br>雄勝支部 | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 地域振興課                                  |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 市民福祉課                                  |
|             |          |            | ●        | ●        |       | 保育施設、雄勝診療所・雄勝歯科診療所                     |
| 災 対<br>河南支部 | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 地域振興課                                  |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 市民福祉課                                  |
|             |          |            | ●        | ●        |       | 各保育施設                                  |
| 災 対<br>桃生支部 | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 地域振興課                                  |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 市民福祉課                                  |
|             |          |            | ●        | ●        |       | 各保育施設                                  |
| 災 対<br>北上支部 | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 地域振興課                                  |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 市民福祉課                                  |
|             |          |            | ●        | ●        |       | 各保育施設、北上保健医療センター、橋浦診療所                 |
| 災 対<br>牡鹿支部 | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 地域振興課                                  |
|             | ●        | ●          | ●        | ●        |       | 市民福祉課                                  |
|             |          |            | ●        | ●        |       | 保育施設、寄磯診療所                             |

※ 非常配備体制の指令が発せられた際には、部は災対部並びに課・室・局及び施設は災対部に属する班編成となる。

※ 配備区分が2号、3号となっている課においては、災害の状況により、1号配備にあっても動員される場合があるため、特別警戒配備体制の指令が発せられた以降は、連絡の取れる態勢を確立しておくこと。

※ 避難所担当職員は、配備体制が1号～3号であっても、警戒配備（0号）の段階で避難所等を開設がする可能性があるため、0号配備になった場合は、連絡及び参集できる態勢を確立しておくこと。

### 3 職員の動員

#### (1) 動員の区分

各災対部の長は、勤務時間外における職員の動員について、次の区分により参集職員及び参集場所をあらかじめ指定しておくとともに、所定の様式により本部長に報告（本部連絡室長経由）する。

| 動員の区分 | 動員（職員）構成                                                                                  | 参集場所         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 所属動員  | 指定、直近動員以外の職員                                                                              | 自らの勤務場所      |
| 指定動員  | ① 各部の本部連絡員となる職員<br>② 排水ポンプ・水門閉鎖などの専門業務の遂行上必要な職員<br>③ 緊急に応急対策が必要となる施設に、参集すべきとして指定された職員     | あらかじめ指定した市施設 |
| 直近動員  | ① 自らの居住地に最も近い市施設に参集するよう指定された職員<br>② 災害時の事務分掌で定められた所定の職員が参集場所に現れたときは、事務引継ぎを行い当初の所属動員の立場になる | 直近の市施設       |

#### (2) 動員の伝達

##### ア 勤務時間内

庁内放送及び各部からの電話連絡による。

##### イ 勤務時間外

各部（課）からの時間外伝達系統による。

### 4 職員参集の原則

#### (1) 自動参集

職員は、勤務時間外に災害情報を収受したときは、配備基準相当の動員指令が発せられたものとして、あらかじめ指定された参集場所に、自己及び家族の安全を確保した後、参集する。

#### (2) 非常時の措置

災害の状況によりあらかじめ指定された参集場所への参集が不可能な場合は、参集が可能な市施設に変更する等、職員として使命を達成し得る行動を選択する。

また、病気、その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集できない場合は、あらゆる手段をもってその旨を所属長へ報告するよう努める。

### 5 職員参集状況の報告

各災対部長は、配備体制発令後速やかに職員の参集状況を把握し、所定の様式により本部長に報告（本部連絡室長経由）する。

## 第2 災害対策本部

### 1 災害対策本部の設置及び廃止

#### (1) 設置

市長は、地震等による災害時において、災害対策本部を設置し、非常配備体制の指令を発する。

災害対策本部を設置したときは、各総合支所に災害対策支部を設置する。

#### (2) 職務の代理

ア 市長に事故があるとき又は欠けたときは、副市長が職務を代理する。

イ 市長及び副市長ともに事故があるとき又は欠けたときは、総務部長が職務を代理する。

#### (3) 災害対策本部の設置基準

ア 市内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。

イ 市域に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

ウ 大雨、洪水、高潮等の予報及び警報が発表され、災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

エ 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、総合的な対策を必要と認めたとき。

オ その他の災害の状況により市長が必要と認めたとき。

#### (4) 災害対策本部の位置

災害対策本部は、石巻市防災センターに置く。本部の設置が困難な場合の代替場所については、災害の状況により決定する。

#### (5) 廃止

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害が発生するおそれなくなった場合又は災害応急活動が完了したときは、災害対策本部を廃止するとともに、非常配備体制解除の指令を発する。

#### (6) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置及び廃止した場合、次の機関に報告・通知する。

ア 石巻地区広域行政事務組合（消防本部）

イ 石巻市消防団

ウ 石巻地方広域水道企業団

エ 宮城県（本庁・東部地方振興事務所）

オ 石巻警察署及び河北警察署

カ 近隣市町

キ 石巻海上保安署

ク 石巻赤十字病院

ケ その他の災害応急活動に関係する防災関係機関等で本部長が必要と認めるもの

※ 資料第37 災害対策本部設置又は廃止した場合の報告・通知・公表先等



## (2) 災害対策本部の所掌事項

- ア 非常配備体制の切り替え及び災害対策本部の廃止の決定に関する事。
- イ 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- ウ 避難の指示に関する事。
- エ 避難所の開設及び閉鎖に関する事。
- オ 国、県及び関係機関との連絡調整に関する事。
- カ 他市町間との相互応援並びに自衛隊及び公共団体等に対する応援要請に関する事。
- キ 災害対策支部に関する事。
- ク 現地災害対策本部に関する事。
- ケ 前記に掲げるもののほか、災害対策に関する事。

## (3) 災害対策本部各部・班の任務及び事務分掌

災害対策本部事務分掌表

| 部名                    | 部長等   | 室班名   | 課名                | 任務及び事務分掌                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|-------|-------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災<br>対<br>総<br>務<br>部 | 総務部長  |       |                   |                                                                                                                                                                                            |
|                       | 総務部次長 |       |                   |                                                                                                                                                                                            |
|                       |       | 本部連絡室 | 危機対策課             | ①災害対策本部運営の総合調整に関する事。<br>②気象情報及び災害情報の受理並びに伝達に関する事。<br>③防災会議及び関係機関団体、自主防災組織との連絡調整に関する事。<br>④災害総計の集約に関する事。<br>⑤自衛隊の派遣要請に関する事。<br>⑥防災行政無線の運用に関する事。<br>⑦水防団、消防団に関する事。<br>⑧国、県及び隣接市町に対する要請に関する事。 |
|                       |       | 総務班   | 総務課               | ①関係機関団体との連絡調整に関する事。<br>②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関する事。<br>③市議会に関する事。<br>④部内の職員に関する事。<br>⑤部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関する事。<br>⑥応急公用負担等に関する事。<br>⑦本部連絡室の応援に関する事。<br>⑧災害統計の総括に関する事。          |
|                       |       | 秘書班   | 秘書広報課<br>(秘書担当)   | ①秘書に関する事。                                                                                                                                                                                  |
|                       |       | 広報班   | 秘書広報課<br>(広報広聴担当) | ①災害広報活動に関する事。<br>②報道関係機関との連絡調整に関する事。<br>③災害写真等の収集に関する事。<br>④災害に関する情報の収集に関する事。<br>⑤総合受付案内に関する事。                                                                                             |
|                       |       | 人事班   | 人事課               | ①職員の配備及び服務に関する事。<br>②職員の参集状況及び職員とその家族の被害状況に関する事。<br>③職員の医療及び給与に関する事。                                                                                                                       |
|                       |       | 管財班   | 管財課               | ①市有財産及び公共施設の被害状況の収集並びに災害応急に関する事。<br>②電話交換手に関する事。<br>③輸送力の確保に関する事。<br>④燃料の調達に関する事。                                                                                                          |
|                       |       | 出納班   | 会計課               | ①災害関係費の出納に関する事。<br>②見舞金及び義援金の出納保管に関する事。                                                                                                                                                    |

| 部名      | 部長等     | 室班名                                                   | 課名                                                                                                                                                            | 任務及び事務分掌                                   |
|---------|---------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 災対総務部   |         | 財政班                                                   | 財政課                                                                                                                                                           | ①災害対策の財政措置に関すること。<br>②他班の応援に関すること。         |
|         |         | 調査班                                                   | 市民税課<br>資産税課<br>納税課                                                                                                                                           | ①住家（非住家を含む。）被害調査に関すること。<br>②罹災台帳の作成に関すること。 |
|         |         | 証明班                                                   | 市民税課<br>資産税課<br>納税課                                                                                                                                           | ①罹災証明発行に関すること。                             |
|         |         | 応援班                                                   | 行政経営課                                                                                                                                                         | ※災害情報の伝達補助に関することを行う。                       |
|         |         |                                                       | 震災伝承推進室                                                                                                                                                       |                                            |
|         |         |                                                       | 選挙管理委員会事務局                                                                                                                                                    |                                            |
|         |         |                                                       | 監査委員事務局                                                                                                                                                       |                                            |
|         |         |                                                       | 工事検査課                                                                                                                                                         |                                            |
|         | 議会事務局   | ※市議会に関することを行う。                                        |                                                                                                                                                               |                                            |
| 災対復興企画部 | 復興企画部長  |                                                       |                                                                                                                                                               |                                            |
|         | 復興企画部次長 |                                                       |                                                                                                                                                               |                                            |
|         | 総務班     | 政策企画課                                                 | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。<br>③部内職員の配備に関すること。<br>④政府、国会及び県に対する陳情に関すること。<br>⑤災害視察に対する措置に関すること。<br>⑥復興計画に関すること。<br>⑦被災地の要望調査に関すること。 |                                            |
|         | 応援班     | 復興推進課、SDGs移住定住推進課、ふるさと納税推進課、地域振興課、日本語学校設置推進室、ＩＣＴ総合推進課 | ※外国人の支援に関することを行う。<br>※公共交通機関の被害状況の収集に関することを行う。                                                                                                                |                                            |

| 部名      | 部長等     | 室班名    | 課名      | 任務及び事務分掌                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|---------|--------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対市民生活部 | 市民生活部長  |        |         |                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 市民生活部次長 |        |         |                                                                                                                                                                                                                             |
|         |         | 総務班    | 地域協働課   | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。<br>③部内職員の配備に関すること。<br>④部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関すること。<br>⑤行政委員、町内会長との連絡調整及び交通・防犯対策に関すること。<br>⑥交通安全対策に関すること。                                                    |
|         |         | 防疫班    | 環境課     | ①防疫対策に関すること。<br>②環境衛生の保持に関すること。<br>③死亡者の収容及び埋火葬に関すること。<br>④被災動物に関すること。<br>⑤放射線対策に関すること。                                                                                                                                     |
|         |         | 清掃班    | 廃棄物対策課  | ①し尿の収集及び処理に関すること。                                                                                                                                                                                                           |
|         |         | 災害廃棄物班 | 廃棄物対策課  | ①災害廃棄物に係る国及び県との調整等に関すること。<br>②災害廃棄物処理基本計画に関すること。<br>③災害廃棄物の収集運搬処理に関すること。<br>④災害による倒壊家屋及び事業所等の解体収集運搬処理に関すること。<br>⑤災害廃棄物の仮置場に関すること。<br>⑥じんかいの収集及び処理に関すること。<br>⑦埋立地の確保に関すること。<br>⑧他自治体等への廃棄物対策の応援要請に関すること。<br>⑨廃棄物処理の減免に関すること。 |
|         |         | 支所班    | 各支所     | ①災対各部との連携を図り、管内の防災対策に関すること。                                                                                                                                                                                                 |
|         |         | 不明者対策班 | 市民課     | ①行方不明者の対策に関すること。<br>※外国人の支援に関することを行う。                                                                                                                                                                                       |
|         |         | 応援班    | スポーツ振興課 | ※社会体育施設対策に関することを行う。                                                                                                                                                                                                         |

| 部名                              | 部長等     | 室班名     | 課名                                                                    | 任務及び事務分掌                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災<br>対<br>保<br>健<br>福<br>祉<br>部 | 保健福祉部長  |         |                                                                       |                                                                                                                                                                                            |
|                                 | 保健福祉部次長 |         |                                                                       |                                                                                                                                                                                            |
|                                 |         | 総務班     | 保健福祉総務課                                                               | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。<br>③部内職員の配備に関すること。<br>④部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関すること。<br>⑤災害援護の総括に関すること。<br>⑥災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。<br>⑦義援金の受付けに関すること。 |
|                                 |         | 援護班     | 保健福祉総務課                                                               | ①避難行動要支援者対策に関すること。<br>②福祉避難所の総括に関すること。<br>③関係機関団体との連絡調整に関すること。                                                                                                                             |
|                                 |         | 救護班     | 健康推進課<br>夜間急患センター                                                     | ①被災者の医療、救護対策に関すること。<br>②臨時救護所に関すること。<br>③医薬品等の確保に関すること。<br>④救急患者の収容及び輸送に関すること。<br>⑤医療機関の被害状況の収集に関すること。<br>⑥感染症の予防対策、その他保健衛生に関すること。<br>⑦福祉避難所に関すること。                                        |
|                                 |         | 生活再建支援班 | 生活再建支援室                                                               | ①被災者生活支援制度に関すること。<br>②義援金の配分に関すること。                                                                                                                                                        |
|                                 |         | 避難収容班   | 保護課                                                                   | ①被保護者の相談・情報提供に関すること。<br>②被保護者の支援に関すること。<br>③避難所の開設・運用に関すること。<br>④避難所運営に関すること。<br>⑤避難者の把握に関すること。<br>⑥避難所担当職員の配置に関すること。<br>⑦救援物資に関すること。<br>⑧避難所の環境改善に関すること。<br>⑨二次避難に関すること。                  |
|                                 |         | 援護班     | 障害福祉課<br>介護福祉課                                                        | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②障害者の相談・情報提供に関すること。<br>③障害者の支援に関すること。<br>④福祉避難所に関すること。<br>⑤要介護者の相談・情報提供に関すること。<br>⑥要介護者の支援に関すること。                                                                  |
|                                 |         | 仮設住宅管理班 | 生活再建支援室                                                               | ①仮設住宅の入居に関すること。<br>②仮設住宅及び入居者の管理に関すること。<br>③仮設住宅の入居者支援に関すること。                                                                                                                              |
|                                 |         | 応援班     | 新型コロナウイルスワクチン接種対策室、<br>保険年金課<br>子育て支援課<br>子ども保育課<br>各保育施設<br>総合相談センター | ①福祉避難所の運営に関すること。<br>※避難収容班の応援を行う。<br>※園児及び児童の避難に関することも行う。<br>※援護班及び避難収容班の応援を行う。                                                                                                            |

| 部名                    | 部長等   | 室班名 | 課名                    | 任務及び事務分掌                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-------|-----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災<br>対<br>産<br>業<br>部 | 産業部長  |     |                       |                                                                                                                                                          |
|                       | 産業部次長 |     |                       |                                                                                                                                                          |
|                       |       | 総務班 | 産業推進課                 | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。<br>③部内職員の配備に関すること。<br>④部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関すること。<br>⑤救援物資、食料の調達及び集積場所の総合調整、配分計画に関すること。 |
|                       |       | 商工班 | 商工課                   | ①商工業対策に関すること。<br>②労働力の確保に関すること。<br>③被災商工業者の経営相談に関すること。<br>④救援物資及び食料の調達に関すること。                                                                            |
|                       |       | 観光班 | 観光課                   | ①観光施設対策に関すること。<br>②観光客対策に関すること。<br>③総務班の応援に関すること。                                                                                                        |
|                       |       | 水産班 | 水産課<br>水産物地方卸売市場管理事務所 | ①水産業対策に関すること。<br>②漁港対策に関すること。<br>③水産物並びに漁業施設の被害状況の収集に関すること。<br>④被災漁業者の経営相談に関すること。<br>⑤救援物資及び食料の調達に関すること。                                                 |
|                       |       | 農林班 | 農林課<br>ニホンジカ対策室       | ①農業対策に関すること。<br>②畜産業対策に関すること。<br>③林業対策に関すること。<br>④治山対策に関すること。<br>⑤農産物、家畜及び農業用施設の被害状況の収集に関すること。<br>⑥農地、農林道及び森林等の被害状況の収集に関すること。<br>⑦救援物資及び食料の調達に関すること。     |

| 部名    | 部長等   | 室班名    | 課名                      | 任務及び事務分掌                                                                                                                                                                                     |
|-------|-------|--------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対建設部 | 建設部長  |        |                         |                                                                                                                                                                                              |
|       | 建設部次長 |        |                         |                                                                                                                                                                                              |
|       |       | 総務班    | 都市計画課<br>河川港湾高規格道路整備推進課 | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。<br>③部内職員の配備に関すること。<br>④部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関すること。<br>⑤河川港湾対策に関すること。                                                         |
|       |       | 都市計画班  | 都市計画課                   | ①都市計画施設対策に関すること。<br>②宅地造成施設対策に関すること。<br>③都市公園の管理に関すること。                                                                                                                                      |
|       |       | 道路班    | 道路課                     | ①公共土木施設の災害復旧対策に関すること。<br>②河川及び運河対策に関すること。<br>③水防及び砂防対策に関すること。<br>④急傾斜地域の巡回及び急傾斜地対策に関すること。<br>⑤道路の補修防災に関すること。<br>⑥応急処理に関すること。<br>⑦緊急輸送道路等の機能確保に関すること。<br>⑧公共土木施設の被害状況の収集に関すること。<br>⑨救助に関すること。 |
|       |       | 建築班    | 建築課                     | ①公共建築物に関すること。<br>②応急仮設住宅の建設に関すること。                                                                                                                                                           |
|       |       | 住宅班    | 住宅課                     | ①公営住宅及び災害公営住宅に関すること。                                                                                                                                                                         |
|       |       | 建築指導班  | 建築指導課                   | ①ブロック塀の安全対策に関すること。<br>②建築物応急危険度判定に関すること。<br>③住宅対策に関すること。<br>④住宅の応急修理対策に関すること。                                                                                                                |
|       |       | 下水道総務班 | 下水道管理課<br>下水道建設課        | ①災対建設部総務班との連絡調整に関すること。<br>②ポンプ場班、巡視班との連絡調整に関すること。                                                                                                                                            |
|       |       | ポンプ場班  | 下水道管理課<br>下水道建設課        | ①ポンプ場のポンプの運転管理及び施設の保守管理に関すること。<br>②下水道総務班への被害状況報告に関すること。                                                                                                                                     |
|       |       | 巡視班    | 下水道管理課<br>下水道建設課        | ①東部地区、西部地区の公共下水道施設及び都市下水路施設並びに一般下水路施設の巡回に関すること。<br>②施設に機能管理及び保守管理に関すること。<br>③下水道総務班への被害状況報告に関すること。                                                                                           |

| 部名    | 部長等        | 室班名   | 課名                                                        | 任務及び事務分掌                                                                                                                             |
|-------|------------|-------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対病院部 | 病院局事務部長    |       |                                                           |                                                                                                                                      |
|       | 病院局事務部次長   |       |                                                           |                                                                                                                                      |
|       |            | 総務班   | 経営課                                                       | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。<br>③部内職員の配備に関すること。<br>④部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関すること。                   |
|       |            | 医療班   | 石巻市立病院診療部<br>石巻市立病院薬剤部<br>石巻市立病院医療技術部<br>石巻市立病院看護部<br>医事課 | ①外来患者の救護に関すること。<br>②他の医療機関との連携に関すること。                                                                                                |
|       |            | 牡鹿病院班 | 市立牡鹿病院                                                    | ①入院・外来患者の救護に関すること。<br>②関係機関団体との連絡調整に関すること。                                                                                           |
| 災対教育部 | 教育委員会事務局長  |       |                                                           |                                                                                                                                      |
|       | 教育委員会事務局次長 |       |                                                           |                                                                                                                                      |
|       |            | 総務班   | 教育総務課<br>学校再編推進室                                          | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。<br>③部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関すること。<br>④部内職員の配備に関すること。<br>⑤学校保健衛生に関すること。 |
|       |            | 学校教育班 | 学校教育課<br>学校安全推進課                                          | ①学校教育対策に関すること。<br>②園児、児童生徒の避難に関すること。<br>③避難所（教育施設）開設支援に関すること。                                                                        |
|       |            | 学校管理班 | 学校管理課                                                     | ①学校教育施設対策に関すること。<br>②教材等の確保に関すること。<br>③学校給食対策に関すること。                                                                                 |
|       |            | 生涯学習班 | 生涯学習課<br>視聴覚センター<br>博物館                                   | ①社会教育施設対策に関すること。<br>②文化財対策に関すること。                                                                                                    |
|       |            | 応援班   | 各公民館<br>図書館<br>各学校給食センター<br>各小学校<br>各中学校<br>各市立高校各幼稚園     |                                                                                                                                      |

| 部名     | 部長等          | 室班名 | 課名                           | 任務及び事務分掌                                       |
|--------|--------------|-----|------------------------------|------------------------------------------------|
| 災対河北支部 | 河北総合支所長      |     |                              |                                                |
|        | 河北総合支所地域振興課長 |     |                              |                                                |
|        |              |     | 地域振興課<br>市民福祉課               | ①災害対応は、各災対部の事務分掌に準じる。<br>②災害対策本部、各部との連携に関すること。 |
|        |              |     | 各保育施設<br>農業委員会事務局            | ①河北総合支所管内の防災対策に関すること。                          |
| 災対雄勝支部 | 雄勝総合支所長      |     |                              |                                                |
|        | 雄勝総合支所地域振興課長 |     |                              |                                                |
|        |              |     | 地域振興課<br>市民福祉課               | ①災害対応は、各災対部の事務分掌に準じる。<br>②災害対策本部、各部との連携に関すること。 |
|        |              |     | 保育施設<br>雄勝診療所<br>雄勝歯科診療所     |                                                |
| 災対河南支部 | 河南総合支所長      |     |                              |                                                |
|        | 河南総合支所地域振興課長 |     |                              |                                                |
|        |              |     | 地域振興課<br>市民福祉課               | ①災害対応は、各災対部の事務分掌に準じる。<br>②災害対策本部、各部との連携に関すること。 |
|        |              |     | 各保育施設                        |                                                |
| 災対桃生支部 | 桃生総合支所長      |     |                              |                                                |
|        | 桃生総合支所地域振興課長 |     |                              |                                                |
|        |              |     | 地域振興課<br>市民福祉課               | ①災害対応は、各災対部の事務分掌に準じる。<br>②災害対策本部、各部との連携に関すること。 |
|        |              |     | 各保育施設                        |                                                |
| 災対北上支部 | 北上総合支所長      |     |                              |                                                |
|        | 北上総合支所地域振興課長 |     |                              |                                                |
|        |              |     | 地域振興課<br>市民福祉課               | ①災害対応は、各災対部の事務分掌に準じる。<br>②災害対策本部、各部との連携に関すること。 |
|        |              |     | 北上保健医療センター<br>橋浦診療所<br>各保育施設 |                                                |
| 災対牡鹿支部 | 牡鹿総合支所長      |     |                              |                                                |
|        | 牡鹿総合支所地域振興課長 |     |                              |                                                |
|        |              |     | 地域振興課<br>市民福祉課               | ①災害対応は、各災対部の事務分掌に準じる。<br>②災害対策本部、各部との連携に関すること。 |
|        |              |     | 寄磯診療所<br>保育施設                |                                                |

| 部名          | 部長等   | 室班名 | 課名               | 任務及び事務分掌                                                                                                                 |
|-------------|-------|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対消防団       | 消防団長  |     |                  |                                                                                                                          |
|             | 各地区団長 |     |                  |                                                                                                                          |
|             |       | 総務班 | 危機対策課、各総合支所地域振興課 | ①関係機関団体との連絡調整に関すること。<br>②団内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。                                                                   |
|             |       | 警防班 | 消防団員             | ①水災、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。<br>②避難誘導に関すること。<br>③人命の救助、救護に関すること。<br>④水災、火災及びその他の災害の情報に関すること。<br>⑤死体及び行方不明者等の捜索に関すること。 |
| 各災対部に共通する事務 |       |     |                  | ①部内職員の動員・配備に関すること。<br>②所管事項に関する被害状況及び災害対策に関すること。<br>③所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧に関すること。<br>④本部連絡員の差出しに関すること。                 |

### 3 災害対策本部の運営

#### (1) 本部員会議

ア 災害に関する情報を分析し、災害対策本部の所掌事項を協議決定し、その推進を図るため、本部長が災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって構成し、本部長が議長を務める。

ウ 本部長が必要と認めるときは、本部長が指名した者、その他本部長が必要と認めた防災関係機関の者の出席を要請する。

エ 本部員会議に出席する本部員は、会議に先立ち所掌する次に掲げる資料を提出する。

（ア）災害及び被害の状況

（イ）応急活動及び措置内容

（ウ）住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項

（エ）今後の応急対策及び復旧対策

（オ）その他本部長の指示事項

#### (2) 本部連絡室

本部からの連絡・調整等や本部の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部連絡室を置く。本部連絡室の事務は次のとおりとする。

ア 本部長又は副本部長の指示等の伝達に関すること。

イ 各災対部相互の連絡調整に関すること。

ウ 各災害対策支部との連絡調整に関すること。

エ 被害及び災害対策活動の情報に係る資料の収集・報告に関すること。

オ その他本部連絡室長が必要と認めたこと。

#### (3) 現地災害対策本部

本部長は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、災害地域を所管する災害対策支部又は災害現地に現地災害対策本部を設置する。

#### (4) 現地連絡所

本部長は、災害発生直後から避難所開設期間中、本部長が指定する避難所に現地連絡所を

設置する。現地連絡所は、災害対策本部の窓口として、各種書類の交付・受付け、情報収集活動及び広報活動を行う。

#### (5) 庁舎機能の維持

庁舎の機能として自家発電設備の点検、燃料の確保、衛星通信車の確保等の必要な措置をとる。

#### (6) 長期化への配慮

災害対応の長期化に備え、職員シフトを早期に編成し、休養時間の確保、食料の安定的な支給、仮眠スペースの確保、メンタル面の配慮を行いながら応急活動に当たる。

### 第3 警戒本部・特別警戒本部

#### 1 警戒本部・特別警戒本部の設置及び廃止

##### (1) 設置

警戒配備体制・特別警戒配備体制の配備基準により、危機管理監は警戒本部を設置し警戒配備体制の指令、副市長は特別警戒本部を設置し特別警戒体制の指令をそれぞれ発することができる。

##### (2) 廃止

災害の危険がなくなったときは、警戒本部長は警戒本部を廃止するとともに警戒配備体制解除の指令、特別警戒本部長は特別警戒本部を廃止するとともに特別警戒配備体制解除の指令をそれぞれ発する。

#### 2 組織

警戒本部・特別警戒本部の要員は、次のとおりとし、警戒配備・特別警戒配備体制に従事する職員は、「非常（警戒）配備職員構成表」に示すとおりとする。

警戒本部・特別警戒本部の要員等

| 配備体制           | 本部・支部名称 | 要 員                                                 |
|----------------|---------|-----------------------------------------------------|
| 警戒配備<br>(0号)   | 警 戒 本 部 | 本部長：危機管理監<br>副本部長：総務部次長<br>本部員：各部次長                 |
|                | 警 戒 支 部 | 支部長：総合支所長<br>副支部長：総合支所地域振興課長<br>支部員：市民福祉課長          |
| 特別警戒配備<br>(1号) | 特別警戒本部  | 本部長：副市長（第1順位）<br>副本部長：副市長、総務部長<br>本部員：各部長、消防団長、地区団長 |
|                | 特別警戒支部  | 支部長：総合支所長<br>副支部長：総合支所地域振興課長<br>支部員：市民福祉課長、地区団長     |

#### 3 警戒本部・特別警戒本部の所掌事項

警戒本部及び特別警戒本部の所掌事項は、災害対策本部に準ずるものとし、各部課の事務分掌は災害対策本部事務分掌表を準用する。

## 第4 各機関の体制

### 1 警察の活動

※参考

宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-3の抜粋

#### 第5 警察の活動

- 1 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。
- 2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

### 2 消防機関の活動

石巻地区広域行政事務組合消防本部及び消防団は、それぞれの非常招集の規定等に基づき消防職員及び消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

### 3 防災関係機関の活動

防災関係機関は、それぞれの配備・動員計画等に従い関係職員を招集し、速やかに災害に対応する。

## 第2節 情報の収集・伝達

| 項 目           | 担 当     | 関係機関                                                                                    |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 情報管理体制     | 各災対部・支部 | 宮城県復興・危機管理総務課、東部地方振興事務所、東部保健福祉事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合 |
| 第2 被害情報の収集・報告 |         |                                                                                         |
| 第3 地震関連情報の伝達  |         |                                                                                         |

### 第1 情報管理体制

#### 1 情報管理体制

市は、市民、警察、消防等の情報を収集し整理する。

#### 2 情報通信体制

市は、次の通信手段により県、国、防災関係機関等との情報通信を行う。

##### (1) 電話

##### ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

##### イ 災害時公衆電話

災害時公衆電話が設置できる状況にあつては、避難所等に災害時公衆電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し通信を確保する。

##### ウ 衛星携帯電話

一般回線のふくそう時には、衛星携帯電話を使用して通信を行う。

##### (2) 防災行政無線

防災行政無線を用いて、市民等への一斉放送を行う。

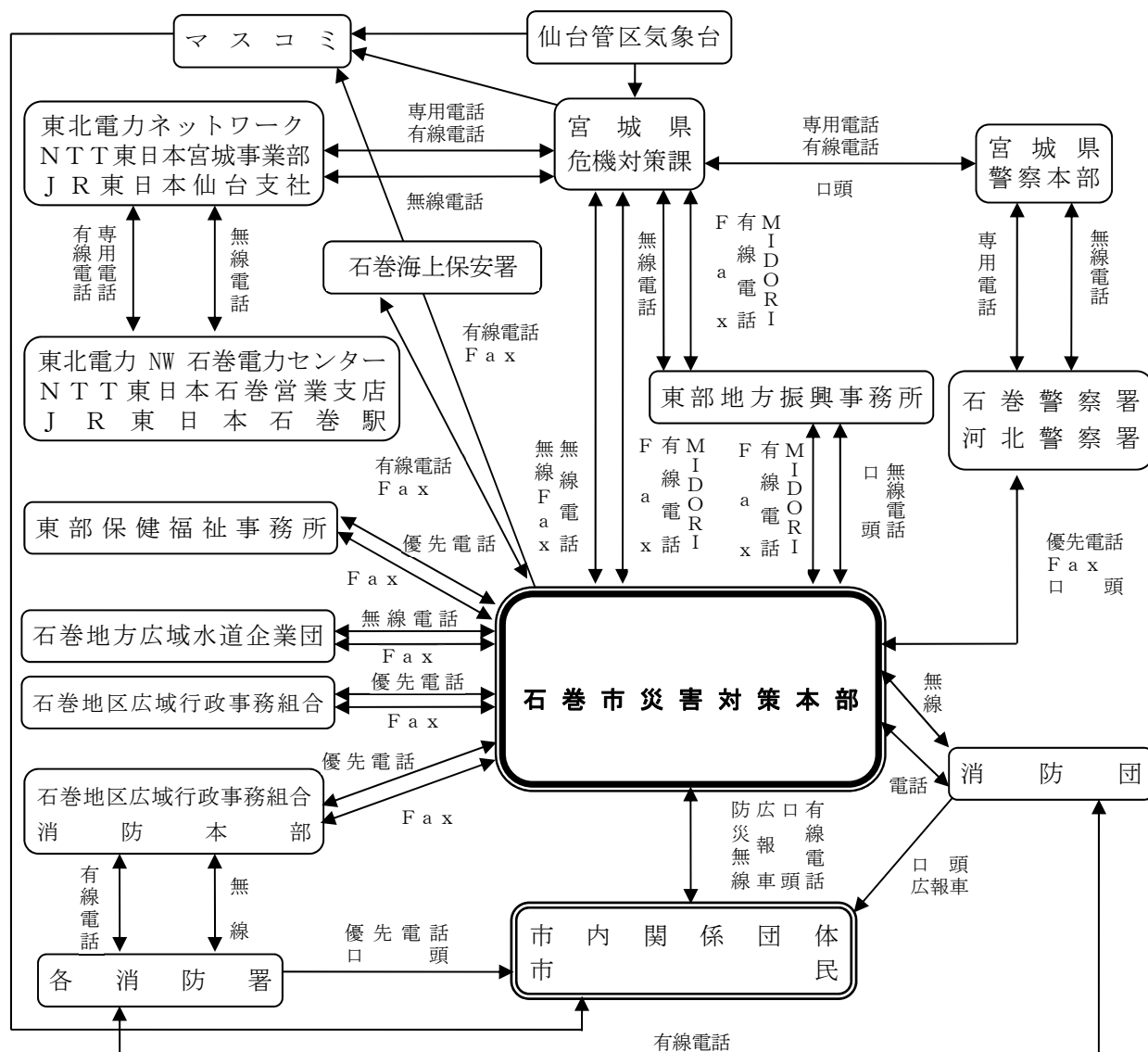
##### (3) 県防災行政無線

県防災行政無線を用いて、県、県内市町村との通信を行う。

※ 資料第18 防災関係機関連絡先一覧

##### (4) 消防団簡易無線車載無線及び携帯無線により通信を行う。

災害通信利用系統図



### 3 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

市は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会に緊急警報放送を行うよう求める。

## 第2 被害情報の収集・報告

## 1 初期情報の収集

各災対部・支部は、災害発生当初において、人命や災害対策実施にかかわる情報を優先に収集し、本部長に報告する。

## 2 被害情報の収集

各災対部・支部は、関係機関・団体の協力により概括的な被害の状況を把握し、結果を災害対策本部連絡室に報告する。

- (1) 市及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

- (2) 市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

- (3) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。市は県と連携の上、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要な場合、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

- (4) 市及び指定地方公共機関は、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市に連絡する。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

- (5) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。

- (6) 市は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

被害調査の項目及び担当

| 被害調査区分           | 調査担当部   | 協力団体名等                                 |
|------------------|---------|----------------------------------------|
| 被害状況総括<br>(人的被害) | 災対総務部   | 庁内各課（所）長<br>各行政組織<br>各自治会組織<br>各地区民生委員 |
| 保健関係             | 災対保健福祉部 | 医師会、歯科医師会等                             |
| 農林水産関係           | 災対産業部   | 農協、漁協、森林組合                             |
| 商工関係             | 災対産業部   | 観光協会、商工会議所等                            |
| 社会福祉施設等関係        | 災対保健福祉部 | 施設の長                                   |
| 家屋               | 災対総務部   |                                        |
| 河川・橋・道路関係        | 災対建設部   | 市内建設業者                                 |
| 学校教育施設関係         | 災対教育部   | 各幼稚園長、小中高等学校長                          |
| 社会教育施設関係         | 災対教育部   | 各施設の長                                  |
| 公共物関係            | 災対建設部   | 各施設の長                                  |
| 都市施設関係           | 災対建設部   | 管理委託者等                                 |
| 水道施設関係           | 災対総務部   | 石巻地方広域水道企業団                            |

|                 |                      |          |
|-----------------|----------------------|----------|
| 下水道施設関係         | 災対建設部                | 市内下水道業者  |
| 衛生関係<br>処理場施設関係 | 災対市民生活部、石巻地区広域行政事務組合 | 各施設の長    |
| 火災被害関係          | 石巻地区広域行政事務組合消防本部     | 消防団      |
| 医療関係            | 災対病院部                | 各医療施設の長  |
| 要配慮者関係          | 災対保健福祉部<br>災対教育部     | 要配慮者利用施設 |
| 公共交通機関関係        | 災対復興企画部              | 公共交通機関   |

### 3 県への報告

市は、被害の発生状況や被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、市町村被害状況報告要領に基づき、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により県へ連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接、総務省消防庁に対し被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

#### 報告の種類と内容

|            |                                                                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害概況即報     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害のおそれのある場合に概況を報告</li> <li>・震度4以上の場合は、施設等の概況を報告</li> <li>・震度5強以上の場合は、「火災・災害等報告要領」に基づき消防庁に報告</li> </ul> |
| 被害状況報告(即報) | ・被害が判明次第、1日1回程度県に報告                                                                                                                                                       |
| 被害状況報告(確定) | ・被害状況について、2週間以内に報告                                                                                                                                                        |

※ 資料第20 市町村被害状況報告要領

### 4 災害情報の交換

市、県及び防災関係機関は、連絡手段や体制の確保、連絡調整のための職員の相互派遣、各機関の求めに応じた情報の提供を行うこと等により情報共有を図る。また、情報連絡の窓口及び責任者を定める。

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

### 5 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

また、通報を受けた市長は、その旨を気象台その他関係機関に通報しなければならない。

## 第3 地震関連情報の伝達

### 1 緊急地震速報

#### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ及びラジオを通じて提供する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報

（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

## （2）緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。

また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般へ緊急地震速報の提供に努める。

市は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J アラート）を通じて受理した緊急地震速報を、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により市民等へ伝達するよう努める。

また、市は、市民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市の防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

## （3）緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の命を守る行動をとる必要がある。

| 入手場所         | 取るべき行動の具体例                                                                                                                                                                               |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自宅等の屋内       | <p>頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は、火の始末を行う。</li> <li>・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul> |
| 駅、商業施設等の集客施設 | <p>館内放送又は係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口、階段等に殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</li> </ul>                        |
| 街等の屋外        | <p>ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒等に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルの壁、看板及び割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>                                                                        |
| 車の運転中        | <p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とさない。</p> <p>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促した後、緩やかにスピードを落とす。</p> <p>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避け、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>                         |

## 2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て市民に周知される。

### (1) 地震情報の種類と内容

| 地震情報の種類        | 発表基準                                                                                      | 内容                                                                                                                                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報           | ・震度3以上                                                                                    | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。                                                                                                                          |
| 震源に関する情報       | ・震度3以上<br>(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)                                                        | 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。                                                                                                    |
| 震源及び震度に関する情報   | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度3以上<br>・津波警報・津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報(警報)を発表した場合          | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。                                                                           |
| 各地の震度に関する情報    | ・震度1以上                                                                                    | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。<br>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。 |
| 推計震度分布図        | ・震度5弱以上                                                                                   | 観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。                                                                                                                                |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度3以上                                                                                    | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。                                                                          |
| 遠地地震に関する情報     | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード7.0以上<br>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。                                                                                                         |

| 地震情報の種類 | 発表基準                           | 内容                                                |
|---------|--------------------------------|---------------------------------------------------|
| その他の情報  | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |

(2) 津波情報等

※津波情報、津波警報等の詳細については、「津波災害対策編／第2章／第2節／第3 津波情報の伝達」参照。

(3) 仙台湾気象台からの情報の伝達

ア 仙台湾気象台及び防災関係機関の対応

仙台湾気象台は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）、並びに地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関及び報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J アラート）により、総務省消防庁から同報送信されている。

イ 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努める。

3 その他の情報等の発表

仙台湾気象台は、地震発生後の余震発生状況及び降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

4 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者及び観光客等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- (2) 発災後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

## 第3節 災害広報活動

| 項 目         | 担 当                                  | 関係機関 |
|-------------|--------------------------------------|------|
| 第1 社会的混乱の防止 | (総) 本部連絡室、●(総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班 |      |
| 第2 市民への広報   |                                      |      |
| 第3 報道機関への対応 | (総) 広報班                              |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 社会的混乱の防止

#### 1 情報伝達・広報の実施

市は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、市民の精神的な安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

#### 2 住民等への対応

市及びライフライン事業者は、市民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

### 第2 市民への広報

市及び報道機関等は、市民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

#### 1 市の広報

市内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難情報・避難場所等に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) 津波等に関する情報
- (9) ライフラインの被害状況に関する情報
- (10) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (11) 民心安定のための情報
- (12) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報

- (14) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (15) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (16) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (17) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- (18) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (19) 相談窓口の設置に関する情報
- (20) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (21) 市ホームページへの掲載による広報

## 2 広報の実施

市は、次の手段で市民等に広報を行う。

- (1) 防災行政無線の放送
- (2) 広報車による巡回
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等を通じたの広報
- (4) 災害広報紙、チラシによる広報
- (5) メール、市ホームページ
- (6) ラジオ石巻等への情報提供
- (7) Lアラート（災害情報共有システム）による広報

## 3 情報の交換場所の提供

市は、市役所及び支所に、災害対策本部からの防災行政無線放送の内容や避難情報、その他のお知らせ事項を掲示する。

自主防災組織等は、災害広報掲示施設にそれぞれの地域のお知らせ事項や安否確認情報などを掲示し、地域内の情報伝達に活用する。

## 4 避難所での広報

市からの情報は、避難所に設置した無線 LAN を活用した安否・避難情報システムにより、住民の携帯電話等に情報を配信する。

その他、情報掲示板への掲示や避難者へ口頭での伝達を行う。避難者の状況によっては、必要に応じて、手話、外国語ボランティア等を派遣する。

※ 資料第 21 災害時の広報文例

## 5 安否情報

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

### 第3 報道機関への対応

---

#### 1 報道機関への要請

##### (1) 放送要請

市は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定によりラジオ石巻へ放送を要請する。

##### (2) 報道取材への対応

市は、報道機関からの取材活動の受付を行う。取材は、本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。

#### 2 記者発表

市は、臨時の記者詰め所及び共同会見所を設置し、本部会議で諮った事項について定期的に記者発表を行い、必要な情報を報道機関へ提供する。

##### 記者発表の概要

| 発表者  | 第1位 市長      第2位 副市長                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発表内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の状況</li> <li>・応急対策の実施状況</li> <li>・全国への要請</li> </ul> |

## 第4節 相互応援活動

| 項 目           | 担 当                                   | 関係機関                                               |
|---------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 第1 自治体等への応援要請 | (総) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班 | 東部地方振興事務所、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻地方広域水道企業団 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 自治体等への応援要請

#### 1 市町村間の相互応援活動

市長は、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、災害対策基本法及び協定等に基づき他の市町村長に対し応援を求める。その場合は、県に報告する。

#### 2 職員の派遣要請等

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合、法律に基づき、職員の派遣、あっせん等を要請する。

##### 職員の派遣要請等の内容

| 要請先                 | 内 容                        | 根拠法令                          |
|---------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 知事                  | 応援の要求、災害応急対策の実施            | 災害対策基本法第68条                   |
| 指定地方行政機関の長、又は特定公共機関 | 指定地方行政機関・特定公共機関の職員の派遣      | 災害対策基本法第29条2                  |
| 知事                  | 指定地方行政機関・特定公共機関の職員の派遣あっせん  | 災害対策基本法第30条                   |
| 知事                  | 職員の派遣・特定地方独立行政法人の職員の派遣あっせん | 災害対策基本法第30条2<br>地方自治法第252条の17 |
| 他市町村長               | 応援の要求                      | 災害対策基本法第67条                   |

#### 3 県内消防機関等に対する応援要請

石巻地区広域行政事務組合消防本部は、管内の消防力では災害防御活動が困難であると判断した場合、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき、県内の消防機関に応援要請を行う。

また、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県県内航空消防応援協定」に基づき、県及び仙台市のヘリコプターの応援を要請する。

#### 4 緊急消防援助隊の応援要請

石巻地区広域行政事務組合消防本部は、県内の消防応援だけでは対応が困難と判断したときは、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、知事に応援要請を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請する。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-4の抜粋 |
| 1   | 消防庁への応援要請               |

知事は、大規模な災害時において、都道府県の区域を越える消防の広域応援の必要性がある場合には、直ちに消防庁長官に応援の要請を行う。

なお、消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないなど知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができ、特に、緊急を要し、広域的な応援出動等が必要な場合は、消防庁長官が応援側都道府県知事に直接応援出動等の措置をとることを求めることができる。

## 5 他水道事業体への要請

石巻地方広域水道企業団は、給水活動や応急復旧等が困難な場合は、『日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」』に基づき日本水道協会宮城県支部に応援を要請する。

市は、上記応援で給水活動が困難な場合は、自衛隊に応急給水活動を要請する。

なお、自衛隊による応急給水活動については、石巻地方広域水道企業団と協働して実施し、活動の効率化を図る。

|     |                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-17の抜粋                                                                                    |
| 3   | 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フローチャートにより対応する。                                                                |
| 4   | 県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送事業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。 |

## 6 警察災害派遣の応援要請

|     |                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-4の抜粋                                                         |
| 第7  | 警察災害派遣隊の応援活動                                                                    |
|     | 警察は、被災状況の把握に努めるとともに、警察災害派遣隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等の措置をとる。 |

## 7 民間団体等への応援要請

市は、協定等に基づき民間団体及び事業者等へ協力を要請する。

## 8 受援体制

市は、応援派遣要請を行った場合は、要請先の機関等と連絡調整を行う。受入れに当たっては、集結地の指定、燃料の確保、活動現場への案内などを行う。

なお、応援者の食料、飲料水、資機材、宿泊場所等は、派遣機関で行うよう要請するが、必要に応じて可能な範囲で対応を図る。

※ 資料第36 協定一覧

## 第5節 災害救助法の適用

| 項 目         | 担 当  | 関係機関 |
|-------------|------|------|
| 第1 災害救助法の適用 | 各災対部 | 宮城県  |
| 第2 救助の種類    |      |      |

### 第1 災害救助法の適用

災害救助法は、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

#### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

| 指標となる被害項目       |                                                                                        | 適用の基準        | 該当条項             |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------|
| 住家等への被害が生じた場合   | 市内の住家が滅失した世帯の数                                                                         | 100 以上       | 第1条第1項第1号        |
|                 | 県内の住家が滅失した世帯の数                                                                         | 2,000 以上     | 第1条第1項第2号        |
|                 | そのうち市内の住家が滅失した世帯の数                                                                     | 50 以上        |                  |
|                 | 県内の住家が滅失した世帯の数                                                                         | 9,000 以上     | 第1条第1項第3号前段      |
|                 | そのうち市内の住家が滅失した世帯の数                                                                     | 多 数          |                  |
|                 | 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。 | 多 数          | 第1条第1項第3号後段      |
|                 | 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。            | 知事が内閣総理大臣と協議 | 基準内閣府令第1条※       |
| 生命・身体への危害が生じた場合 | 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。                                |              | 第1条第1項第4号        |
|                 | 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。                                     |              | 基準内閣府令第2条第1項第1号※ |
|                 | 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。               |              | 基準内閣府令第2条第1項第2号※ |

|                 |                                                               |  |        |
|-----------------|---------------------------------------------------------------|--|--------|
| 災害が発生するおそれがある場合 | 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。 |  | 第2条第2項 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------|--|--------|

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令  
(平成25年内閣府令第68号)

## 2 災害救助法の適用手続

災害救助法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、災害救助法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

市は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

|                                                                              |                         |
|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                                          | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－5の抜粋 |
| 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当市町村に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市町村長に委任する。 |                         |

## 第2 救助の種類

救助の種類は、次のとおりである。(災害救助法施行細則による。) そのうち、知事は災害救助法第29条の規定に基づき、救助の実施を市長に委任している。

なお、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は委任を受けた救助以外の救助であっても着手することができる。

- (1) 避難所の設置 (○)
- (2) 応急仮設住宅の供与 (○)
- (3) 炊き出しその他による食品の給与 (○)
- (4) 飲料水の供給 (○)
- (5) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (○)
- (6) 医療、助産、被災者の救出 (○)
- (7) 被災した住宅の応急修理 (○)
- (8) 学用品の給与 (○)
- (9) 埋葬 (○)
- (10) 死体の搜索 (○)
- (11) 死体の処理 (○)
- (12) 障害物の除去 (○)
- (13) 輸送費及び賃金職員等雇上費
- (14) 実費弁償

※ ○は知事が市長に委任

※ 資料第24 宮城県災害救助法施行細則

## 第6節 自衛隊の災害派遣要請

| 項 目           | 担 当       | 関係機関          |
|---------------|-----------|---------------|
| 第1 自衛隊の災害派遣要請 | (総) 本部連絡室 | 宮城県災害対策本部、自衛隊 |

### 第1 自衛隊の災害派遣要請

#### 1 災害派遣要請

##### (1) 災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求める。

通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

##### (2) 要請事項

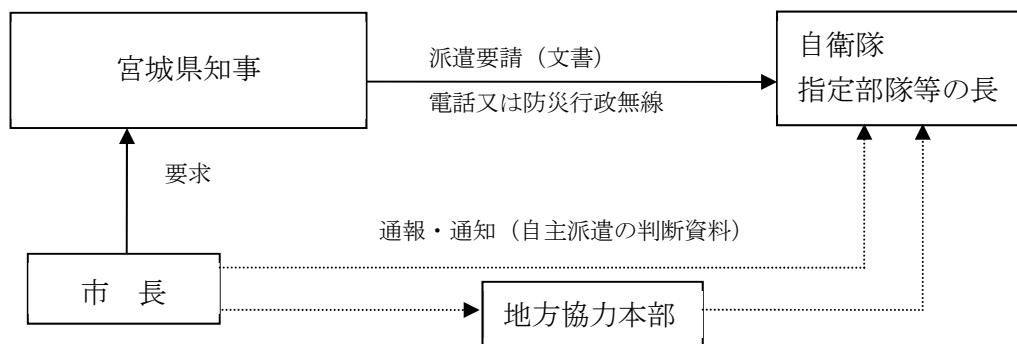
市は、自衛隊の災害派遣の必要を認めた場合は、知事に次の事項を記載した文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）



宮城隊区担当部隊は、次のとおりである。

| 機関名                       | 所在地         | 連絡先 |
|---------------------------|-------------|-----|
| 陸上自衛隊第22普通科連隊<br>(多賀城駐屯地) | 多賀城市丸山2-1-1 | 第3科 |

##### (3) 自主派遣

自衛隊指定部隊等の長は、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

#### 2 市と自衛隊との連絡調整

|                                                                    |                         |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                                | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-6の抜粋 |
| 1 自衛隊の連絡幹部等の派遣                                                     |                         |
| (1) 大規模地震災害発生時、自衛隊は、県及び市町村災害対策本部等に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。 |                         |

連絡幹部等は、県及び市町村並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。

### 3 派遣部隊の活動内容

※参考

宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3－6 の抜粋

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- (3) 要救助者等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動
- (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
- (5) 消防活動：消防機関との協力による消火活動（空中消火含む。）
- (6) 道路の啓開：道路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 給食及び給水：被災者に対する給食及び給水の実施
- (10) 入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施
- (11) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
- (12) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- (13) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

### 4 派遣部隊の受入れ体制

市は、派遣部隊の受入れのため、連絡調整者を定め、作業分担、必要な資機材の準備、施設の利用などについて調整を行う。

なお、派遣部隊の受入れ事項は、次のとおりである。

- (1) 連絡調整者の指定
- (2) 資機材の提供
- (3) 宿舎、宿営地の提供
- (4) 部隊活動の調整
- (5) ヘリポートの設定
- (6) 艦艇等が使用できる岸壁の準備
- (7) 情報等の提供

### 5 派遣部隊の撤収

市は、災害派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。

### 6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた市側が負担するものとし、細部については、その都度、災害派遣命令者と知事が協議して定める。

- (1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- (2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

※ 資料第22 自衛隊の仮泊予定地・車両駐車予定地

## 第7節 救急・救助活動

| 項 目        | 担 当                 | 関係機関                                      |
|------------|---------------------|-------------------------------------------|
| 第1 救急・救助活動 | ●災対総務部、災対建設部、（消）警防班 | 石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、医療機関 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 救急・救助活動

#### 1 救急・救助活動

行方不明者の救急・救助活動等は、次のように行う。

##### (1) 市の活動

ア 市は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関の協力を得ながら、速やかに捜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。

イ 市は、市民からの情報についても適宜関係機関宛てに伝達し、人員、機材等の面に対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

ウ 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

※ 資料第36 協定一覧

##### (2) 警察の活動

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－7の抜粋

#### 第3 警察の活動

- 警察は、救出・救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 警察は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 警察は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

##### (3) 消防機関の活動

消防団及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、行方不明者情報を集約し、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救助・救急活動を行う。

##### (4) 海上保安部の活動

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－7の抜粋

#### 第6 第二管区海上保安本部の活動

- 地震等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機

又は機動救難士・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。

(2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動消防隊による消火活動、航空機による状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。

(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどを行う。

(4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の地震に伴う津波等の二次災害の防止を図る。

(5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。

この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、機動救難士又は特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。

また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。

2 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。

(1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(3) その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。

3 物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

## 2 救助活動の調整（被害が甚大な場合）

地震により甚大な被害が発生した場合は、消防、警察、自衛隊、海上保安本部が連携して効果的な救助活動が必要となるため、災害対策本部は、救出・救助現場などの全体の調整を行う体制をとる。

また、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救急・救助活動への支援を行うよう努める。

## 3 地域による救助活動

市民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、可能な範囲において地域及び事業所内の被害状況や安否の確認に努める。建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行い、現場の救助部隊の指示を仰ぐ。

## 4 感染症対策

捜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

## 5 救急・救助用資機材の整備

市及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時

から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

## 第8節 医療救護活動

| 項 目       | 担 当                 | 関係機関                                                                                                                       |
|-----------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 初動医療活動 | ●（保）救護班、<br>災対病院部全班 | （一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、<br>（一社）石巻歯科医師会、（一社）石巻薬剤師会、<br>東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字<br>病院）、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石<br>巻警察署、河北警察署、医療関係機関 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 初動医療活動

#### 1 医療救護体制

##### （1）救護所の設置

市は、ライフラインの途絶等で医療機関の多くが機能を失い市内各地の避難所に市民が殺到している場合には、（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署等の協力を得て、救護所を設置・運営する。

救護所の開設は、（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会が行う。

DMAT 及び支援医療チーム等の受入れは地域保健医療調整本部（発災～3日目：石巻赤十字病院、3日目以降：東部保健福祉事務所）が行い、各救護所へ派遣調整し医師会員から救護所運営を引き継ぐ。

救護所の設置場所は、原則として多数の市民が避難する施設に設置する。

##### （2）医療救護班の編成

市は、災害拠点病院（石巻赤十字病院）と連携し傷病者の発生状況等を収集する。地域保健医療調整本部に参集した（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、（一社）石巻薬剤師会は地域保健医療調整本部の調整により救護班を編成する。

また、県派遣の医療チーム、大学病院、国立病院機構、DMAT、日本赤十字社救護班等の医療チームの派遣を要請する。

医療救護活動は次のとおりである。

- ア 傷病者の治療
- イ 傷病者の区分判別（トリアージ）
- ウ 県指定災害拠点病院への転送
- エ 傷病者に対する応急処置
- オ 助産
- カ 死亡の確認
- キ 避難所環境・避難者のアセスメント
- ク 病院避難
- ケ 地域災害拠点病院の医療支援

#### 2 医薬品等の確保

##### （1）医薬品、医療用資機材の確保

市は、医療救護班が医療救護・助産活動のために使用する医療器具及び医薬品、医療ガス

等を、（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、（一社）石巻薬剤師会、災害拠点病院（石巻赤十字病院）の協力により調達する。不足する場合は、地域保健医療調整本部に対して要請する。

また、輸血用血液が必要になった場合は、県を通じて宮城県赤十字血液センターなどに確保されている各種血液製剤等の供給を要請する。

#### （2）水、燃料、食料等の確保

市は、救護所及び災害拠点病院（石巻赤十字病院）で必要な医療用の水、発電機のための重油、医療活動従事者用の飲料水、食料等を確保し供給する。

また、救護所等の施設において、電気の供給が停止した場合には、最優先で通電再開を行うよう、東北電力（株）へ要請するとともに、電源車の派遣も要請する。医療機関については、電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、東北電力（株）に対し、電力復旧の優先対応を要請する。

### 3 傷病者の搬送

傷病者は、救出現場から救護所まで救出部隊の車両、救急車、ヘリコプター、市民等の協力により搬送する。

救護所から圏域外の災害拠点病院までは、救急車、ヘリコプター等で搬送する。

### 4 重傷者への対応

市は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療について、災害医療コーディネーターに要請し、災害拠点病院（石巻赤十字病院）や、被災地外の医療機関で対応を行う。

### 5 要医療救護者への対応

#### （1）透析患者への対応

市は、石巻圏透析施設災害時ネットワークの協力により、透析医療の可否について情報を収集し、患者からの問い合わせに対し情報を提供する。

さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

#### （2）在宅酸素療法患者への対応

市は、平常時から東部保健福祉事務所を通じて把握している在宅酸素療法患者を医療機関及び県等と連携し、後方医療機関へ搬送する。

ただし、後方医療機関への搬送が困難な場合は一時的に災害拠点病院（石巻赤十字病院）に収容する。

#### （3）在宅難病患者への対応

市は、平常時から東部保健福祉事務所を通じて把握している人工呼吸器等を装着している難病患者を、医療機関及び県等と連携し、後方医療機関へ搬送する。

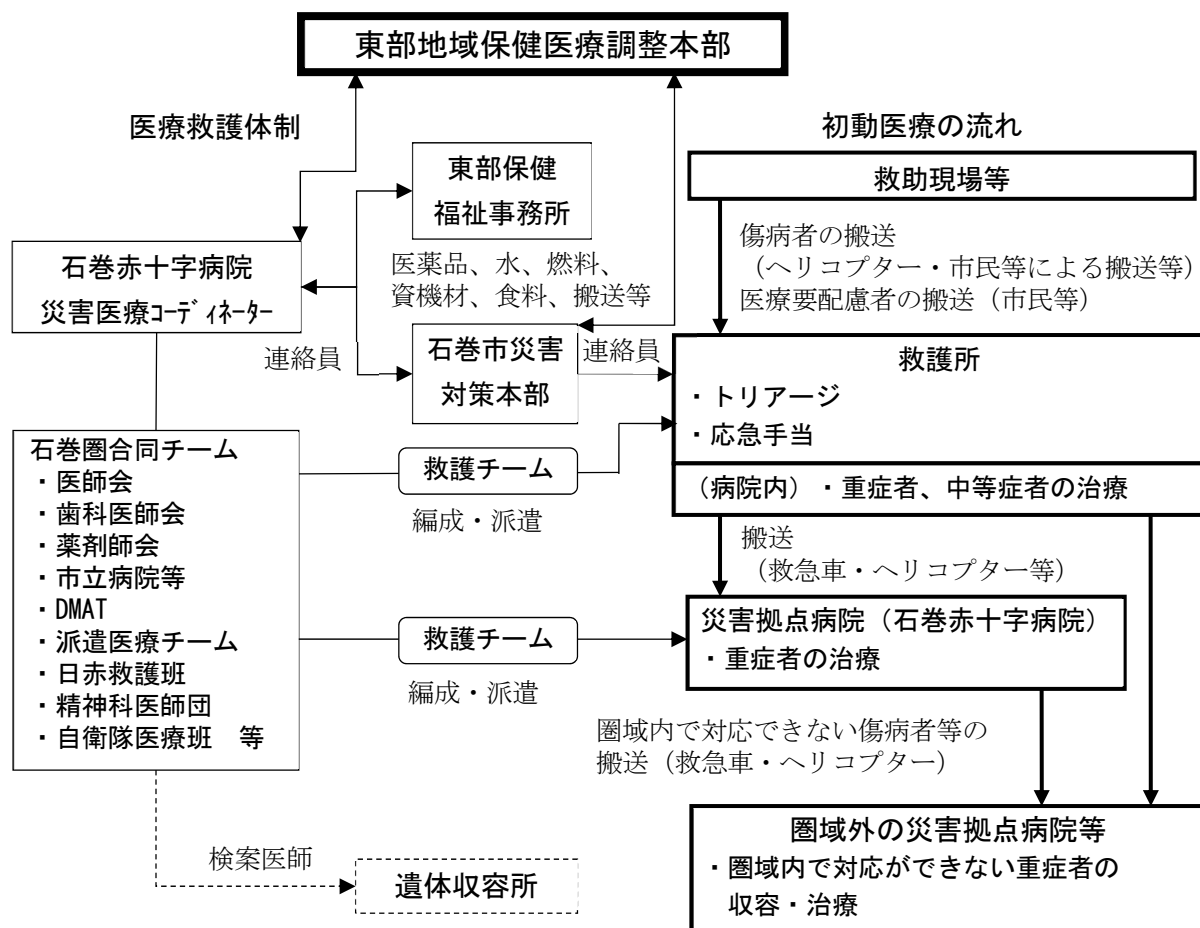
ただし、後方医療機関への搬送が困難な場合は一時的に災害拠点病院（石巻赤十字病院）に収容する。

### 6 甚大な被害の場合の措置

市は、医療救護に関して、近隣市町と連携し、地域保健医療調整本部への機能の集約に努める。

運営に当たっては、発災直後より定期的に医療・行政・防災関係実務担当者がミーティングを行い、方針を決定する。

なお、医師会会員は、通信、交通が途絶し、かつ自院の機能が維持されている場合は傷病者の対応に努める。自院が機能してない場合は拠点避難所の救護所運営に努める。



※ 資料第29 医薬品の調達先

※ 資料第30 医療機関一覧

## 第9節 消火活動

| 項 目     | 担 当   | 関係機関             |
|---------|-------|------------------|
| 第1 消火活動 | 災対消防団 | 石巻地区広域行政事務組合消防本部 |

### 第1 消火活動

#### 1 消火活動の原則

消防長は、各消防署（所）を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、石巻地区広域行政事務組合消防本部で作成している計画等に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

##### （1）同時多発火災への対応

###### ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難路及び避難所等の確保のための消火活動を行う。

###### イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

###### ウ 消火有効地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火有効地域を優先して消防活動を行う。

###### エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

###### オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

##### （2）火災現場活動の原則

火災現場活動の原則は、次のとおりである。

###### ア 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を総合的に判断し行動を決定する。

###### イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

###### ウ 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

#### 2 消防本部の活動

##### （1）初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、宮城県防災ヘリコプター等、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あら

ゆる手段 を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

### 3 消防団の活動

消防団は、石巻市消防団安全管理マニュアルに基づき、消防長及び消防署長の所轄の下、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

(1) 消火活動

災害により出火した場合は、市民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火を、単独又は各消防署と協力して行う。

(2) 災害情報の収集伝達活動

簡易無線等により関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(3) 救助・救急活動

各消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導活動

避難情報が発令された場合は、自分の安全を確保しつつ、関係機関と連絡をとりながら、これを市民に伝達するとともに、市民を安全な場所に誘導する。

### 4 市民・自主防災組織・事業所の活動

市民、自主防災組織及び事業所は、出火防止措置を実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

また、事業所は、周辺の火災の消火活動、救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

危険物等を取扱う事業所は、事業所内の火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の市民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

### 5 通電火災等への警戒活動

石巻地区広域行政事務組合消防本部及び消防団は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

※ 資料第 26 石巻地区消防本部の現勢

※ 資料第 28 石巻市消防団の現勢

## 第10節 交通輸送活動

| 項 目          | 担 当                                                       | 関係機関                                                                      |
|--------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 第1 交通規制      | (総) 本部連絡室、<br>(産) 農林班、<br>● (建) 道路班                       | 石巻警察署、河北警察署、仙台河川国道事務所、宮城県道路課、東部土木事務所                                      |
| 第2 緊急輸送路等の確保 | (産) 水産班、(産) 農林班、(建) 総務班<br>(河川港湾高規格道路整備推進課)、<br>● (建) 道路班 | 仙台河川国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関 |
| 第3 輸送の確保     | (総) 本部連絡室、<br>● (総) 管財班                                   | 宮城県災害対策本部、(公社) 宮城県トラック協会石巻支部、(公社) 宮城県バス協会、宮城交通(株)、その他関係機関                 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 交通規制

#### 1 警察による交通規制

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋 |
| <p>2 交通規制</p> <p>警察は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 被災地域内への流入抑制と走行抑制</p> <p>(イ) 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。</p> <p>(ロ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。</p> <p>ロ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止</p> <p>避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。</p> <p>ハ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施</p> <p>緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。</p> <p>ニ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用</p> <p>緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。</p> |                          |

## (2) 緊急交通路確保のための措置

### イ 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

### ロ 放置車両等の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

### ハ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

### ニ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記ロ、ハの措置を取ることができる。

### ホ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

## (3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

## (4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

## (5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

## (6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

## 2 道路管理者による規制

道路管理者は、管理する道路が陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

## 3 緊急通行車両の確認

### (1) 緊急通行車両の確認

| ※参考           | 宮城県地域防災計画 地震対策編3-10の抜粋                                                      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 3 緊急通行車両の確認   | 緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。                                                     |
| (1) 確認対象車両    |                                                                             |
| イ 知事が行う確認事務処理 |                                                                             |
|               | 知事は、知事部局等県有公用車両について確認し、本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両に係る確認事務については地域交通政策課で、また、地 |

方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両の確認事務については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ行う。

ロ 県公安委員会が行う確認事務処理

県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

（2）申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りるものとする。

イ 車両番号標に標示されている番号

ロ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）

ハ 使用者の住所、氏名

ニ 出発地

ホ 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し

ヘ その他参考事項

（3）標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

（4）交付状況の把握

（3）により標章等を交付した場合、復興・危機管理総務課及び交通規制課に報告することとし、（1）の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。復興・危機管理総務課及び交通規制課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

（2）市の措置

市は、事前届出をしていない車両や、災害対策を行う他機関、団体の使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

※ 県地域防災計画資料編「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」

※ 資料第15 緊急通行車両確認証明書の様式及び標章

## 第2 緊急輸送路等の確保

### 1 障害物の除去

#### （1）県、警察の措置

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-10の抜粋

#### 4 障害物の除去等

（1）県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

（2）道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。

なお、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾

管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。

#### 5 関係機関、道路管理者間の連携・調整

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

#### (2) 道路管理者の措置

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（道路管理者の所管に係るもの）、応急復旧を行い、道路機能の確保に努める。

市は、石巻市災害防止連絡協議会に協力を要請し、道路障害物の除去及び応急復旧を行う。なお、優先して障害物を除去する道路は、次の道路とする。

#### 緊急輸送道路の区分

| 区 分           | 緊急輸送路の定義                                                                                                                                                    |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次<br>緊急輸送道路 | 災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急自動車等の交通規制を統括する石巻警察署、河北警察署、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している広域市町村圏の庁舎及び救援物資等の備蓄拠点や輸送拠点ともなる広域的な防災拠点の所在地と接続する道路。                          |
| 第2次<br>緊急輸送道路 | 市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、道路管理者等の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院（災害拠点病院等）、電気・ガス・上水道といったライフラインの各施設、広域避難地及び救援物資等の備蓄・輸送拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、駅前広場等）の所在地と接続する道路。 |
| 第3次<br>緊急輸送道路 | 第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（国土交通省関係庁舎、郵便局、放送局、病床数・診療科目の多い病院、中山間地域の中核医療機関等）に接続する道路。                                                             |

## 2 海上交通の確保

### (1) 第二管区海上保安本部

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋

#### 1 第二管区海上保安本部の役割

第二管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることがを命じ、又は勧告する。

- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## (2) 港湾

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋

### 2 港湾管理者の役割

港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について東北地方整備局・海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び水深の調査並びに被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。

## (3) 漁港

市は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。

また、離島の漁港についても輸送の確保に努める。

## 第3 輸送の確保

### 1 輸送手段の確保

市は、緊急輸送のため、次の車両を確保する。

- (1) 市所有車両等
- (2) (公社)宮城県トラック協会石巻支部、(公社)宮城県バス協会及び宮城交通(株)等の車両等
- (3) その他公共的団体の車両等

### 2 燃料の確保

市は、災害対策車両、応援車両に必要な燃料について、確保が不可能な場合は、県を通じて宮城県石油商業協同組合に加盟する給油所から供給を受ける。

### 3 物資集配拠点の確保

市は、物資を集積するため石巻市総合運動公園又は桃生総合センターに物資集配拠点を設置する。

※ 資料第31 緊急輸送用車両等一覧

## 第11節 ヘリコプターの活動

| 項 目          | 担 当       | 関係機関                                              |
|--------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 第1 ヘリコプターの活用 | (総) 本部連絡室 | 石巻地区広域行政事務組合消防本部、<br>宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管<br>区海上保安本部 |

### 第1 ヘリコプターの活用

#### 1 ヘリコプターの要請

市長は、県及び仙台市のヘリコプターを活用する必要がある場合は、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県内航空消防応援協定」の定めるところにより、石巻地区広域行政事務組合消防本部に要請を依頼する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-11の抜粋 |
| <b>第3 活動内容</b><br>ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達</li> <li>2 救出救助活動</li> <li>3 救急患者等の搬送</li> <li>4 救援隊・医師等の人員搬送</li> <li>5 消防部隊の搬送・投入</li> <li>6 被災地への救援物資の搬送</li> <li>7 応急復旧用資機材等の搬送</li> <li>8 住民に対する避難の指示等の広報活動</li> <li>9 その他ヘリコプターにより対応すべき活動</li> </ol> |                          |

#### 2 ヘリコプター離着陸場の確保

石巻地区広域行政事務組合消防本部及び市は、ヘリコプターを要請する場合、離着陸場に関する情報を要請先に提供する。

※ 資料第23 石巻市が予定しているヘリコプター場外離着陸場適地一覧

## 第12節 避難活動

| 項 目                 | 担 当                            | 関係機関                     |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 第1 避難情報の発令          | 市長、●（総）本部連絡室                   |                          |
| 第2 避難の指示の内容及び周知     | （総）本部連絡室                       |                          |
| 第3 避難誘導             | 関係課                            | 各警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部    |
| 第4 避難所の開設           | （総）本部連絡室、●（保）避難収容班、（教）学校教育班    |                          |
| 第5 避難所の運営           | （保）救護班、●（保）避難収容班               | 東部保健福祉事務所、（社福）石巻市社会福祉協議会 |
| 第6 在宅避難を余儀なくされた者等対策 | ●（市）総務班、（保）避難収容班               |                          |
| 第7 帰宅困難者対策          | （総）本部連絡室、●（産）観光班               |                          |
| 第8 孤立集落対策           | ●（総）本部連絡室、（保）救護班、（保）援護班、（産）総務班 | 自衛隊、石巻地区広域行政事務組合消防本部     |
| 第9 広域避難             | ●（総）本部連絡室、（保）避難収容班             |                          |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 避難情報の発令

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は市民に対して速やかに避難情報の発令を行う。

#### 1 避難の指示等を行う者

避難情報を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

| 実施者                                     | 根拠法令                                  |
|-----------------------------------------|---------------------------------------|
| 市長                                      | 災害対策基本法第60条                           |
| 警察官又は海上保安官                              | 災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条 |
| 水防管理者（市長）                               | 水防法（昭和24年法律第193号）第29条                 |
| 知事又はその命を受けた県職員                          | 水防法第29条、地すべり等防止法第25条                  |
| 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。） | 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条                |

#### 2 市長の役割

市長は、大規模地震に起因して市民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民に対し、速やかに避難の指示を行う。

災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、

市長に代わって知事が、避難の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

### 3 洪水等に係る指示

市長は、知事から洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫している連絡を受けた場合、速やかに当該区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。

## 第2 避難の指示の内容及び周知

---

1 市は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を地域防災計画において作成し、市民及び関係機関へ周知する。

2 市長等が避難の指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 市は、市民等に対して避難の指示の内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、防災行政無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、市民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難情報の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。(2) 関係機関の相互連絡

避難の措置をとった場合においては、その内容について県の災害対策本部に連絡するほか、関係機関と相互に連絡通報する。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、警察、自衛隊及び海上保安本部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について市及び県の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難情報の発令の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。

## 第3 避難誘導

---

1 市民等の避難誘導の際、市職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

2 市は、消防職団員、水防団員、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を

行う。

また、市は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

- 3 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

## 第4 避難所の開設

---

避難所の開設は、原則として市長の指示により行う。

市職員が不在の場合においては、主要な避難所の施設管理者と自治会等が避難所開設・運営マニュアルに基づき、開設を行う。

また、収容能力に不足が生じるときは、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することも考慮する。

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

## 第5 避難所の運営

---

### 1 避難所の運営体制

#### (1) 指定運営要員の確保

早期に避難所代表者を募り、避難所の運営に避難者の参画を得て、人員の不足を補う。避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

市の職員が避難所運営に当たるのは、初動期の3日間を基本とし、4日目以降は、各避難所の避難所開設・運営マニュアルに基づき、自治会等、避難者を中心とした自主的な運営に移行する。なお、施設管理者は業務再開に支障をきたさない範囲で避難所運営をサポートする。

#### (2) 避難所担当職員の効果的な派遣体制

防災訓練、研修を通じて避難所の運営知識を備えた職員を避難所担当職員として派遣する。

また、避難所が多数開設され避難所担当職員を異動させる場合には、同じ地域での活動ができるよう人員配置を考慮する。市の職員だけで対応が困難な場合は、県や他市町村等に対して応援を要請する。

### 2 自主運営組織

各避難所では、市職員、施設管理者、避難者の代表者等によって避難所運営組織などを迅速に組織し、自主的で円滑な避難所の運営を図るため、役割分担及び運営手順等を整理し、必要に応じて各種活動班の設置に努める。

運営においては、女性を参画させ男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。さらに、性別による役割分担の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。

また、施設管理者は、避難所が円滑に運営されるよう業務再開に支障をきたさない範囲で市に協力する。

### 3 避難所の運営

#### (1) 避難所設備の設置

市は、避難生活に備えて良好な生活環境となるように、次のような避難所設備を設置する

よう努める。

ア 毛布

イ 間仕切り用パーティション

ウ 段ボールベッド

エ 更衣室／授乳室用テント等

オ 簡易トイレ（快適トイレ含む。）

カ 発電機

キ 投光器

ク カセットコンロ・ボンベ

ケ 冷暖房機器

コ テレビ・ラジオ

（2）管理者の設置と避難者名簿の作成

市は、運営管理者を設置の上、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握する。

（3）相談窓口の設置

市は、避難所に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

特に、女性や子どもへの差別、暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

（4）健康・衛生状態の把握

避難者の健康状態や避難所内の衛生状態を把握するため、医療救護班等による巡回を行い、必要に応じて改善措置をとるよう努める。

また、指定避難所における新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

（5）ペット対応

市は、ペット同行避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。室内への持ち込みは原則として禁止とするが、身体に障害のある人をサポートする補助犬などを含めた対応は、各避難所運営組織が決定する。

（6）入浴施設確保対策

市は、大型浴槽を有する市内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放を要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

入浴施設が不足する場合は、関係業者及び自衛隊等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置する。

（7）男女ニーズへの配慮

市は、避難所運営組織と連携して避難所の運営における男女双方のニーズの違いに配慮する。特に、女性には、次の事項に配慮した運営に努める。

ア 避難所施設

（ア）物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション

（イ）乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリア

（ウ）安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置

（エ）女性専用スペースへの女性用品の常備

イ 運営管理

- (ア) 運営委員会への女性の参画
  - (イ) 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
  - (ウ) 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
  - (エ) 避難者平等の食事作り・片付け、清掃等の役割分担
  - (オ) 相談窓口の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施
  - (カ) 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
  - (キ) 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備
  - (ク) 男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違いへの配慮
- (8) ホームレス等の受入れ  
避難所に避難したホームレスや観光客等の一時滞在者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるよう努める。
- (9) 避難所の警備体制  
市は、自主運営組織に対し、避難所の警備体制について、速やかに構築するよう努める。

#### 4 要配慮者への支援

市は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。避難所での生活が困難な場合は、福祉避難所の開設、被災地外の収容施設を確保して収容する。

また、外国人に対し、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

#### 5 避難長期化への対処

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況から、避難生活の長期化が見込まれるときには、避難者による自主的な運営が実施されるよう配慮する。

また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等のほか、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すことにより、避難所の早期解消に努める。

#### 6 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

- ※ 資料第 14 避難所等一覧
- ※ 資料第 25 避難所運営のための様式
- ※ 資料第 36 協定一覧

### 第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等対策

---

#### 1 在宅避難、車中生活等を送ることを余儀なくされた者等の把握

市は、指定避難所以外の施設や、自宅等で生活を継続している被災者について把握し、状況により指定避難所への移動を促す。

また、在宅の避難者には、食料・物資の支援が得られるように、避難所、自治会・自主防災組織を通じて、所在を把握する。やむを得ず車中生活等を送る避難者に係る情報の早期把握に努める。

#### 2 在宅避難、車中生活等を送ることを余儀なくされた者等への支援

市は、指定避難所以外の施設や在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等に対して、

避難所の避難者と同様に食料・物資等の供給及び情報、その他の支援を提供する。また、やむを得ず車中生活を送る避難者等については、エコノミークラス症候群等の危険性を啓発するとともに、在宅避難者と同様の支援を行うよう努める。

## 第7 帰宅困難者対策

---

### 1 事業所及び大規模集客施設等の対応

事業所及び大規模集客施設等の管理者は、従業員、顧客等及び施設の被害状況を確認する。交通機関等が途絶した場合は、一斉帰宅行動を抑制し、施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

### 2 観光客への対応

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

市は、観光客の被災状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努める。

また、関係機関等の情報提供要請に対応する。

### 3 市の対応

#### (1) 情報提供

市は、一斉帰宅行動を抑制するため、災害に関する情報、交通機関の状況等について、防災行政無線、メール等を活用し、情報提供を行う。

#### (2) 一時滞在施設の確保

市は、道路交通利用者の一時滞在場所として道の駅「上品の郷」を活用する。

#### (3) 移動手段の確保

市は、自力で移動が困難な要配慮者には、バス、タクシーなどの搬送手段を確保する。

## 第8 孤立集落対策

---

市は、道路の寸断等により、住民が移動できない集落がある場合は、傷病者、要配慮者の救出、飲料水・食料の供給、生活必需品の供給を優先して対応する。

## 第9 広域避難

---

### 1 避難情報の発令等による広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議する。

### 2 広域避難者への支援

市は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

また、市からの広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

## 第13節 応急仮設住宅等の確保

| 項 目                      | 担 当                | 関係機関                    |
|--------------------------|--------------------|-------------------------|
| 第1 住宅の応急修理               | ●（保）援護班、（建）建築指導班   |                         |
| 第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保   | ●（保）仮設住宅管理班、（建）建築班 | 東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県震災援護室 |
| 第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等 | ●（保）仮設住宅管理班、（建）住宅班 | 宮城県震災援護室                |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、必要最小限の補修を行う。

#### 1 応急修理の対象者

市は、災害のため住家が半壊又は半焼し自己の資力では応急修理ができない市民を対象とする。

#### 2 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。

### 第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保

#### 1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

市は、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合は、県からの委任を受け整備する。

##### （1）用地確保

市は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

##### （2）応急仮設住宅の整備

市は、（一社）プレハブ建築協会等の協力を得て応急仮設住宅を整備する。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

|                                       |                           |
|---------------------------------------|---------------------------|
| ※参考                                   | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-13の抜粋 |
| 1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備                  |                           |
| （1）県の対応                               |                           |
| イ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備                  |                           |
| 県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資 |                           |

力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めたときは、協定に基づき（一社）プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会の協力を得て速やかに整備する。

整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

ロ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の資機材の確保

県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請する。

### 第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等

#### 1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

##### （1）管理体制

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋

#### 2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

##### （1）管理体制

県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。

##### （2）維持管理上の配慮事項

市は、消防、警察、（社福）石巻市社会福祉協議会、ボランティア等との連携、協力を図り、維持管理を行う。

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋

##### （2）維持管理上の配慮事項

県及び市町村は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

##### （3）運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

##### イ 安心・安全の確保に配慮した対応

（イ）防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ

（ロ）街灯や夜間照明等の工夫

（ハ）夜間の見回り（巡回）

##### ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応

（イ）交流の場づくり

（ロ）生きがいの創出

（ハ）悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置

（ニ）保健師等による巡回相談

- (ホ) 女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備
- ハ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
- (イ) 集会所の設置
- (ロ) 仮設スーパー等の開業支援
- (ハ) 相互情報交換の支援
- (ニ) 窓口の一元化
- ニ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
- (イ) 運営における女性の参画推進
- (ロ) 生活者の意見集約と反映

## 2 公営住宅の活用

市は、県と連携して、一時的な居住の場として、市営住宅、県営住宅等の空き戸の活用を図る。

## 3 民間賃貸住宅の活用等

市は、県と連携して、応急仮設住宅の整備に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋

### 第4 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

#### 1 県の対応

- (1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。
- (2) 県は、平常時に定めていた市町村との役割分担等に基づき、必要に応じて市町村との協議を行い、より具体的な取扱いを定める。
- (3) 借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用して、被災者等へ適時に正確な情報の提供に努める。
- (4) 災害救助法に基づく他の応急仮設住宅との重複等を避け、効率良く供与が可能となるよう関係機関との情報の共有化に努める。

## 4 要配慮者の応急仮設住宅への入居等

市は、要配慮者の入居を想定し、居住環境に配慮した応急仮設住宅の施設整備を行うとともに、避難所での生活に困難が伴う要配慮者を優先入居させる措置を講じる。

## 5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備

する。

支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

## 第14節 相談活動

| 項 目     | 担 当                          | 関係機関 |
|---------|------------------------------|------|
| 第1 相談活動 | ●災対総務部、（保）生活<br>再建支援班、災害対策支部 |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 相談活動

#### 1 被災者相談

市は、被害状況に応じて被災者のための相談窓口を市役所に設置し、各種手続や相談業務を行う。必要がある場合は支所に設置する。

#### 2 安否情報等の問い合わせ対応

市は、被災者の安否情報について住民等から照会があったときは可能な限り回答するよう努める。

回答は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮し、発災直後の消防、救助等人命に関わるような緊急性の高い応急措置に支障が及ぼさない範囲で行う。

## 第15節 要配慮者・避難行動要支援者対策

| 項 目             | 担 当                                                          | 関係機関                                                           |
|-----------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 第1 災害発生時避難支援の構築 | (総) 本部連絡室、(復) 応援班(地域振興課)、(保) 救護班、                            | 東部保健福祉事務所、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、(社福) 石巻市社会福祉協議会、その他関係機関 |
| 第2 避難誘導等の支援     | ●(保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班(子育て支援課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班 |                                                                |
| 第3 避難所等における支援   |                                                              |                                                                |
| 第4 外国人や旅行者への支援  | ●(復) 応援班(地域振興課)、その他関係班                                       |                                                                |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 災害発生時避難支援の構築

市は、災害発生時には、避難行動要支援者に係る避難情報等の集約、関係機関や外部との対応等を行う。

市は、高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、県に災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣を要請することができる。

### 第2 避難誘導等の支援

#### 1 安否確認

市は、災害発生時には、災害対策基本法に基づき、自主防災組織等と連携し、避難支援等関係者を通じて、避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、その際、避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者についても、避難支援等関係者の協力により、可能な限り安否確認を実施する。

#### 2 避難誘導及び救護・救出活動

市は、避難支援者が避難行動要支援者を、安全な場所へ避難誘導等実施できるよう協力する。また、救護・救出が必要となる要配慮者には、関係機関と連携の上、医療機関等への移送等適切な措置を講じる。

#### 3 緊急支援

##### (1) 受入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

##### (2) 福祉ニーズの把握と支援の実施

市は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む。)を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

##### (3) 多様な避難所の確保

市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

##### (4) 相互協力体制

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民、自主防災組織等ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

### 第3 避難所等における支援

#### 1 避難所における支援

市は、避難所において、要配慮者の視点に配慮した対策を実施する。

##### (1) 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

##### (2) 福祉用品の確保

避難所における要配慮者への配慮として、障害者向けトイレ、医薬品、ポータブルトイレ、車イス、簡易ベッド、介護用品、育児用品等の確保を行う。

##### (3) 健康面のケアの実施

要配慮者の健康面への配慮のため、地域保健医療調整本部と連携し、保健師、看護師、栄養士等による避難所内巡回指導に取り組む。

また、アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

##### (4) 専門職によるケアの実施

災害によるショックや避難生活の長期化に対応するため、医師、看護師、保健師、社会福祉士、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門職による支援チームを、関係機関の協力の下設置し、必要なサービスを迅速に提供するとともに、必要に応じ医療機関等へ適切につなぐ取組を行う。

##### (5) トリアージの実施

要配慮者の避難生活に配慮するためのトリアージを実施し、避難所での生活が困難となる要配慮者を福祉避難所へ移送する。

#### 2 福祉避難所における支援

市は、避難所で生活することが困難な要配慮者の安全を確保するため、福祉避難所の開設措置等を実施する。

##### (1) 福祉避難所の開設

避難所における要配慮者の心身状態や生活状況等の把握に基づき、心身の健康状態や障害等により、避難所において生活を続けることが困難となる要配慮者のため、本部長の指示により福祉避難所の開設を決定する。

##### (2) 福祉避難所の運営

福祉避難所は、市の管理の下、協定に基づく施設管理者又は市が直接運営する。

##### (3) 福祉避難所の活動内容

ア 要配慮者の受入れを調整する。

イ 医師、看護師等専門職の受入れを調整する。

ウ その他必要となる支援確保のための措置を行う。

### 3 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

### 4 災害拠点病院（石巻赤十字病院）における対応

市は、災害拠点病院（石巻赤十字病院）に搬送された傷病者にトリアージを実施し、避難所での生活が可能な要配慮者を避難所へ、避難所での生活が困難となる要配慮者を福祉避難所へ移送する。

※ 資料第36 協定一覧

## 第4 外国人や旅行者への支援

---

市は、災害発生時に、言語面のコミュニケーション能力の問題から、避難行動に困難をきたすことが想定される外国人や地域の地理に不案内な旅行者に対しても、避難行動要支援者への支援体制に準じた措置を講じるよう努める。なお、支援活動においては、外国人旅行者等についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- (1) 市は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- (2) 市は、市民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- (3) 市は、状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (4) 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- (5) 市は、（公財）宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

## 第16節 愛玩動物の収容対策

| 項 目      | 担 当                  | 関係機関                          |
|----------|----------------------|-------------------------------|
| 第1 ペット対策 | ●（市）防疫班、（保）避難<br>収容班 | 東部保健福祉事務所、（公社）<br>宮城県獣医師会石巻支部 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 ペット対策

#### 1 被災地域におけるペットの保護

市は、捕獲されたペットについて、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力し、保護及び所有者の発見に努める。

負傷している場合は、治療その他の必要な措置をとる。

|            |                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考        | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3－16 の抜粋                                                                                               |
| 1 所有者の確認   | 飼い主の分からない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。           |
| 2 負傷動物への対応 | 負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他の必要な措置を講じる。<br>なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 |

#### 2 避難所における対応

同行避難をしたペットの飼育は、持ち主の自己責任で対応することを原則とする。

市は、保健所を中心に行われる次の活動に協力する。

- （1）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握
- （2）資材の提供
- （3）獣医師の派遣等への支援
- （4）避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- （5）他縣市への連絡調整及び要請

|                                                  |                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考                                              | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3－16 の抜粋                                                                                                         |
| 第3 避難所における動物の適正な飼育                               | 県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。<br>また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 |
| 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 |                                                                                                                                    |
| 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整                      |                                                                                                                                    |
| 3 他縣市への連絡調整及び要請                                  |                                                                                                                                    |
| 4 国（環境省）への連絡調整及び支援要請                             |                                                                                                                                    |

## 第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給

| 項 目          | 担 当                                                   | 関係機関                               |
|--------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 第1 食料の供給     | ●（産）総務班、（復）応援班（地域振興課）、（保）援護班、（保）避難收容班、（教）学校管理班、（市）総務班 | 東北農政局、日本赤十字宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会石巻支部 |
| 第2 生活物資の供給   | ●（産）総務班、（保）避難收容班                                      | 日本赤十字宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会石巻支部       |
| 第3 給水        |                                                       | 石巻地方広域水道企業団                        |
| 第4 救援物資の受入れ  | （産）総務班                                                |                                    |
| 第5 物資集配拠点の設置 | （産）総務班                                                |                                    |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 食料の供給

#### 1 備蓄等の活用

災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している食料を活用することを原則とする。  
市は、家庭内備蓄等を携行できなかった市民や要配慮者に対し、市の備蓄食料を供給する。

#### 2 食料の供給

市は、次のように食料の供給を実施する。

##### （1）食料の支給対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所に收容された者
- イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- エ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者

##### （2）需要の把握

市は、避難所収容者、在宅にて避難を余儀なくされた者、指定避難所以外の施設収容者を対象とし、避難所運営組織、自治会・自主防災組織の情報から供給数を把握する。

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

##### （3）食料の調達

市は、食料を協定に基づき企業、団体等から調達する。調達が困難なときは、自衛隊の炊き出し要請や、県、相互応援協定先の市町村に対して供給を要請する。

なお、応急用米穀及び災害救助用米穀の調達は、県若しくは直接農林水産省に要請し、県に引渡された政府所有米穀を県又は県の指定する者から受領する。受領した際は数量等を速やかに県へ報告する。また、1人当たりの供給数量は次のとおりである。

- ア 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

1食あたり 200 精米グラム の範囲内で知事が定める数量

- イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合

1食あたり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

#### (4) 食料の輸送

調達した食料の輸送については、物資集配拠点までは、市が調達を要請した企業、団体、協定先の市町村が行う。物資集配拠点から避難所までは、市又は市が要請した物流業者が行う。

#### (5) 食料の配布

市は、避難所まで届けられた食料を避難者に配布する。配布に当たっては、避難所運営組織と連携して行う。

在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への配布は、配布時間等を避難所への掲示等を用いて周知し、避難所等市が指定する場所で行う。

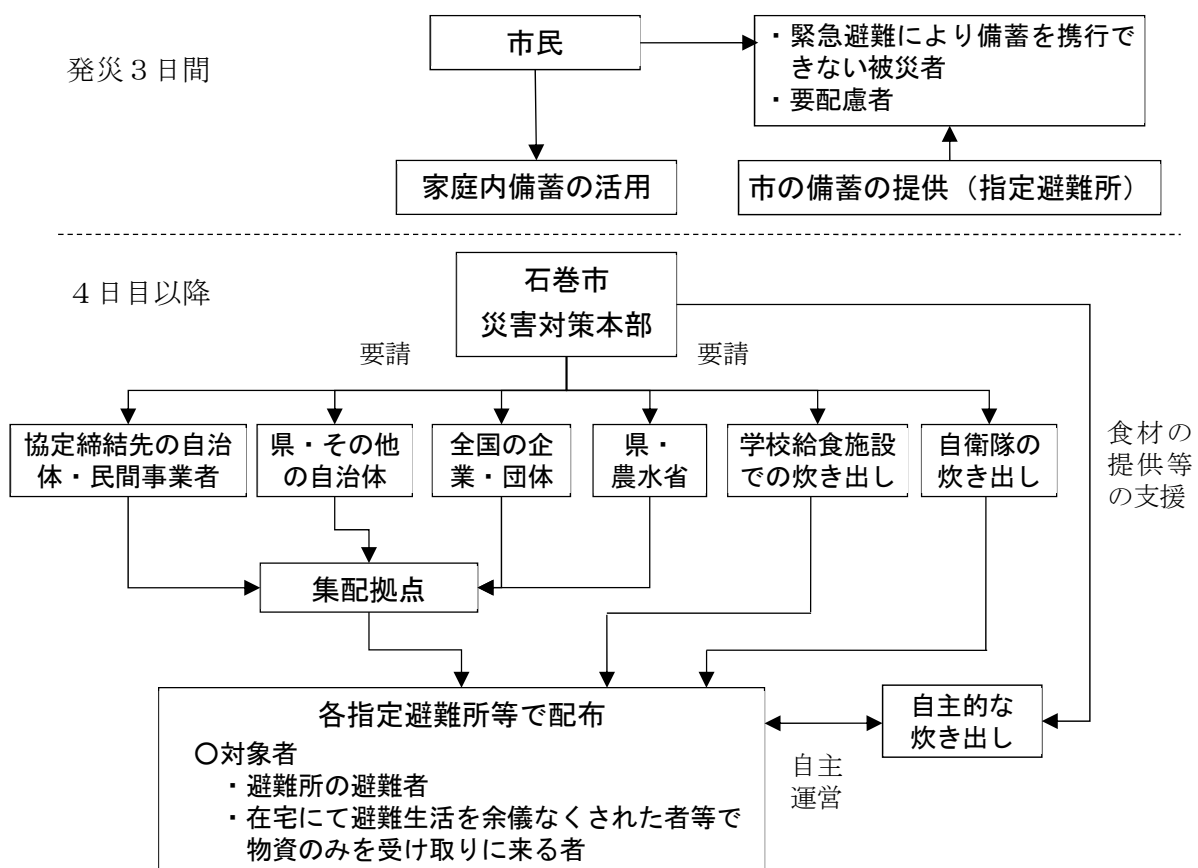
#### (6) 積雪寒冷地特有の課題への対応

積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

### 3 炊き出し

学校給食施設による炊き出しや自衛隊に要請する炊き出しのほか、市からの食料供給を補完するものとして、自治会・自主防災組織等が行う。

市は、炊き出しを行う要望が寄せられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。



## 第2 生活物資の供給

### 1 対象者

生活物資供給の対象者は、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等であって次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

## 2 生活物資の確保、輸送方法

生活物資の確保、輸送は食料と同様に行う。

また、供給対象者への配布、周知は、指定避難所で行う。

生活物資の事例は、次のとおりである。

- ア 寝具
- イ 衣料類
- ウ 炊事用具
- エ 食器
- オ 日用品
- カ 光熱材料
- キ 緊急用燃料

## 3 物資の調達・供給

- (1) 市は、民間団体や国との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。
- (2) 市は、甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。
- (3) 市は、被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。
- (4) 市は、供給する物資の選定に当たり、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

# 第3 給水

---

## 1 家庭内備蓄等の活用

災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している飲料水を活用することを原則とする。

## 2 給水需要の把握

石巻地方広域水道企業団は、給水地域、給水の規模を決定するため、断水地区の範囲、世帯数、避難状況を把握する。

## 3 応急給水活動

市は、石巻地方広域水道企業団と連携して、次のように給水活動を実施する。

- (1) 注水箇所の確保  
石巻地方広域水道企業団は、浄水場及び配水場等の注水箇所を確保する。
- (2) 給水活動  
石巻地方広域水道企業団の応急給水は、原則として各家庭の個別供給ではなく、石巻地方広域水道企業団が指定した応急給水場所での拠点給水方式で行う。  
給水方法は、給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水による。
- (3) その他の給水方法  
市は、ペットボトル等を企業等に提供を要請し、配給する。
- (4) 学校プールの有効利用  
市は、市域の小中学校プールの水を生活用水として利用する。
- (5) 給水広報

石巻地方広域水道企業団は、給水広報を広報車による巡回、企業団ホームページで行う。

※ 資料第16 災害用備蓄物品一覧

## 第4 救援物資の受入れ

---

市は、次の要領で救援物資を要請する。

### 1 物資の要請

備蓄や調達によっても食料及び生活物資が不足する場合には、協定先の自治体、県に物資の要請を行う。

### 2 物資の受入れ方針

全国からの物資提供の申し出があった場合は、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資のみを受入れることを原則とする。

### 3 物資配分

(1) 市は、県及び関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に物資を配分する。

なお、物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

(2) 市は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

### 4 燃料の調達・供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、市は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

## 第5 物資集配拠点の設置

---

市は、総合運動公園又は桃生総合センターに物資集配拠点を開設する。

大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。

※ 資料第36 協定一覧

## 第18節 防疫対策・保健衛生活動

| 項 目       | 担 当                     | 関係機関                                                               |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 第1 防疫活動   | ●（市）防疫班、（保）救護班、（保）避難収容班 | 東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）                                          |
| 第2 保健衛生活動 | （総）管財班、●（保）救護班          | （一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、医療関係機関 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 防疫活動

#### 1 感染症の予防

市は、次の防疫活動を実施する。市で実施困難な場合は、必要に応じて県へ支援要請を行う。

- （1）健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- （2）避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等指導を行う。
- （3）必要に応じ、ねずみ族、衛生害虫等の駆除を行う。
- （4）必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- （5）津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等による悪臭、害虫の発生に対して措置する。

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-18 の抜粋

県及び沿岸市町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

#### 1 感染症の予防

- （1）感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- （2）避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- （3）必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- （4）疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。

#### 2 感染症発生時の対応

市は、県の指示に基づき消毒等の対策を実施する。

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-18 の抜粋

#### 2 感染症発生時の対応

- （1）県は疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- （2）県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

#### 3 防疫用資器材等の確保

市は、関係業者から防疫薬剤・資器材等を調達する。市では確保が困難な場合、感染症対策薬剤等の供給を県に要請する。

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-18 の抜粋

#### 3 防疫用資器材等の確保

- （1）県は、市町村において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策

資器材等を市町村へ供給する。

(2) 県は、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に要請する。

#### 4 食品衛生対策

##### (1) 食中毒の未然防止

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-18 の抜粋

##### 1 食中毒の未然防止

(1) 県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。

(2) 県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

##### (2) 食中毒発生時の対応

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-18 の抜粋

##### 2 食中毒発生時の対応

県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

##### (3) 食品衛生に関する広報

市は、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-18 の抜粋

##### 3 食品衛生に関する広報

県は、市町村と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

## 第2 保健衛生活動

### 1 保健衛生活動の実施

#### (1) 巡回保健医療の実施

市は、地域保健医療調整本部に医療救護班の編成と、県に心のケアチーム、保健師・看護師等の派遣を要請し、避難所で、インフルエンザ、食中毒等の感染症、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）の予防、心のケア等を実施する。

特に、心のケアについては、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センター）と連携する。

#### (2) 薬剤相談、薬剤整理

市は、（一社）石巻薬剤師会及び災害拠点病院（石巻赤十字病院）、（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会等に薬剤管理要員の編成を要請し避難所における薬剤指導及び救護所における薬剤管理を実施する。

#### (3) 健康調査、健康相談

市は、県と協力し、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。さらに、要配慮者のトリアージを行い、必要に応じ医療機関や福祉避難所等につなぐ。また、避難所や応急仮設住宅等で感染症や熱中症の予防、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）及び生活不活発病予防や、生活習慣病、心のケア、口腔ケア等に関する保健指導、健康教育、健康相談を実施する。

#### (4) 栄養調査、栄養相談

市は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難所の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-18 の抜粋 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1) 保健指導及び健康相談の実施</p> <p>県は、市町村と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。</p> <p>その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。</p> <p>(2) 避難所や仮設住宅での配慮</p> <p>県及び市町村は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</p> <p>特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。</p> <p>(3) 避難所サーベイランスシステムの導入</p> <p>県及び市町村は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。</p> <p>(4) 医療体制の確保</p> <p>県及び市町村は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。</p> <p>2 心のケア</p> <p>(1) 心のケアの実施</p> <p>大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び市町村は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。</p> <p>(2) 心のケアの実施体制の確保</p> <p>県は、被災者のストレスケア等のため、災害発生直後に派遣する災害派遣精神医療チーム（DPAT）のほか、心のケアの専門職で構成されるチームを編成し、被災地に派遣する。必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対して心のケアの専門職等の派遣を要請する。</p> <p>(3) 心のケアの継続</p> <p>復興が長期化することにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。</p> <p>3 栄養調査、栄養相談</p> <p>県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被</p> |                            |

災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

## 2 傷病者への支援

市は、通院が必要な避難者等のため、医療機関と避難所を結ぶバスの運行、治療可能な医療機関の情報提供等を行う。

## 第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

| 項 目         | 担 当               | 関係機関                                                                                                                        |
|-------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 遺体の搜索    | ●本部連絡室、（消）<br>警防班 | 石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域<br>行政事務組合消防本部、石巻海上保安署                                                                                    |
| 第2 遺体の収容・処理 | （市）防疫班            | 石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域<br>行政事務組合消防本部、石巻海上保安<br>署、東部保健福祉事務所、医療関係機<br>関、（一社）石巻市医師会、（一社）桃生<br>郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、災<br>害拠点病院（石巻赤十字病院） |
| 第3 遺体の埋葬    | （市）防疫班            | 東部保健福祉事務所                                                                                                                   |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 遺体の搜索

市は、災害救助法が適用され、災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情により死亡していると推定される者を対象として搜索活動を実施する。搜索活動は、警察、消防団、石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、海上保安署等と協力して実施する。

### 第2 遺体の収容・処理

#### 1 遺体の収容

市は、遺体収容所を公共施設等に開設し、収容・処理に必要な水、シート、棺、ドライアイス等の資機材を確保する。資機材は、葬祭業者及び県に確保を要請する。

開設予定場所は、次のとおりである。

- （1）石巻市総合体育館（石巻地区、河南地区、牡鹿地区）
- （2）河北飯野体育研修センター又は河北総合センター（ビッグバン）（桃生地区、河北地区、雄勝地区、北上地区）

なお、遺体収容所に相談場所を設置し、被災者からの照会、相談等に対応する。

#### 2 遺体の処理

市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察の検視等が完了し、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合、又は身元不明者の遺体が市に引渡された場合は、必要に応じ、関係機関の協力を得て、最低限の処置及び遺体の一時保存を行う。

|                                                                        |                            |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                                                    | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-19 の抜粋 |
| 第3 遺体の処理、収容                                                            |                            |
| 3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。 |                            |

### 第3 遺体の埋葬

---

#### 1 遺体の埋葬

市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

また、市は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。なお、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

##### (1) 被災状況の報告

市は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

##### (2) 広域火葬の要請

市は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

##### (3) 火葬場との調整

市は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りをを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

##### (4) 遺族への説明

市は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

##### (5) 広域火葬の終了

イ 市は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

ロ 市は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

##### (6) 一時的な埋葬について

市は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行うこと。

#### 2 身元不明者の取扱い

市は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引渡す。

## 第20節 廃棄物処理活動

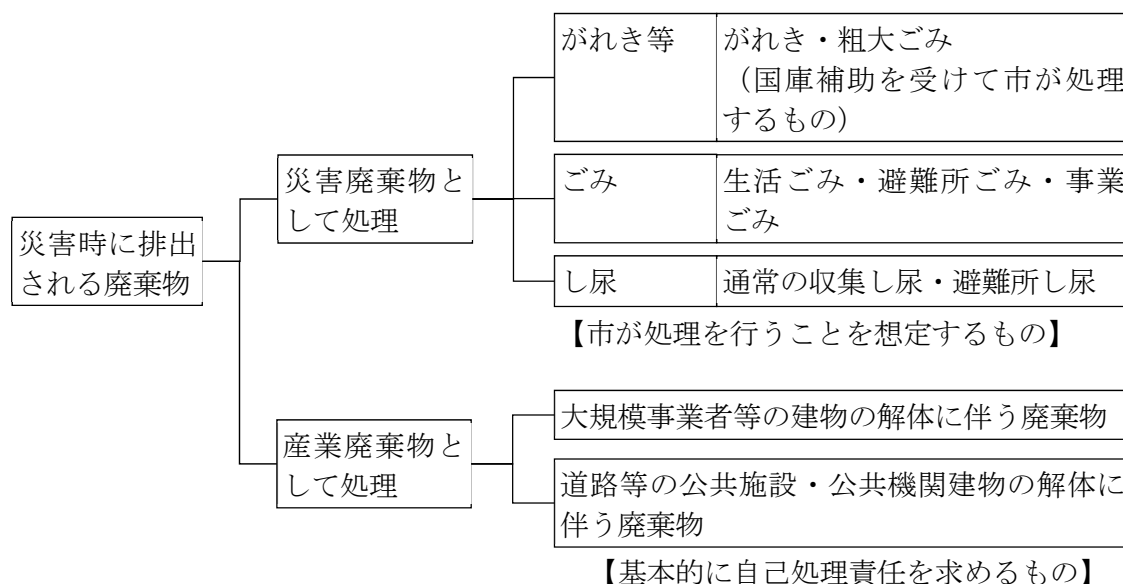
| 項 目       | 担 当               | 関係機関                                               |
|-----------|-------------------|----------------------------------------------------|
| 第1 廃棄物の処理 | ●（市）災害廃棄物班、（市）清掃班 | 石巻地区広域行政事務組合、（公社）宮城県トラック協会石巻支部、宮城県環境生活部、東部保健福祉事務所、 |
| 第2 し尿の処理  | （市）清掃班            | 石巻地区広域行政事務組合、東部保健福祉事務所                             |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 廃棄物の処理

#### 1 処理対象

災害廃棄物の対象は、次のとおりとする。



#### 2 処理の基本

- （1）倒壊建物の撤去、処理は、自己処理が原則となる。
- （2）被災者自らによる処理が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。
- （3）被害が甚大な場合は、市の事業として災害廃棄物を認定して、国庫補助により解体撤去を行う。
- （4）がれき等の処理の効率化、リサイクルの向上のため、処理区分を設定し、分別に努める。
- （5）市の処理施設だけで処理できない場合は、他市町村、民間の処理施設の活用を検討する。
- （6）処理施設の処理能力を超えるがれき等が発生する場合は、一時的に保管する仮置場を設置する。また、選別、焼却、破碎等の処理が可能な処理施設を設置し、運用する。
- （7）市は、ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、（社福）石巻市社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

#### 3 解体撤去

災害により損壊した建物の解体撤去は、原則として所有者が行う。

ただし、市が処理すべき災害廃棄物であると認定した場合は、市が民間事業者に解体撤去及び処理施設又は仮置場への搬送を発注して行う。

#### 4 ごみ（生活ごみ、避難所ごみ、事業ごみ）の処理

可能な限り、平常時と同様の委託収集体制で行う。事業系のごみは、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。

#### 5 環境対策

市は、処理施設、仮置場周辺において、アスベスト飛散等についての環境モニタリング、悪臭及び害虫の発生防止、飛散防止等の対策を実施する。

アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき対処する。

また、仮置場における火災を未然に防止するため、散水、放熱、ガス抜き等の措置、夜間警備等を実施する。

#### 6 市民への支援

市は、被災住家の解体撤去、自動車、船舶等の所有物の問い合わせに対応する。

また、廃棄物やごみ収集・処理についての啓発・広報を行う。

## 第2 し尿の処理

---

### 1 仮設トイレの設置

（1）市は、備蓄している仮設トイレのほか、仮設トイレの調達が必要となった場合、レンタル業者から必要となる数量の仮設トイレを確保し避難所等に配置する。

なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

（2）市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

### 2 し尿の収集・処理

市は、避難所及び仮設トイレ等からのし尿を、し尿収集業者に要請してし尿を収集運搬し、石巻地区広域行政事務組合し尿処理施設で処理を行う。収集・処理が困難な場合には、県等に応援を要請する。

※ 資料第34 一般廃棄物処理施設

※ 資料第35 一般廃棄物処理業者

## 第21節 社会秩序維持活動

| 項 目     | 担 当                | 関係機関                    |
|---------|--------------------|-------------------------|
| 第1 警備対策 | (消) 警防班            | 石巻警察署、河北警察署、<br>石巻海上保安署 |
| 第2 物価監視 | (保) 応援班 (総合相談センター) | 宮城県環境生活部                |

### 第1 警備対策

#### 1 警察の活動

|                                                                                                                                                                                                     |                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-21の抜粋 |
| <p>1 被災地及びその周辺（海上を含む。）において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。</p> <p>また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p> |                          |
| <p>2 県公安委員会は、発生した地震・津波の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。</p>                                                                                                                                            |                          |
| <p>3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p>                                                                                 |                          |

#### 2 海上保安本部の活動

|                                                                |                          |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ※参考                                                            | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-21の抜粋 |
| <p>海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。</p> |                          |
| <p>1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。</p>                         |                          |
| <p>2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。</p>                             |                          |

#### 3 防犯活動

市は、被災地、避難所における犯罪等を防止するため、石巻警察署、河北警察署、避難所運営組織と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

### 第2 物価監視

市は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

## 第22節 教育活動

| 項 目           | 担 当             | 関係機関            |
|---------------|-----------------|-----------------|
| 第1 災害発生時の対応   | ● 災対教育部、災対保健福祉部 | 学校、保育施設         |
| 第2 学校施設等の応急措置 | ● 災対教育部、災対保健福祉部 | 学校、保育施設         |
| 第3 教育の実施      | ● 災対教育部、災対保健福祉部 | 学校、保育施設         |
| 第4 文化財対策      | 災対教育部           | 宮城県教育委員会、文化財管理者 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 災害発生時の対応

#### 1 児童・生徒等の安全確保

##### (1) 在校時の措置

校長等は、児童・生徒等を安全な場所に避難させた後、避難指示等が解除されるまで待機する。最終的に安全を確認した後、事前に取り決めたルールに基づき保護者に引渡し等の措置をとる。

保護者と連絡がつかない場合や引渡しが不可能な場合は、校園内保護を行う。

##### (2) 在校時以外の措置

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。

##### (3) 校園外活動時の対応

遠足等校園外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

#### 2 避難所開設への支援

校長等は、市の行う避難所開設や運営支援に協力する。

### 第2 学校施設等の応急措置

#### 1 公立学校

校長等は、所管施設の被害状況を調査し、応急措置を講じるとともに、教育委員会に被害状況を報告する。

市及び市教育委員会は、被害状況を調査し、応急復旧を行う。

#### 2 私立学校

私立学校の校長等は、所管施設の被害状況を調査し、応急措置を講じるとともに、県に報告する。

私立学校の設置者は、施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合は県に報告する。

|                                                                    |                          |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ※参考                                                                | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-22の抜粋 |
| 県及び市町村の教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。 |                          |

### 1 公立学校等

- (1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

### 2 私立学校等

- (1) 私立学校等の校長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県に報告する。
- (2) 私立学校等の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に県に報告する。

### 3 社会教育施設、社会体育施設

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

## 第3 教育の実施

### 1 教育の実施

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、臨時休業の措置をとる。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

- (1) 教育の実施場所の確保
- (2) 教職員の確保
- (3) 教育の方法

なお、私立学校についても応急的な実施に努める。

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-22 の抜粋 |
|-----|----------------------------|

### 2 私立学校等

私立学校等においても、教育の応急的な実施に努め、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

### 2 教育への支援

#### (1) 心身の健康管理

市教育委員会及び校長等は、必要に応じて、臨時の健康診断等により、被災した児童・生徒の健康管理に努める。

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-22 の抜粋 |
|-----|----------------------------|

県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。また、教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

#### (2) 学用品等の調達

市は、災害により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

## (3) 給食

市及び市教育委員会は、給食センター等の設備・機能の復旧や食材供給業者との調整を行い、学校給食の再開に努める。

## (4) 修学支援

|                                                      |                            |
|------------------------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                                  | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-22 の抜粋 |
| 県教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。 |                            |

## (5) 通学手段の確保

|                                      |                            |
|--------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                  | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-22 の抜粋 |
| 教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。 |                            |

## 3 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- (1) 市は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- (2) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市及び県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。
- (3) 市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

## 第4 文化財対策

国県市指定の文化財に被害が発生した場合は、その管理者等は、市教育委員会に報告する。市教育委員会は、市指定の文化財の管理者等に応急措置について指導・助言を行う。

|                                                                               |                            |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                                                           | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-22 の抜粋 |
| 3 県教育委員会は国指定の文化財について、国と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。 |                            |
| 4 県教育委員会は県指定の文化財について、市町村教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。          |                            |

## 第23節 防災資機材及び労働力の確保

| 項 目         | 担 当             | 関係機関      |
|-------------|-----------------|-----------|
| 第1 防災資機材の確保 | 協定を締結している各部     |           |
| 第2 労働力の確保   | (総) 人事班、(産) 商工班 | 石巻公共職業安定所 |

### 第1 防災資機材の確保

市は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

※ 資料第36 協定一覧

### 第2 労働力の確保

#### 1 労働力の確保

市は、次の手段により労働力を確保する。

- (1) 関係機関の常用労働者及び関係業者等労働者の動員
- (2) 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- (3) 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- (4) 従事命令等による労働者等の強制動員

#### 2 応援要請による技術職員等の動員

市は、自ら技術職員等の確保が困難な場合、災害対策基本法等の法令に基づき、行政機関等に対し、必要技術職員等の応援派遣を要請する。

## 第24節 公共土木施設等の応急対策

| 項 目       | 担 当                                                        | 関係機関                                                                                           |
|-----------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 公共土木施設 | (建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 都市計画班、●(建) 道路班、(産) 水産班、(産) 農林班 | 仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株) |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 公共土木施設

#### 1 道路

各道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、緊急輸送道路を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。

また、道路管理者及び交通管理者は、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報を、道路情報板、ホームページ等で道路利用者に提供する。

市は、市道について、通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

#### 2 海岸保全施設

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋

##### 1 県の対応

##### (1) 緊急点検

海岸管理者は、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

##### (2) 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

##### (3) 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡を取り、二次災害の防止に努める。

### 3 河川管理施設

| ※参考           | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-24 の抜粋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 県の対応        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (1) 緊急点検      | <p>河川管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (2) 二次災害の防止対策 | <p>河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2 東北地方整備局の対応  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (1) 緊急点検      | <p>河川管理者は、震度5弱以上の地震が発生した場合、地震発生後直ちに1次点検及び2次点検を実施し、被災状況等を把握する。</p> <p>また、震度4の地震が発生し、イ～ハのいずれかに該当する場合には1次点検を実施するものとし、重大な被害が確認された場合には、2次点検を実施する。</p> <p>イ 出水により水防団待機水位を超えてはん濫危険水位に達するおそれのある場合。</p> <p>ロ 直前に発生した地震又は出水、若しくはその他要因により既に河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）が発生しており、新たな災害が懸念される場合。</p> <p>ハ 河川管理者が点検を必要と判断した場合。</p> <p>また、前項のほか、地震発生の日又は翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により河川管理施設等の異常、変化等の把握を重点的に行之、重大な被害が確認された場合には2次点検を行う。</p> |
| (2) 二次災害の防止対策 | <p>被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。</p> <p>地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、地震、津波等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (3) 応急復旧      | <p>河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や地震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

### 4 港湾施設

| ※参考          | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-24 の抜粋                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 県の対応       | <p>港湾管理者は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。</p> <p>港湾施設は、震災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。</p> |
| 2 東北地方整備局の対応 |                                                                                                                                                                                                                                                                    |

港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

### 3 第二管区海上保安本部の対応

#### (1) 緊急輸送路の確保

国土交通省と連携し港湾内の啓開作業を行い、次いで水路測量により航路を確保する。

#### (2) 航路障害物の除去

港外の浮遊漂流物の除去・回収と漂流船舶の対応を行う。

#### (3) 安全情報の提供ほか

無線放送による航行警報やホームページによる水路通報による安全情報の提供及び航路標識の復旧に努める。

## 5 漁港施設

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-24 の抜粋

漁港管理者（県及び市町）は、地震発生後早急に、津波の危険がないことを確認した上で、漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

※ 資料第 33 漁港施設一覧

## 6 鉄道施設

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-24 の抜粋

### 1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社

(1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

#### イ 仙台支社対策本部

(イ) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(ロ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ハ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

#### ロ 現地対策本部

(イ) 現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。

(ロ) 本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

イ JR 電話・NTT 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び FAX を整備する。

ロ 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

ハ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

- イ 施設指令は、仙台管区气象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。
- ロ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びSI 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕  
 ※SI 値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したものの。

(4) 旅客及び公衆等の避難

- イ 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

- イ 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- ロ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

- イ 地震が発生した場合の列車の運転取り扱いは次による。
  - (イ) 地震計に 12.0 カイン以上（一部 6.0 カイン以上）が感知された場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。
  - (ロ) 地震計に 6.0 カイン以上 12.0 カイン未満（一部 3.0 カイン以上 6.0 カイン未満）が感知された場合、初列車を、25km/h 又は 35km/h 以下の徐行運転を行い施設の点検を行った後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。
  - (ハ) 地震計に 6.0 カイン未満（一部 3.0 カイン未満）が感知された場合、特に運転規制は行わない。
- ロ 列車の運転方法はそのつど決定する。

## 7 農地・農業施設

市は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

|                                                                                                                                                                                                                                                |                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                                                            | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-24 の抜粋 |
| <p>県及び市町村は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p> <p>1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。</p> <p>2 地震により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速や</p> |                            |

かな応急復旧を行う。

- 3 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

## 8 都市公園施設

市は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

## 9 廃棄物処理施設

石巻地区広域行政事務組合は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

## 10 市の施設及びその他公共施設

市は、防災活動の拠点となる施設を優先して被害状況調査及び保全措置を実施する。

## 第25節 ライフライン施設等の応急復興

| 項 目         | 担 当                     | 関係機関                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 ライフライン施設 | (建) ポンプ場班、<br>● (建) 巡視班 | 宮城県下水道公社、東北電力ネットワーク<br>(株) 石巻電力センター、東日本電信電話<br>(株) 宮城事業部、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、(一社) 宮城県 LP ガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株) |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 ライフライン施設

#### 1 上水道施設

石巻地方広域水道企業団は、被害状況を的確に把握し、市民の生活用水確保を目途に応急復旧計画を策定する。

復旧作業は、原則として浄水施設等、導・送・配水管等の順に行うが、被害状況等を勘案し、復旧の優先順位を決定する。

また、管路等の復旧は、医療機関及び指定給水箇所を優先して行う。

#### 2 下水道施設

市は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道施設の機能を維持するために必要な応急措置を努める。

#### 3 電力施設

| ※参考                                          | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-25 の抜粋                                                                                                                    |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。 |                                                                                                                                               |
| 1 要員の確保                                      | 供給区域内において、震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。                                                               |
| 2 店所間応援の要請及び派遣                               | 被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。                                                                                                      |
| 3 広報活動                                       | (1) 災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。<br>(2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。 |
| 4 復旧資材の確保                                    | (1) 調達<br>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により速やかに確保する。<br>イ 現地調達<br>ロ 対策組織相互の流用                                                  |

## ハ 他電力からの融通

## (2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

## (3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

## 5 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

## 6 応急工事

## (1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

## (2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

## イ 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

## ロ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、仮復旧を迅速に行う。

## ハ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。

## ニ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速かつ確実な復旧を行う。

## ホ 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

## (3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

## 4 ガス施設

## (1) 液化石油ガス施設

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-25 の抜粋

## 1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

## イ 応急措置と応援要請

直ちに情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制

に基づき、（一社）宮城県 LP ガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県 LP ガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

#### ロ 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は（一社）宮城県 LP ガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県 LP ガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

#### ハ 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を（一社）宮城県 LP ガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県 LP ガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

#### ニ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、（一社）宮城県 LP ガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県 LP ガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

- （2）（一社）宮城県 LP ガス協会は、各支部及び宮城県 LP ガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努める。
- （3）県は上記（1）、（2）の各内容に関して、適宜情報を収集し、関係機関間の調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧について支援する。
- （4）関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

### （2）都市ガス施設

※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-25 の抜粋

#### 2 都市ガス施設

- （1）ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

##### イ 製造所の緊急点検と復旧対策

地震の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。

##### ロ 各施設の緊急点検と復旧対策

直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。

なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。

##### （イ）供給停止地域の閉栓

##### （ロ）供給停止地域の復旧ブロック化（公共施設が存在するブロックを優先させる。）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(ハ) 復旧ブロック内の漏洩検査</p> <p>(ニ) 本支管、供給管漏洩箇所修理</p> <p>(ホ) 内管検査及び修理（家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切断し遮断する。）</p> <p>(ヘ) 開栓</p> <p>ハ 応援体制</p> <p>災害の規模に応じて、「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」（（一社）日本ガス協会）に基づき、（一社）日本ガス協会への応援要請の措置をとる。</p> <p>ニ 広報の実施</p> <p>被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。</p> <p>利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。</p> <p>(2) 県は、上記（1）の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関（特に（一社）宮城県 LP ガス協会）との調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧（カセットコンロの確保等、液化石油ガスの提供）について支援する。</p> <p>(3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 5 電信・電話施設

| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-25 の抜粋 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、災害時公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(2) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>2 通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。</p> <p>(2) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。</p> <p>(3) 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を 115 番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。</p> |                            |

## 第26節 危険物施設等の安全確保

| 項 目            | 担 当                 | 関係機関                                                         |
|----------------|---------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第1 危険物施設等の安全対策 | (総) 本部連絡室、● (総) 広報班 | 宮城県復興・危機管理総務課、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 危険物施設等の安全対策

#### 1 住民への広報

市及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにし、その対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、市民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

#### 2 危険物施設

##### (1) 消防機関の活動

石巻地区広域行政事務組合消防本部は、二次災害を防止するため、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、実態に応じて次の措置を指導する。

ア 作業及び移送の停止、施設の応急点検、出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災防止措置、初期消火、

ウ 従業員、周辺住民への人命安全措置、危険物の拡散防止と応急対策

##### (2) 第二管区海上保安本部の活動

|                                              |                            |
|----------------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                          | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-26 の抜粋 |
| 2 海上における第二管区海上保安本部の応急対策                      |                            |
| 危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。                     |                            |
| (1) 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。 |                            |
| (2) 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。    |                            |
| (3) 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。     |                            |

#### 3 高圧ガス施設

|                                                                                                                       |                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ※参考                                                                                                                   | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-26 の抜粋 |
| 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。                                               |                            |
| 2 県は、地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。 |                            |
| 3 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。                   |                            |

#### 4 火薬類製造施設等

石巻地区広域行政事務組合消防本部は、火薬類を取扱う事業者に対し、二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。

また、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-26 の抜粋                                                                                                          |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 火薬類製造等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。<br>(1) 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。<br>(2) 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。      |
| 2   | 消防関係機関は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。                                                                  |
| 3   | 県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。<br>なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する製造業者、販売業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。 |
| 4   | 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。                                  |

## 5 毒物劇物貯蔵施設

| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-26 の抜粋                                                              |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。                                                                 |
| 2   | 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。 |
| 3   | 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。                 |
| 4   | 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。                                                     |

## 6 環境モニタリング

| ※参考 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-26 の抜粋                                                                                                                                                                           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。<br>1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング<br>2 環境大気中の有害物質等のモニタリング |

※ 資料第11 危険物施設等一覧

## 第27節 農林水産業の応急対策

| 項 目      | 担 当                | 関係機関                                                |
|----------|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 第1 農林水産業 | ●（産）水産班、<br>（産）農林班 | いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、石巻地方農業共済組合、石巻市漁業協同組合 |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 農林水産業

#### 1 農業

市は、県及び農業協同組合等と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、除塩・たん水対策、営農用資機材の確保、病害虫の予防、家畜伝染病の発生予防、死亡獣畜の処理、営農技術指導等を行う。

※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編 3－27 の抜粋

##### 1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「宮城県農政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農政部災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農政部災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。

##### 2 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は営農再開に向けた除塩対策を講じる。

土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

##### 3 営農用資機材の確保

###### （1）営農機材

県は、必要に応じて、農業機械化センター等が保有する農業機械の確保について総合調整を行うとともに、営農機材の購入のあっせんを行う。

###### （2）営農用資材

イ 県は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう備蓄種子の供給に関し、（公社）みやぎ農業振興公社を指導するなど、確保のための対策を講じる。

ロ 県は、肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせんのための対策を講じる。

##### 4 家畜伝染病の発生予防

（1）県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、家畜の検査、注射又は薬浴を実施する。

###### （2）防止措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。

イ 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

ロ 殺処分及び死体の焼却、埋却

ハ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

#### 5 死亡獣畜の処理

- (1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。
- (2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場又は化製場へ搬送させ、適正に処理させる。
- (3) 死亡獣畜取扱場又は化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適正な処理を指導する。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については沿岸市町が行い、沿岸市町から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

## 2 林業

市は、県及び石巻地区森林組合と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、危険箇所の応急措置、林産物についての技術指導を行う。

| ※参考    | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-27 の抜粋                                                                                                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 活動体制 | 林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期するため、県は「宮城県水産林政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「水産林政部災害対策本部」を、各地方振興事務所に「水産林政部災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。             |
| 2 応急対策 | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。</li> <li>(2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市町村、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。</li> </ol> |

## 3 水産業

市は、県及び漁業協同組合等と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、災害応急対策についての指導助言、資機材購入のあっせん等の支援を行う。

| ※参考      | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-27 の抜粋                                                                                                                                                          |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 応急対策   | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。</li> <li>(2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて市町村、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。</li> </ol> |
| 2 資機材の確保 | 必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。                                                                                                                                                  |
| 3 応急技術対策 | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。</li> <li>(2) 補充種苗保有量の調査と情報交換及び種苗の供給体制の整備を行う。</li> </ol>                                                    |

## 第28節 二次災害・複合災害防止対策

| 項 目         | 担 当                                                                                        | 関係機関                                                                                   |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 危険度判定    | (建) 建築指導班                                                                                  | 宮城県建築宅地課                                                                               |
| 第2 風評被害等の軽減 | ● (市) 防疫班 (環境課)、<br>(産) 農林班、(産) 観光班、<br>(産) 水産班                                            | 宮城県環境生活部、宮城県農政部、<br>宮城県水産林政部、宮城県経済商工観光部                                                |
| 第3 水防対策     | (総) 本部連絡室、● (産) 水産班、<br>(建) 総務班 (河川港湾高規格道路整備推進課)、<br>(建) 道路班、(建) ポンプ場班、<br>(建) 巡視班、(消) 警防班 | 仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<br>東部土木事務所、東部地方振興事務所、<br>石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、<br>石巻市消防団 |
| 第4 土砂災害対策   | ● (総) 本部連絡室、(産) 農林班、<br>(建) 道路班                                                            | 東部土木事務所、東部地方振興事務所、<br>石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部                                     |
| 第5 空き家等の把握  | (建) 住宅班                                                                                    | 宮城県建築宅地課                                                                               |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 危険度判定

#### 1 被災建築物の応急危険度判定

市は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

##### (1) 判定実施体制

市は、実施本部を設置し、判定コーディネーターの選任、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、判断士の確保、必要な資機材の準備を行う。

また、県に要請して、応急危険度判定士を確保する。

##### (2) 判定の実施

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を行う。危険性が高い建築物については避難を促す。

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」( (一財) 日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会) に基づき、目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

#### 2 被災宅地の危険度判定

市は、被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所などの危険度判定を行う。

##### (1) 判定実施体制

市は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

##### (2) 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)

等に基づき行い、「危険宅地」「要危険宅地」「調査済宅地」に区分し、判定結果を色紙で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、市民等に周知するとともに、避難指示や危険区域への立入制限を実施する。

## 第2 風評被害等の軽減

市は、被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復旧・復興の妨げとならないよう、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。

また、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業等の風評被害等の軽減を図る。

## 第3 水防対策

### 1 高潮・高浪・波浪への対応

市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の応急対策を促進するとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を講じる。

|            |                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考        | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-28の抜粋                                                       |
| 4 高潮・高浪・波浪 | 県及び市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。 |

### 2 集中豪雨等への対応

市は、各種の水防警報を関係機関に伝達するほか、雨量や河川水位等の情報を県総合防災情報システム等から入手し、これらの情報に基づき、重要水防区域及び危険箇所、二次災害につながるおそれのある河川施設、溜池、堤防等の警戒を行う。

特に、集中豪雨等による急激な出水、増水に対処するとともに、的確な避難の指示に努める。

※ 資料第7 水防施設等一覧

※ 資料第8 水防倉庫備蓄状況一覧

## 第4 土砂災害対策

### 1 危険箇所の点検

|           |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※参考       | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-28の抜粋                                                                                                                                                                                                                        |
| (2) 点検の実施 | <p>県及び市町村は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。</p> <p>その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。</p> <p>また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に避難の指示等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> |

### 2 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の発生や、亀裂等の発生により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、関係機関と連携して、地域の住民への周知、監視機器の設置、避難指示の実施、危険箇所への立ち

入り制限等を行う。

- ※ 資料第9 土砂災害危険箇所一覧
- ※ 資料第10 山地災害危険地区一覧
- ※ 資料第39 土砂災害警戒区域等指定箇所

## 第5 空き家等の把握

---

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

## 第29節 応急公用負担等の実施

| 項 目          | 担 当  | 関係機関 |
|--------------|------|------|
| 第1 応急公用負担の権限 | 各災対部 |      |
| 第2 応急公用負担の措置 |      |      |

### 第1 応急公用負担の権限

大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなど、必要な措置を図る。

#### 1 市長の権限

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- (1) 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
- (3) 市の区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

#### 2 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

|                                                                                                          |                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ※参考                                                                                                      | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-29の抜粋 |
| 市町村長若しくはその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市町村長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。 |                           |

#### 3 知事の権限

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-29の抜粋 |
| <p>(1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。</p> <p>イ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項</p> <p>ロ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項</p> <p>ハ 施設及び設備の応急復旧に関する事項</p> <p>ニ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項</p> <p>ホ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>ヘ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>ト その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項</p> <p>(2) 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市町村長の応急公用負担等を代わって実施することができる。</p> |                           |

## 第2 応急公用負担の措置

---

### 1 公用令書の交付

市長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）及び災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）に定めるとおりとする。

※ 資料第24 宮城県災害救助法施行細則

### 2 損失補償及び損害補償等

市長は、物的応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。

また、市長は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成17年石巻市条例第277号）に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

## 第30節 ボランティア活動

| 項 目                   | 担 当     | 関係機関                                |
|-----------------------|---------|-------------------------------------|
| 第1 ボランティアの活動拠点について    | (保) 総務班 | (社福) 石巻市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、その他関係機関 |
| 第2 専門性のあるボランティア活動について | 各災対部    |                                     |

### 第1 ボランティアの活動拠点について

#### 1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

##### (1) 石巻市災害ボランティアセンターの設置

(社福) 石巻市社会福祉協議会は、市と協議の上、「石巻市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを設置する。

##### (2) 石巻市災害ボランティアセンターの運営

(社福) 石巻市社会福祉協議会は、「石巻市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、市と連携して災害ボランティアセンターを運営する。災害ボランティアセンターでは、次に掲げる業務を行う。

ア 被災情報の把握

イ ボランティア・被災市民ニーズの把握

ウ 災害ボランティアの募集、受付

エ 災害ボランティア活動の情報発信

オ センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

カ ボランティア活動保険の加入手続

キ 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理

ク 災害ボランティア活動に必要な移動支援

ケ 石巻市災害対策本部等との以下の情報の共有

(ア) 被災状況・避難情報

(イ) インフラ等の復旧計画・復旧情報

(ウ) ボランティアによる支援活動の状況

(エ) 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める。）

(オ) その他、災害ボランティア活動に必要と石巻市及び(社福) 石巻市社会福祉協議会が認める情報

コ 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

サ その他、センターの活動に必要な業務

#### 2 市の支援

市は、石巻市災害ボランティアセンターの設置・運営について、協定に基づき連携・協力を行う。

##### (1) 災害ボランティアセンターの場所の提供

##### (2) 災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る経費の助成

- (3) 災害ボランティアセンター運営に係る資機材の提供
- (4) 職員の派遣
- (5) 被災状況についての情報提供
- (6) その他、災害ボランティアセンターの運営に必要な支援

### 3 関係機関との連携

市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、（社福）石巻市社会福祉協議会等関係機関と連携しながら行い、その他の NPO や NGO との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

## 第2 専門性のあるボランティア活動について

市は、各対策で支援を受ける専門性のあるボランティアを、それぞれの部で受入れる。ボランティアに支援を依頼する項目及び担当部は、概ね次のとおりとする。

| 主な受入れ項目               | 担当部       |
|-----------------------|-----------|
| ① 被災宅地の危険度判定          | 災 対 建 設 部 |
| ② 被災建築物の応急危険度判定       | 災 対 建 設 部 |
| ③ 砂防関係施設診断            | 災 対 建 設 部 |
| ④ 外国人のための通訳           | 災対復興企画部   |
| ⑤ 救護所での医療、看護、保健予防     | 災対保健福祉部   |
| ⑥ 被災者メンタルヘルスケア        | 災対保健福祉部   |
| ⑦ 高齢者、障害者等への介護        | 災対保健福祉部   |
| ⑧ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 | 災 対 総 務 部 |
| ⑨ その他専門的知識が必要な業務      | 各 部       |

## 第31節 海外からの支援の受入れ

| 項 目              | 担 当   | 関係機関 |
|------------------|-------|------|
| 第1 海外からの救援活動の受入れ | 危機対策課 |      |

### 第1 海外からの救援活動の受入れ

大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、十分連絡調整を図りながら対応する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-31の抜粋 |
| <p>第2 海外からの救援活動の受入れ</p> <p>海外からの救援に一義的に対応するのは、国の役割となっているが、具体の被害を把握し、かつ市町村との連絡調整を実施する機関として県が位置づけられることから、以下の事項について、情報収集、提供等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援を必要とする場所及びその緊急性</li> <li>2 現地までの交通手段及び経路の状況</li> <li>3 現地の宿泊の適否等</li> <li>4 必要な携帯品等</li> <li>5 その他必要と思われる事項</li> </ol> <p>第3 救援内容の確認</p> <p>海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、国と連絡調整を図りながら対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援隊の派遣内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協力内容、人数、派遣日程</li> <li>(2) 受入れ方法</li> <li>(3) 案内、通訳の必要性</li> </ol> </li> <li>2 救援物資の内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品名、数量</li> <li>(2) 輸送手段、ルート</li> <li>(3) 到着予定</li> </ol> </li> </ol> <p>第4 関係機関との協力体制</p> <p>海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。</p> |                           |

## 第 3 章 災害復旧・復興対策



## 第1節 災害復旧・復興計画

| 項 目              | 担 当  | 関係機関 |
|------------------|------|------|
| 第1 災害復旧・復興方針の決定等 | 全担当課 |      |
| 第2 災害復旧計画        |      |      |
| 第3 災害復興計画        |      |      |

### 第1 災害復旧・復興方針の決定等

#### 1 基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、災害による被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向、並びに応急復旧後の状況等を考慮しながら、国・県等関係機関と協議を行い、早急な現状復旧を復興の目標にするか、又は「災害に強いまちづくり」等も踏まえた中長期的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

その際には、次の事項に留意する。

##### (1) 市民意向の尊重

市が主体となり県と連携して、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

##### (2) 女性及び要配慮者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

#### 2 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、他の地方公共団体に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

また、市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のため、必要に応じ、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

### 第2 災害復旧計画

#### 1 基本方向

市は、被災者の生活再建は基より被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

#### 2 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第98号））

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号））
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法（昭和26年法律第193号））
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））
- (9) その他災害復旧事業計画

### 3 事業の実施

- (1) 市は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。
- (2) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- (3) 市は、市道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度や県の代行制度による支援が必要な場合には、国又は県に要請を行う。
- (4) 市は、市が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (5) 市は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

### 4 災害復旧に伴う財政援助

災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、一部負担又は補助するものは、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (10) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱に基づく補助金
- (11) その他

### 第3 災害復興計画

---

#### 1 基本方向

市は、災害復興の必要性が認められた場合、復興基本方針及び復興計画の策定を行う。

また、市は、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等において、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、必要に応じ、国の復興基本方針等に即して復興計画を策定する。

#### 2 復興計画の策定

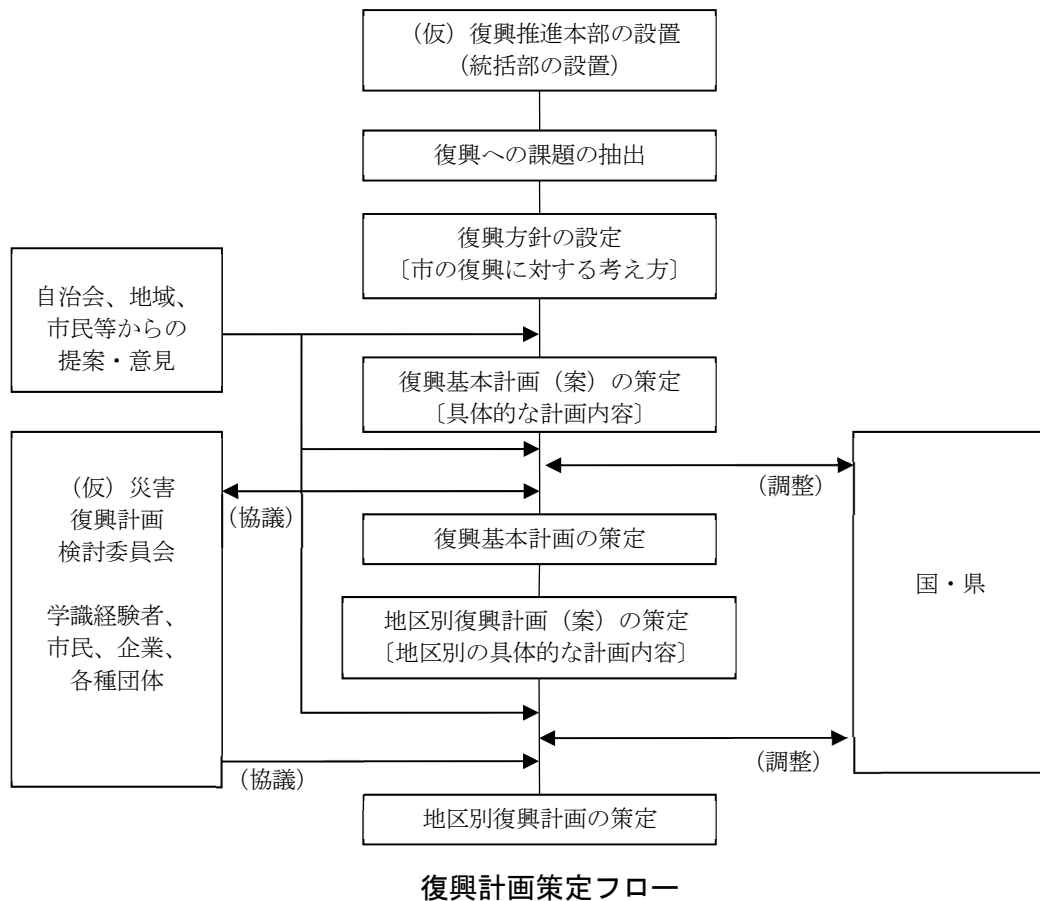
市は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、計画策定区域が市街地の場合は、立地適正化計画等と整合を図りつつ、被災を契機に都市構造や地域産業、地域コミュニティをより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進する。

また、市民に対し、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

復興計画は、防災まちづくりの理念に基づいた災害に強いまちを構築するためのマスタープランであり、復興に向けた取組みの基本方針を示す復興基本計画と地区別の具体的な復興まちづくりの方向性を示す地区別復興計画を二つの柱として、次のような手順と内容を基本として策定する。

策定に当たっては、（仮称）復興推進本部及び学識経験者、市民、企業、各種団体等により組織した（仮称）災害復興計画検討委員会等を設置する。方向を定めるに当たっては、次の事項に留意する。



### 3 災害復興基金の設立等

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合定期的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときには災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第2節 生活再建支援

| 項 目                 | 担 当            | 関係機関 |
|---------------------|----------------|------|
| 第1 被災者の生活確保         | 全担当課           |      |
| 第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行 | ●資産税課、市民税課、納税課 |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 被災者の生活確保

#### 1 被災者台帳の作成

市は、被災者への支援を漏れなく行うために、個々の被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を整備し、各部で共有する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

#### 2 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害により居住する住宅、生活用品等その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金等を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の生活の居住安定を図り、その生活の再建を支援し、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としたものである。

##### （1）対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生しア、イ、ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る。）

##### （2）対象となる被災世帯

自然災害により被害を受けた以下の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 居住する住宅が全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

### （3）被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、基礎支援金及び加算支援金の合計額となる。

## 3 災害弔慰金等の支給等

### （1）災害弔慰金の支給

市は、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 136 号）に基づき、災害により死亡した市民等の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

### （2）災害障害見舞金の支給

市は、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民等に対し、災害障害見舞金を支給する。

## 4 地震保険・共済の活用

市は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

## 5 資金の貸し付け

### （1）災害援護資金の貸し付け

市は、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

### （2）母子父子及び寡婦福祉資金

市は、母子家庭や父子家庭、寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため、無利子又は低利子で各種資金を貸し付ける。

### （3）生活福祉資金

（社福）石巻市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、生活福祉資金を貸付ける。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸し付け対象とならない。

## 6 生活保護

市は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

## 7 税負担等の軽減

市は、必要に応じ、被災した市税及び県税等の納付義務者に対し、税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、軽減を図る。

また、市は、国保制度における医療費負担及び保険料、市立高等学校及び市立幼稚園の授業料、保険料の減免等を行う。

## 8 雇用対策

市は、被災者の働く場の確保のため、災害応急対策、災害復旧対策において、即効性のある臨時的な雇用創出に努める。

|                                                       |                         |
|-------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                   | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編4－2の抜粋 |
| 公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用の促進するため、以下の措置を講じる。 |                         |
| (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集                           |                         |
| (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置                                 |                         |
| (3) 雇用保険失業給付の特例支給                                     |                         |
| (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請                                   |                         |
| (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置                               |                         |

## 第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行

### 1 住宅に関する各種調査

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

### 2 住家の被害調査

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとするとともに、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

調査に当たっては、県を通じて市職員の派遣要請や、建築団体等への委託を検討する。

#### (1) 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。

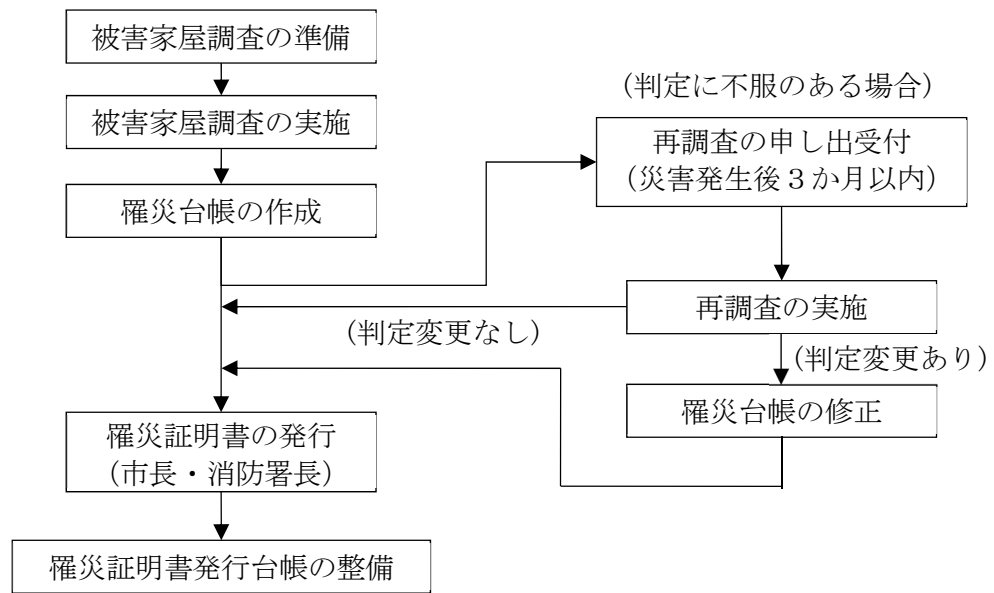
#### (2) 第2次被害家屋調査（再調査）

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき調査を行う。

### 3 罹災証明書の発行

市は、被害家屋の調査結果に基づき、罹災証明書を発行する。

なお、火災証明は、消防本部の火災原因調査に基づき消防署で発行する。



罹災証明書発行の流れ

#### 4 被災証明の発行

市は、住家以外の家財、車、店舗、工場等の有形財産の被災を対象として、被災した事実を証明する被災証明を発行する。

## 第3節 住宅復旧支援

| 項 目       | 担 当                  | 関係機関 |
|-----------|----------------------|------|
| 第1 住宅復旧支援 | 都市計画課、建築課、●住宅課、建築指導課 |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 住宅復旧支援

#### 1 一般住宅復興資金の確保

|                                                                                                                     |                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                                                                                 | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編4－3の抜粋 |
| 県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被害市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。 |                         |

#### 2 住宅の建設等

##### (1) 災害復興住宅資金の融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

##### (2) 災害公営住宅の確保

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

##### (3) 災害公営住宅の建設

市は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の基準に該当する場合、公営住宅法第8条、同法第24条、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び石巻市営住宅条例（平成17年条例第273号）第6条等の規定により、低所得被災世帯のための国庫補助を受け、災害公営住宅を建設する。

##### (4) 計画的な恒久住宅への移行

市は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

##### (5) 公営住宅の空き戸の活用

市は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する）に対して、既存公営住宅等の空き戸を活用し、公募によらない入居を可能とする。

#### 3 防災集団移転促進事業等の活用

市は、被災地域又は災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のため、防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、移転を促進する。

## 第4節 産業復興支援

| 項 目       | 担 当 | 関係機関 |
|-----------|-----|------|
| 第1 産業復興支援 | 産業部 |      |

### 第1 産業復興支援

#### 1 中小企業者融資対策

|                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編4－4の抜粋 |
| <p>1 県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。</p> <p>2 県は、事業協同組合や商店街振興組合等が被災施設の復旧又は施設の復旧に当たり新たな施設整備をする場合に、高度化事業（災害復旧貸付）により資金の貸付を行う。</p> <p>3 県は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。</p> |                         |

#### 2 農林漁業金融対策

|                                                                                                                                                    |                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                                                                                                                | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編4－4の抜粋 |
| <p>県は、市町村や関係融資機関と協力して、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設など、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。</p> |                         |

#### 3 相談窓口の設置

|                                                             |                         |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ※参考                                                         | 宮城県地域防災計画 地震災害対策編4－4の抜粋 |
| <p>県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。</p> |                         |

## 第5節 都市基盤の復興対策

| 項 目          | 担 当  | 関係機関 |
|--------------|------|------|
| 第1 都市基盤の復興対策 | 全担当課 |      |

### 第1 都市基盤の復興対策

#### 1 防災まちづくり

(1) 市は、再度の災害防止と、より快適な都市環境の創造を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画策定段階で立地適正化計画等と整合を図り、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。

併せて、要配慮者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、以下の事項等を基本的な目標とする。

ア 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所及び延焼遮断帯の整備

イ 防災活動拠点ともなる道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤施設の整備

ウ ライフラインの共同収容施設としての共同溝及び電線共同溝の整備等

エ ライフラインの耐震化等

オ 建築物及び公共施設の耐震化及び不燃化

カ 耐震性貯水槽の設置

なお、イのうち都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等の防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保及び景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

(4) 既存不適格建築物については、防災及びアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明し、その解消に努める。

(5) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、市民に対し提供する。

(6) 市は、被災した学校等施設の復興にあたり、学校等の復興とまちづくりの連携を推進し、安全かつ安心な立地の確保、学校等施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

#### 2 想定される計画内容例

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧、耐震化及びネットワーク化による機能強化等

(2) 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と地震に強いまちづくりの早期実現

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化並びに情報通信システムの信頼性及び安全性の向上

(4) 防災基盤の整備

河川、海岸、砂防施設等保全施設の早期復旧及び耐震性の強化、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備並びに都市公園、河川公園等の防災拠点及び防災帯の整備による防災空間の確保等

## 第6節 義援金の受入れ、配分

| 項 目           | 担 当          | 関係機関 |
|---------------|--------------|------|
| 第1 義援金の受入れ、配分 | ●生活再建支援室、会計課 |      |

「●」は主務担当を示す。

### 第1 義援金の受入れ、配分

#### (1) 受入れ及び管理

市は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて周知する。受入れた義援金は、配分が決まるまで保管する。

#### (2) 配分

市は、宮城県災害義援金配分委員会及び石巻市災害義援金配分委員会の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。

## 第7節 激甚災害の指定

| 項 目        | 担 当  | 関係機関          |
|------------|------|---------------|
| 第1 激甚災害の調査 | 全担当課 | 宮城県復興・危機管理総務課 |
| 第2 激甚災害の手続 |      |               |

### 第1 激甚災害の調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

### 第2 激甚災害の手続

#### 1 激甚災害指定の手続

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告することとなっている。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなる。

#### 2 特別財政援助等の申請手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

## 第8節 災害対応の検証

| 項 目        | 担 当  | 関係機関 |
|------------|------|------|
| 第1 検証の実施   | 全担当課 |      |
| 第2 検証結果の反映 |      |      |

### 第1 検証の実施

#### 1 検証の項目

災害から教訓を導き出し、その結果を地域防災計画に反映するなど、今後の防災・減災対策に活かすことや、伝承として啓発を行うことは重要である。

市は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

主な検証項目例は、次のとおりである。

##### (1) 情報処理

県及び他自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

##### (2) 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

##### (3) 指揮・調整

災害対策本部内における指揮・統制、決断、本部事務局各グループ、各担当課等の間の業務調整

##### (4) 組織間連携

石巻市管轄外各機関（防災関係機関、国、市町村、都道府県、協定締結団体など）との調整

##### (5) 広報

市民や市外への広報・相談等

##### (6) 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

#### 2 検証体制

市職員のほか、市内部の検証部会や外部有識者を加えた検証委員会等の設置についても検討する。

#### 3 検証手法

検証は、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等で行う。

また、文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

## 第2 検証結果の反映

---

### 1 検証結果と防災対策への反映

市は、検証結果として、報告書や記録集等として取りまとめる。

さらに、それをもとに、地域防災計画や各種マニュアル等を検討し、体制や災害対策の仕組みを構築するよう努める。

### 2 災害教訓の伝承

市は、検証によって得られた教訓を防災教育に活用するなど、災害を伝承し防災意識を啓発する。